

# 一、本会議の審議概要

○平成五年一月二十二日 金曜日

開会 午前十時三分

日程第一 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

日程第二 常任委員長の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、議院運営委員長に高木正明君を指名した。

特別委員会設置の件

右の件は、議長発議により、科学技術振興に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る科学技術特別委員会、公害及び環境保全に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る環境特別委員会、災害に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る災害対策特別委員会、選挙制度に関する調査のため委員二十五名から成る選挙制度に関する特別委員会、沖繩及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員二十名から成る沖繩及び北方問題に関する特別委員会、土地問題及び国土利用に関する対策樹立に資するため委員三十名から成る土地問題等に関する特別委員会を設置することに全会一致をもって決し、国会等の移転に関する調査を行うため委員十名から成る国会等の移転に関する特別委員会を設置することに決し、議長は、特別委員を指名した。

参議院政治倫理審査会規程第九条による議員の選任

備

考

一・三二 開会式

議長は、参議院政治倫理審査会規程第九条の規定により政治倫理審査会に出席する議員に井上計君を指名した。

北海道開発審議会委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、伊江朝雄君、榎崎泰昌君を指名した。

休憩 午前十時九分

再開 午後四時五分

日程第三 国務大臣の演説に関する件

宮澤内閣総理大臣は施政方針に関し、渡辺外務大臣は外交に関し、林大蔵大臣は財政に関し、船田国務大臣は経済に関してそれぞれ演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後五時五十五分

○平成五年一月二十六日 火曜日

開会 午前十時一分

日程第一 国務大臣の演説に関する件(第二日)

矢田部理君、山本富雄君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

(衆議院)

一・二三 国務大臣の演説

二五、二六 演説に対する質疑

散会 午後零時三十六分

○平成五年一月二十七日 水曜日

開会 午前十時一分

日程第一 國務大臣の演説に関する件(第三日)

大久保直彦君、足立良平君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前十一時三十六分

再開 午後一時一分

休憩前に引き続き、立木洋君、高井和伸君、淵上貞雄君、青島幸男君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後三時八分

○平成五年二月十日 水曜日

開会 午前十時一分

永年在職議員表彰の件

右の件は、議長発議により、国会議員として在職二十五年に達した議員鈴木省吾君、松本英一君を院議をもって表彰することに決し、議長は、次の表彰文を朗読した。

議員鈴木省吾君 君は国会議員としてその職にあること二十五年に及び常に憲政のため力を尽くされました

参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもって表彰します

議員松本英一君 君は国会議員としてその職にあること二十五年に及び常に憲政のため力を尽くされました

参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもって表彰します

齋藤十朗君は、両君に対し祝辞を述べた。

鈴木省吾君は、謝辞を述べた。

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、原子力安全委員会委員に佐藤一男君、社会保険審査会委員長に木暮保成君、同委員に佐々木喜之君を任命することに全会一致をもって同意することに決した。

日程第一 平成四年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特

例に関する法律案（衆議院提出）

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午前十時十四分

○平成五年三月一日 月曜日

開会 午後零時二十一分

日程第一 国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律案（趣旨説明）

右は、林大蔵大臣から趣旨説明があった後、上山和人君が質疑をした。

日程第二 平成五年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律案（趣

旨説明）

右は、林大蔵大臣から趣旨説明があった後、今井澄君が質疑をした。

永年在職議員表彰の件

右の件は、議長発議により、国会議員として在職二十五年に達した議員世耕政隆君を院議をもって表彰することに決し、議長は、次の表彰文を朗読した。

議員世耕政隆君 君は国会議員としてその職にあること二十五年に及び常に憲政のため力を尽くされました

参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもって表彰します

斎藤十朗君は、祝辞を述べた。

世耕政隆君は、謝辞を述べた。

散会 午後一時三十二分

○平成五年三月十二日 金曜日

開会 午前十時一分

日程第一 常任委員長辞任の件

右の件は、議院運営委員長高木正明君の辞任を許可することに決した。

常任委員長の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、議院運営委員長に前田勲男君を指名した。

北海道開発審議会委員等各種委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、北海道開発審議会委員に伊江朝雄君、榎崎泰昌君、日本ユネスコ国内委員会委員に森暢子君を指名した。

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、人事官に播谷実君、日本銀行政策委員会委員に酒井守君を任命することに同意することに決した。

日程第二 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案

(第百二十五回国会小川仁一君外四名発議)

日程第三 参議院政治倫理審査会規程の一部を改正する規程案(第百二十五回国会石井

一二君外四名発議)

右の両案は、議院運営委員会理事から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日

程第二は可決、日程第三は委員長報告のとおり修正議決された。

議長は、参議院政治倫理審査会規程の改正により増加する同審査会委員を追って指名する旨を告げた。

散会 午前十時十分

○平成五年三月二十九日 月曜日

開会 午後七時二十一分

国土開発幹線自動車道建設審議会委員等各種委員の選挙

右の選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、国土開発幹線

自動車道建設審議会委員に岩崎純三君、国会等移転調査会委員に大木浩君、坂野重信君、

田沢智治君、会田長栄君、広中和歌子君、古川太三郎君を指名した。

日程第一 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

放送法第二十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（衆議院送付）

右の両件（第二の議案は日程に追加）は、逡信委員長から委員会審査の経過及び結果の

報告があった後、日程第一は可決され、日程追加の第二の議案は全会一致をもって承認

することに決した。

国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

平成五年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律案（内閣提出、衆議

（衆議院議決）

二・二五 国の補助金等の整理及び合

理化等に関する法律案

（關法第一号）

平成五年度における一般会

計承継債務等の償還の特例

等に関する法律案（關法第

二号）

院送付)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の五案は、日程に追加し、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

国民健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の両案は、日程に追加し、厚生委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、日程に追加し、環境特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関し承認を求めるの件

右の件は、日程に追加し、労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって承認することに決した。

新技術事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(衆議院議決)

三・二五 租税特別措置法の一部を改

正する法律案(閣法第四号)



右の議案は、日程に追加し、科学技術特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、日程に追加し、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

恩給法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった

（衆議院議決）

三・二五 地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第九号）

後、全会一致をもって可決された。

原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、日程に追加し、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、日程に追加し、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、日程に追加し、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 (衆議院提出)

右の議案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

右の件は、議長発議に係る参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案を可決し

た。

散会 午後八時十二分

○平成五年三月三十一日 水曜日

開会 午後三時五十一分

日程第一 平成五年度一般会計予算

日程第二 平成五年度特別会計予算

日程第三 平成五年度政府関係機関予算

右の三案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、記名投票をもつて採決の結果、賛成一〇九、反対一三七にて否決された。

休憩 午後五時三十一分

再開 午後六時三十一分

平成五年度一般会計予算外二件両院協議会の協議委員の選挙

右の選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、協議委員を指名した。

休憩 午後六時三十三分

再開 午後八時十一分

平成五年度一般会計予算外二件両院協議会参議院協議委員議長報告

平成五年度一般会計予算  
平成五年度特別会計予算  
平成五年度政府関係機関予算

〔衆議院予算委員会〕

二・一七 証人喚問

二・二二、二三 公聴会

三・二、三 集中審議

三・四、五 分科会

三・六 可決

三・一一 証言聴取(委員派遣)

〔衆議院本会議〕

三・六 可決

右は、平成五年度一般会計予算外二件両院協議会参議院協議委員議長村沢牧君から平成五年度一般会計予算外二件両院協議会において成案を得なかつた旨の報告があつた。  
散会 午後八時十七分

○平成五年四月七日 水曜日

開会 午前十時一分

日程第一 皇太子殿下納采の儀につき慶賀の意を表する件

右の件は、議長発議により、天皇陛下並びに皇太子殿下に院議をもって賀詞を奉呈することとし、その賀詞は議長に一任することに決した後、議長は次の賀詞を朗読した。

天皇陛下にささげる賀詞

皇太子徳仁親王殿下の納采の儀を本日めでたく行われましたことは国民のひとしく喜びとするところであります

参議院はここに謹んで慶祝の意を表します

皇太子殿下にささげる賀詞

皇太子殿下の納采の儀が本日めでたく行われましたことは国民のひとしく喜びとするところであります

参議院はここに謹んで慶祝の意を表します

日程第二 航空業務に関する日本国とネパール王国との間の協定の締結について承認を

〔参議院予算委員会〕

三・二五 公聴会

三・二六 委嘱審査

三・三〇 集中審議

三・三一 否決

〔参議院本会議〕

三・三一 否決

〔両院協議会〕

三・三一 成案を得ず

平成五年度一般会計予算外二件両院協議会参議院協議委員

議長 村沢 牧君

副議長 白浜 一良君

小川 仁一君

菅野 久光君

角田 義一君

山本 正和君

荒木 清寛君

寺崎 昭久君

吉岡 吉典君

磯村 修君

求めるの件

日程第三 日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右の両件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって承認することに決した。

散会 午前十時六分

○平成五年四月九日 金曜日

開会 午前十時一分

政治の信頼確立と政治改革の推進に関する決議案（前田勲男君外八名発議）（委員会審査省略要求事件）

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、前田勲男君から趣旨説明があった後、可決された。

宮澤内閣総理大臣は、右の決議について所信を述べた。

日程第一 流通業務市街地の整備に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の議案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第二 不正競争防止法案（内閣提出）

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致を

（衆議院）

四・八

皇太子殿下納采の儀に当たり  
賀詞奉呈の件

もって可決された。

日程第三 林業改善資金助成法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第四 林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の両案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第三は全会一致をもって可決、日程第四は可決された。

日程第五 社会福祉・医療事業団法及び沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の議案は、厚生委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午前十時十八分

○平成五年四月十六日 金曜日

議長は、皇太子殿下納采の儀に当たり、皇居において天皇陛下並びに皇太子殿下にお目にかかり、賀詞を奉呈した旨報告した。

開会 午前十時一分

日程第一 診療放射線技師法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第二 視能訓練士法の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の両案は、厚生委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致を

もって可決された。

日程第三 阪神高速道路公団法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第四 不動産登記法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致を  
もって可決された。

日程第五 国立学校設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致を  
もって可決された。

日程第六 特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致を  
もって可決された。

日程第七 沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第八 水産業協同組合法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第九 漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の三案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第  
七は全会一致をもって可決、日程第八及び第九は可決された。

散会 午前十時十九分

○平成五年四月二十一日 水曜日

開会 午前十時一分

日程第一 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第二 薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、厚生委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第三 気象業務法の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の議案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午前十時十一分



○平成五年四月二十六日 月曜日

開会 午前十時二分

日程第一 商業及び事務所における衛生に関する条約（第二百十号）の締結について承認を求めるの件

日程第二 国際的なコスパス・サータット計画との地上部分提供国としての提携に関する通告の書簡の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第三 国際移住機関憲章の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

右の三件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって承認することに決した。

日程第四 環境事業団法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、環境特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第五 土地区画整理法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第六 貿易保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第七 農業災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決さ

れた。

日程第 八 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、厚生委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午前十時十九分

○平成五年四月二十八日 水曜日

開会 午前十時一分

特別委員会の目的、名称及び委員数変更の件

右の件は、議長発議により、選挙制度に関する特別委員会につき、その目的を政治改革に関する調査のためとし、その名称を政治改革に関する特別委員会と改め、委員の数を三十五名に増加することに決し、議長は、増加する政治改革に関する特別委員を指名した。

日程第 一 国務大臣の報告に関する件（「モザンビーク国際平和協力業務実施計画」等について）

右の件は、河野国務大臣から報告があった後、岡野裕君、喜岡淳君、荒木清寛君、吉田之久君、林紀子君、磯村修君がそれぞれ質疑をした。

日程第 二 皇太子徳仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律案（内閣提出、衆

（衆議院）

四・二八

「モザンビーク国際平和協力業務実施計画」等についての報告及び報告に対する質疑

議院送付)

日程第三 日本国憲法第八条の規定による議決案(衆議院送付)

右の両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

日程第五 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の両案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第六 協同組織金融機関の優先出資に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第七 皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の発行に関する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

右の両案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

国会法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

右の両案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午後零時五十四分

(衆議院議決)

四・二二 国会法の一部を改正する法律案(衆第一六号)

律案(衆第一六号)

四・二九 五・二 内閣総理大臣の

海外出張(オーストラリア、

ア、ニュー・ジージーランド)

○平成五年五月十二日 水曜日

開会 午前十時一分

国務大臣の報告に関する件（平成五年度地方財政計画について）  
地方交付税法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、村田自治大臣から報告及び趣旨説明があった後、山口哲夫君が質疑をした。

商法等の一部を改正する法律案及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、後藤田法務大臣から趣旨説明があった後、峰崎直樹君が質疑をした。

労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、村上労働大臣から趣旨説明があった後、庄司中君、武田節子君、直嶋正行君、高崎裕子君、笹野貞子君がそれぞれ質疑をした。

日程第一 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院  
送付）

右の議案は、厚生委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午後一時三十五分

○平成五年五月十四日 金曜日

開会 午前十時一分

裁判官弾劾裁判所裁判員辞任の件

右の件は、坂野重信君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

右の選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に平井卓志君、国会等移転調査会委員に宮澤弘君を指名した。

判所裁判員に平井卓志君、国会等移転調査会委員に宮澤弘君を指名した。

日程第一 国務大臣の報告に関する件（「我が国文民警察要員死傷事件と要員の安全対策等」について）

策等」について）

右の件は、河野国務大臣から報告があった後、上杉光弘君、栗原君子君、木庭健太郎君、寺崎昭久君、聴濤弘君、井上哲夫君がそれぞれ質疑をした。

日程第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

トルコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第三 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とイスラエル国との間の条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

イスラエル国との間の条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第四 気候変動に関する国際連合枠組条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

院送付）

日程第五 生物の多様性に関する条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

右の四件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第二及

（衆議院）

五・一三

「我が国文民警察要員死傷事件と要員の安全対策等」についての報告及び報告に対する質疑

び第三は承認することに決し、日程第四及び第五は全会一致をもって承認することに決した。

日程第六 平成二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

（第百二十三回国会内閣提出、第百二十六回国会衆議院送付）

日程第七 平成二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第百二十三回国会内閣提出、第百二十六回国会衆議院送付）

（第百二十三回国会内閣提出、第百二十六回国会衆議院送付）

日程第八 平成二年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第百二十三回国会内閣提出、第百二十六回国会衆議院送付）

（第百二十三回国会内閣提出、第百二十六回国会衆議院送付）

日程第九 平成二年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（第百二十三回国会内閣提出、第百二十六回国会衆議院送付）

（第百二十三回国会内閣提出、第百二十六回国会衆議院送付）

日程第一〇 平成三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

（第百二十三回国会内閣提出、第百二十六回国会衆議院送付）

日程第一一 平成三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

（第百二十三回国会内閣提出、第百二十六回国会衆議院送付）

日程第一二 平成三年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）

（第百二十三回国会内閣提出、第百二十六回国会衆議院送付）

（第百二十三回国会内閣提出、第百二十六回国会衆議院送付）

日程第一三 平成三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

(衆議院送付)

日程第一四 平成三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(衆議院送付)

日程第一五 平成三年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁

所管経費増額調書(その2) (衆議院送付)

日程第一六 平成四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院送付)

日程第一七 平成四年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁

所管経費増額調書(その1) (衆議院送付)

右の十二件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第六、

第七、第一〇、第一三及び第一六は承諾することに決し、日程第八、第九、第一一、第

一二、第一四、第一五及び第一七は全会一致をもって承諾することに決した。

日程第一八 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律案(内閣提出、

衆議院送付)

日程第一九 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の両案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致を

もって可決された。

日程第二〇 母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、厚生委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致を

もって可決された。

日程第二一 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第二二 郵便切手類販売所等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の議案は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第二三 船舶安全法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。  
散会 午後零時四十九分

○平成五年五月十八日 火曜日

開会 午後三時四十二分

日程第一 国務大臣の演説に関する件

林大蔵大臣は、財政について演説をした。

右に対し、櫻井規順君、常松克安君、長谷川清君、有働正治君、萩野浩基君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法

（衆議院議決）

四・二二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律案（關法第一五号）

（衆議院）

五・一八 国務大臣の演説（財政）及び演説に対する質疑



律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午後六時三分

○平成五年五月二十四日 月曜日

開会 午後零時一分

日程第一 環境基本法案（閣法第六二号）及び環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（趣旨説明）

右は、林国務大臣から趣旨説明があった後、中尾則幸君、横尾和伸君、江本孟紀君、西山登紀子君、中村鋭一君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後二時三分

○平成五年五月二十六日 水曜日

開会 午後零時十一分

農業機械化促進法の一部を改正する法律案、農業経営基盤の強化のための関係法律の整備

に関する法律案及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、田名部農林水産大臣から趣旨説明があった後、谷本巍君、風間昶君がそれぞれ質疑をした。

日程第 一 郵便貯金法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。  
散会 午後一時十四分

○平成五年五月二十八日 金曜日

開会 午後零時三十一分

日程第 一 児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件（趣旨説明）

右は、武藤外務大臣から趣旨説明があった後、堀利和君、浜四津敏子君、鈴木栄治君、吉川春子君、乾晴美君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後二時十八分

○平成五年六月二日 水曜日

開会 午前十時一分

日程第一 地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第二 労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第三 簡易生命保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第四 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第五 簡易保険福祉事業団法及び簡易生命保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の三案は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第三及び第五は全会一致をもって可決、日程第四は可決された。

散会 午前十時十五分

（衆議院議決）

四・二七 地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第二九号）

五・一一 労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第三三三号）

○平成五年六月四日 金曜日

開会 午前十時一分

日程第一 皇太子殿下結婚の儀につき慶賀の意を表する件

右の件は、議長発議により、天皇陛下並びに皇太子殿下に院議をもって賀詞を奉呈することとし、その賀詞は議長に一任することに決した後、議長は次の賀詞を朗読した。

天皇陛下にささげる賀詞

きょうのよき日に 皇太子徳仁親王殿下の結婚の儀を行わせられましたことは 国民のひとしく喜びとするとあります

このたびの御盛典は 皇室の御繁栄とわが国の進展に 一層の輝きをそえるものと信じます

ここに参議院は 国民慶祝の至情を代表し院議をもって恭しく賀詞をささげます

皇太子殿下にささげる賀詞

きょうのよき日に 皇太子殿下の結婚の儀が行われましたことは 国民のひとしく喜びとするとあります

われら国民敬愛のまとなっておられます両殿下には まます御健康にあらせられ 幸福な御家庭を築かれますよう祈ってやみません

ここに参議院は 国民慶祝の至情を代表し院議をもって恭しく賀詞をささげます  
地方分権の推進に関する決議案（佐藤三吾君外八名発議）（委員会審査省略要求事件）

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすること

（衆議院）

六・三 皇太子殿下結婚の儀に当たり  
賀詞奉呈の件

（衆議院議決）

六・三 地方分権の推進に関する決議  
案

に決し、佐藤三吾君から趣旨説明があった後、全会一致をもって可決された。

村田自治大臣は、右の決議について所信を述べた。

日程第二 銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第三 地方自治法の一部を改正する法律案（地方行政委員長提出）

右の両案は、地方行政委員長から日程第二については委員会審査の経過及び結果の報告、

日程第三については趣旨説明があった後、全会一致をもって可決された。

日程第四 商法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第五 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第六 社会保険労務士法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

日程第七 調理師法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の両案は、厚生委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午前十時二十一分

（衆議院議決）

四・二八 商法等の一部を改正する法律案（關法第五二号）

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（關法第五三号）

平成五年度一般会計補正予算（第一号）

平成五年度特別会計補正予算（特第一号）

平成五年度政府関係機関予算（機第一号）

〔衆議院予算委員会〕

五・二五、二六 集中審議

五・二六 可決

〔衆議院本会議〕

五・二六 可決

○平成五年六月八日 火曜日

開会 午後二時三十一分

平成五年度一般会計補正予算(第1号)

平成五年度特別会計補正予算(特第1号)

平成五年度政府関係機関補正予算(機第1号)

右の三案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、否決された。

自衛隊法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

右は、日程に追加し、中山国務大臣から趣旨説明があつた後、薬科満治君が質疑をした。

日程第一 農業機械化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第二 農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第三 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の三案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第一は全会一致をもって可決、日程第二及び第三は可決された。

日程第四 電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもって可決された。

〔参議院予算委員会〕

五・三一、六・七 集中審議

六・八 否決

〔参議院本会議〕

六・八 否決

〔両院協議会〕

六・八 成案を得ず

平成五年度一般会計補正予算(第1号) 外二件両院協議会参議院協議委員

員

議長 村沢 牧君

副議長 白浜 一良君

稲山 篤君

小川 仁一君

志 苦 裕君

山 本 正和君

広 中 和歌子君

寺 崎 昭久君

吉 岡 吉典君

磯 村 修君

租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律案（大蔵委員長提出）

右の両案は、日程に追加し、大蔵委員長から第一の議案については委員会審査の経過及び結果の報告、第二の議案については趣旨説明があった後、全会一致をもって可決された。

地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

休憩 午後三時四十分

再開 午後四時一分

平成五年度一般会計補正予算（第1号）外二件両院協議会の協議委員の選挙

右の選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、協議委員を指名した。

休憩 午後四時三分

再開 午後五時二十六分

平成五年度一般会計補正予算（第1号）外二件両院協議会参議院協議委員議長報告

右は、平成五年度一般会計補正予算（第1号）外二件両院協議会参議院協議委員議長村

沢牧君から平成五年度一般会計補正予算（第1号）外二件両院協議会において成案を得なかつた旨の報告があった。

散会 午後五時三十二分

（衆議院議決）

五・二〇 農業機械化促進法の一部

を改正する法律案（閣法第二五号）

農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第二四号）

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案（閣法第一八四号）

○平成五年六月十一日 金曜日

議長は、皇太子殿下の結婚の儀に当たり、皇居において天皇陛下並びに皇太子殿下にお目にかかり、賀詞を奉呈した旨報告した。

開会 午前十時二分

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、公正取引委員会委員に植松敏君、佐藤勲平君、土地鑑定委員会委員に新井清光君、枝村利一君、川井健君、高橋敏君、中村清君、横須賀博君、中央社会保険医療協議会委員に金森久雄君を任命することに全会一致をもって同意することに決し、土地鑑定委員会委員に中嶋計廣君、中央更生保護審査会委員長に石原一彦君を任命することに同意することに決した。

日程第一 国務大臣の報告に関する件（平成三年度決算の概要について）

右の件は、林大蔵大臣から報告があった後、会田長栄君、山下栄一君がそれぞれ質疑をした。

日程第二 国務大臣の報告に関する件（農業基本法に基づく平成四年度年次報告及び平成五年度農業施策、林業基本法に基づく平成四年度年次報告及び平成五年度林業施策並びに沿岸漁業等振興法に基づく平成四年度年次報告及び平成五年度沿岸漁業等の施策について）

右の件は、田名部農林水産大臣から報告があった後、菅野久光君が質疑をした。

日程第三 精神保健法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）



右の議案は、厚生委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第 四 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律

案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第 五 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午前十一時五十八分

○平成五年六月十七日 木曜日

開会 午前十時一分

議員藤江弘一君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。次いで、守住有信君が哀悼の辞を述べた。

休憩 午前十時十二分

再開するに至らなかった。

政治改革関連法案の審議

〔衆議院本会議〕

四・一三、一四 趣旨説明

〔衆議院政治改革に関する調査特別委員会〕

一・二二

設置

委員長、理事互選

四・一四

提案理由説明

五・一八

公聴会

〔参議院政治改革に関する特別委員会〕

四・二八

選挙制度に関する特別

委員会の目的、名称、

委員数を変更

〔衆議院議決〕

六・一八 宮澤内閣不信任決議案

衆議院解散

## 二、両院協議会の審議概要

○平成五年度一般会計予算外二件両院協議会

案件	衆議院	請求の理由	請求日	本院協 議委員 選挙日	両院協議会 開会日	成案の議決		備考
	参議院					参議院	衆議院	
平成五年度一般会計 予算外二件	衆議院	参議院が衆 議院送付案 を否決	五、 三、三一	五、 三、三一	五、 三、三一	参議院において成案を得 なかった。		憲法第六十条第二項 により衆議院の議決 が国会の議決となっ た。

○平成五年度一般会計補正予算(第1号) 外二件両院協議会

案件	衆議院	請求の理由	請求日	本院協 議委員 選挙日	両院協議会 開会日	成案の議決		備考
	参議院					参議院	衆議院	
平成五年度一般会計 補正予算(第1号) 外二件	衆議院	参議院が衆 議院送付案 を否決	五、 六、八	五、 六、八	五、 六、八	参議院において成案を得 なかった。		憲法第六十条第二項 により衆議院の議決 が国会の議決となっ た。

## 平成五年度一般会計予算外二件

### 両院協議会参議院協議委員議長報告

平成五年度一般会計予算外二件両院協議会の経過及び結果について御報告申し上げます。

本院協議委員は、先ほどの本会議におきまして、議長より指名されました後、直ちに協議委員議長及び副議長の互選を行い、その結果、協議委員議長に私、村沢牧が、副議長に白浜一良君がそれぞれ選任されました。

なお、衆議院におきましては、佐藤信二君が協議委員議長に、石川要三君が副議長に選任されました。

両院協議会の初会の議長はくじにより決定することになっておりますので、開会に先立ち、抽せんを行いました結果、衆議院側協議委員議長の佐藤君が議長に当選されました。

協議会におきましては、衆議院側の小杉隆君から、公共投資の拡充等、景気対策に十分配慮しており、特に生活関連分野に重点配分されていること、社会保障関係費が充実強化されており、特に高齢者保健福祉推進十カ年戦略、エイズ対策等きめ細かい配慮がなされていること、政府開発援助予算を一兆円余、計上するなど国際貢献の姿勢が強く打ち出されていること、防衛関係費を三十五年度以来の低い伸びに抑えており、特に正面経費については二年連続で減額していること、厳しい財政事情のもと特例公債の発行を回避し、財政の節度を堅持したこと等の理由で賛成、次

に本院側山本正和君から、不況が一層深刻化しているにもかかわらず、景気回復に即効性のある所得税減税が盛り込まれていないこと、生活大国作りの二年度目の予算であるのに、生活関連社会資本整備のための公共事業費の配分比率が相変らず固定化されていること、国民生活に直接かわる社会保障関係費など高齢者対策のための予算が不十分なこと、東西冷戦構造の終えん等を受け、国際的に軍事費の削減が潮流なのに防衛関係費の抑制が不十分なこと、景気の低迷が長期化するにもかかわらず、税収見積もりが甘く、過大見積もりとなっていること等の理由によって反対と、それぞれ議決の趣旨の説明が行われました。

次に協議に移りましたところ、本院側協議委員の角田義一君、荒木清寛君、寺崎昭久君、吉岡吉典君、磯村修君、また、衆議院側協議委員の中川昭一君から、それぞれ種々の発言があり、双方において熱心な意見交換が行われました。

かくて協議終結に当たり、本院側の白浜一良君から、両院協議会として参議院側が指摘した予算三案に反対する理由として掲げた諸事項を除去することによって平成五年度予算が成立できるよう衆議院側に協力を要請する旨の意見が述べられました。また、衆議院側の亀井静香君からは、平成五年度予算は現下の経済情勢及び国民生活への影響を考慮し、衆議院側の議決通り成立することが望ましい旨の意見が述べられました。

結局、意見の一致を見るに至らず、成案が得られません

でした。

以上、御報告申し上げます。

平成五年度一般会計補正予算（第1号）外二件

両院協議会参議院協議委員長報告

平成五年度一般会計補正予算（第1号）外二件両院協議会の経過及び結果を御報告申し上げます。

本院協議委員は、先ほどの本会議におきまして、議長から指名せられました後、直ちに協議委員長及び副議長の互選を行い、その結果、協議委員長に、私、村沢牧が、副議長に白浜一良君がそれぞれ選任されました。

なお、衆議院側におきましては、佐藤信二君が協議委員長に、石川要三君が副議長に選任されました。

両院協議会の初会の議長はくじにより決することとなっておりますので、開会に先立ち、抽せんを行いました結果、参議院側協議委員長は私、村沢が議長に当選いたしました。

両院協議会におきましては、衆議院側の小杉隆君から、「本補正予算は、景気の足どりをより確実なものにするため策定された総合経済対策を実施するもので、公共事業の追加、中小企業対策、政策減税の実施など、我が国が直面している景気回復と内需拡大による貿易黒字縮小の重要課題に対処するための極めて重要かつ緊急なものである」等の理由で賛成、次に参議院側の山本正和君から「所得税減

税実施の参議院予算委員会の要請を、政府は真摯かつ重く受け止めていないこと。史上最大規模をうたう総合経済対策を実施する本補正の公共事業費が、生活の質的充実とは裏腹に、その配分が固定化されていること。財政法第二十九条の補正予算編成要件から遊離した政策経費中心の追加補正となっており、政府の補正予算編成が恣意的に過ぎること」等の理由によって反対と、それぞれ議決の趣旨の説明が行われました。

次に協議にうつりましたところ、本院側協議委員の穂山篤君、広中和歌子君、寺崎昭久君、吉岡吉典君、磯村修君から、また、衆議院側協議委員の中川昭一君から発言があり、双方において熱心な協議が行われました。

かくて協議終結に当たり、本院側の白浜一良君から、両院協議会としては、参議院側が指摘した平成五年度補正予算三案に反対する理由として掲げた諸事項を除去することによって、本補正予算が成立できるよう、衆議院側に協力を要請する旨の意見が述べられました。

また、衆議院側の桜井新君からは、本補正予算は、当面する我が国経済にとって、極めて重要かつ緊急なものであることに鑑み、原案どおり成立することが望ましい旨の意見が述べられました。

結局、意見の一致を見るに至らず成案が得られませんでした。

以上、御報告申し上げます。



◎内閣提出法律案(八二件) (うち衆議院において前国会から継続六件)

●両院通過(七二件)

- 一 国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律案
- 二 平成五年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律案
- 三 道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案
- 四 租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 五 新技術事業団法の一部を改正する法律案
- 六 恩給法等の一部を改正する法律案
- 七 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案
- 八 国立学校設置法の一部を改正する法律案
- 九 地方税法等の一部を改正する法律案

- 一〇 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 一一 被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法の一部を改正する法律案
- 一二 国民健康保険法の一部を改正する法律案
- 一三 阪神高速道路公団法の一部を改正する法律案
- 一四 土地区画整理法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案
- 一五 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律案
- 一六 エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案
- 一七 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法案
- 一八 特許法等の一部を改正する法律案
- 一九 貿易保険法の一部を改正する法律案
- 二〇 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を

(件名の上の数字は提出番号、件名の下の上の数字は本院修正、(修)は衆議院修正を示す。)

改正する法律案

- 二二 環境事業団法の一部を改正する法律案
- 二三 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
- 二三 不動産登記法の一部を改正する法律案
- 二四 農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案（修）
- 二五 農業機械化促進法の一部を改正する法律案
- 二六 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律案
- 二七 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律案
- 二八 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
- 二九 地方交付税法等の一部を改正する法律案
- 三〇 船舶安全法の一部を改正する法律案
- 三一 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

三二 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

三三 労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

三四 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案

三五 郵便切手類販売所等に関する法律の一部を改正する法律案

三六 薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律案

三七 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律案

三八 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（修）

三九 原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

四〇 沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案

- 律案
- 四一 林業改善資金助成法の一部を改正する法律案
- 四二 林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案
- 四三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案
- 四四 水産業協同組合法の一部を改正する法律案
- 四五 漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律案
- 四六 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
- 四七 気象業務法の一部を改正する法律案
- 四八 郵便貯金法の一部を改正する法律案
- 四九 簡易生命保険法の一部を改正する法律案
- 五〇 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案
- 五一 簡易保険福祉事業団法及び簡易生命保険法の一部を改正する法律案
- 五二 商法等の一部を改正する法律案
- 五三 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関

- 係法律の整備等に関する法律案
- 五四 流通業務市街地の整備に関する法律の一部を改正する法律案
- 五五 母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律案
- 五六 社会福祉・医療事業団法及び沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案
- 五七 診療放射線技師法の一部を改正する法律案
- 五八 視能訓練士法の一部を改正する法律案
- 五九 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(修)
- 六〇 農業災害補償法の一部を改正する法律案
- 六一 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案(修)
- 六四 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案(修)
- 六五 道路交通法の一部を改正する法律案
- 六六 協同組織金融機関の優先出資に関する法律案
- 六七 不正競争防止法案
- 六八 銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の



一部を改正する法律案

六九 皇太子徳仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律案

七〇 皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円貨幣の発行に関する法律案

七一 電波法の一部を改正する法律案

七二 租税特別措置法の一部を改正する法律案

七三 地方交付税法の一部を改正する法律案

七四 精神保健法等の一部を改正する法律案(修)

●本院未了(三件)(うち衆議院において前国会から継続一件)

六二 環境基本法案(修)

六三 環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(修)

一一〇回六一 自衛隊法の一部を改正する法律案

●衆議院未了(七件)(うち衆議院において前国会から継続五件)

七五 行政手続法案

七六 行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

一一八回二八 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

一一〇回八六 留置施設法案

一一〇回八七 刑事施設法案

一一〇回八八 刑事施設施行法案

一一〇回八九 海上保安庁の留置施設に関する法律案

◎本院議員提出法律案(二一件)(うち本院において前国会から継続四件、衆議院において前国会から継続一件)

●両院通過(一件)

一一 地方自治法の一部を改正する法律案

●本院未了(二六件)(うち本院において前国会から継続二件)

一 各種給付に係る児童の年齢要件に関する法律案

二 寒冷地福祉手当支給事業促進法案

三 介護休業等に関する法律案

四 林業労働者の雇用の安定及び雇用管理の改善

等に関する法律案

五 母子保健法の一部を改正する法律案

六 検察審査会法の一部を改正する法律案

七 環境影響評価法案

八 学校教育法の一部を改正する法律案

九 学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案

一〇 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案

一一 行政情報の公開に関する法律案

一二 国際開発協力基本法案

一四 継続的な役務の提供に係る取引の適正化に関する法律案

一六 青年農業者就農援助法案

一二五回 一 製造物の欠陥による損害の賠償責任に関する法律案

一二五回 四 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案

●衆議院未了(三件) (うち本院において前国会から継続一

件、衆議院において前国会から継続一件)

一五 民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律案

一一八回 四 原子爆弾被爆者等援護法案

一二五回 三 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案

●撤回(一件) (本院において前国会から継続)

一二五回 二 高度医療福祉機器の研究開発等の促進に関する法律案

◎衆議院議員提出法律案(四一件) (うち衆議院において前国会

から継続一五件)

●両院通過(六件)

一 平成四年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

五 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

一六 国会法の一部を改正する法律案

一七 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

一九 社会保険労務士法の一部を改正する法律案

二〇 調理師法の一部を改正する法律案

●本院未了(二件)

二二 自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案

二三 心身障害者対策基本法の一部を改正する法律案

●衆議院未了(三〇件) (うち衆議院において前国会から継続

一二件)

二 地域農業振興法案

三 中山間地域等農業振興法案

四 環境基本法案

六 公職選挙法の一部を改正する法律案

七 衆議院議員選挙区画定委員会設置法案

八 政治資金規正法の一部を改正する法律案

九 政党助成法案

一〇 公職選挙法の一部を改正する法律案

一一 衆議院議員小選挙区画定等審議会設置法案

一二 政治資金規正法の一部を改正する法律案

一三 政党交付金の交付に関する法律案

一四 政治倫理法案

一五 国会法の一部を改正する法律案

一八 住宅基本法案

二一 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

二四 個人情報情報機関が保有する個人情報情報の保護等に関する法律案

二五 特定役務に係る継続的役務提供契約の適正化等に関する法律案

二六 国会法の一部を改正する法律案

二八回 九 学校教育法等の一部を改正する法律案

二八回 一〇 公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案

二八回 一一 公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案

二八回 一二 空き缶、空き瓶等の回収に関する法律案

一一〇回 三 住宅基本法案

一一〇回 一 総合保養地域整備法の一部を改正する法律案

一一〇回 一三 消費者保護基本法の一部を改正する法律案

一一〇回 一四 沖縄県における駐留軍用地等の返還及び駐留

軍用地跡地等の利用の促進に関する特別措置  
法案

一一〇回 一五 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法  
律案

一一二回 二 廃棄物利用発電の促進に関する法律案

一一三回 二 短時間労働者の通常の労働者との均等待遇及

び適正な就業条件の確保に関する法律案

一一三回 一 製造物の欠陥による損害の賠償に関する法律

案

●撤回（三件）（いずれも衆議院において前国会から継続）

一一五回 九 公職選挙法の一部を改正する法律案

一一五回 一〇 政治資金規正法の一部を改正する法律案

一一五回 一一 政党交付金の交付に関する法律案

◎予算（六件）

●憲法第六十条第二項の規定により衆議院の議決が国会の議決  
となり成立（六件）

一 平成五年度一般会計予算

二 平成五年度特別会計予算

三 平成五年度政府関係機関予算

四 平成五年度一般会計補正予算（第1号）

五 平成五年度特別会計補正予算（特第1号）

六 平成五年度政府関係機関補正予算（機第1  
号）

◎条約（二一件）（うち衆議院において前国会から継続一件）

●両院通過（七件）

一 国際的なコスパス・サット計画との地上  
部分提供国としての提携に関する通告の書簡  
の締結について承認を求めるの件

二 国際移住機関憲章の締結について承認を求め

るの件

五 商業及び事務所における衛生に関する条約  
(第百二十号)の締結について承認を求める  
の件

の件

六 所得に対する租税に関する二重課税の回避及  
び脱税の防止のための日本国とトルコ共和国  
との間の協定の締結について承認を求めるの  
件

七 所得に対する租税に関する二重課税の回避及  
び脱税の防止のための日本国とイスラエル国  
との間の条約の締結について承認を求めるの  
件

八 気候変動に関する国際連合枠組条約の締結に  
ついて承認を求めるの件

九 生物の多様性に関する条約の締結について承  
認を求めるの件

●本院未了(二件) (うち衆議院において前国会から継続一  
件)

一〇 みなみまぐろ保存のための条約の締結につい

て承認を求めるの件

一一三回 九 児童の権利に関する条約の締結について承認  
を求めるの件

●衆議院未了(二件)

三 航空業務に関する日本国とネパール王国との  
間の協定の締結について承認を求めるの件  
四 日本国と中華人民共和国との間の航空運送協  
定を改正する議定書の締結について承認を求  
めるの件

◎議決を求めるの件(一件)

●両院通過(一件)

一 日本国憲法第八条の規定による議決案

◎承認を求めるの件(二件)

●両院通過(二件)

一 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承  
認を求めるの件

二 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関し承認を求めるとの件

◎予備費等承諾を求めるの件（一二件）（うち衆議院において前国会から継続七件）

●両院通過（一二件）（うち衆議院において前国会から継続七件）

○平成二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（第百二十三回国会提出）

○平成二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第百二十三回国会提出）

○平成二年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第百二十三回国会提出）

○平成二年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（第百二十三回国会提出）

○平成三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第百二十三回国会提出）

○平成三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第百二十三回国会提出）

○平成三年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（第百二十三回国会提出）

○平成三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

○平成三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

○平成三年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）

○平成四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

○平成四年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）

◎決算その他（七件）

●未了（七件）

- 平成二年度一般会計歳入歳出決算、平成二年度特別会計歳入歳出決算、平成二年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二年度政府関係機関決算書（第百二十三回国会提出）
- 平成二年度国有財産増減及び現在額総計算書（第百二十三回国会提出）
- 平成二年度国有財産無償貸付状況総計算書（第百二十三回国会提出）
- 平成三年度一般会計歳入歳出決算、平成三年度特別会計歳入歳出決算、平成三年度国税収納金整理資金受払計算書、平成三年度政府関係機関決算書
- 平成三年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 平成三年度国有財産無償貸付状況総計算書
- 日本放送協会平成三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

◎決議案（四件）

●可決（二件）

- 一 政治の信頼確立と政治改革の推進に関する決議案
- 三 地方分権の推進に関する決議案

●未了（二件）

- 二 佐川急便・金丸事件に関わる政治的、道義的責任追及に関する決議案
- 四 内閣総理大臣宮澤喜一君問責決議案

◎規程案（二件）（うち前国会から継続一件）

- 可決（二件）（うち前国会から継続一件）
- 参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案
- 参議院政治倫理審査会規程の一部を改正する規程案（第百二十五回国会提出）《修》

3 委員会別の成立した法律・条約等の要旨及び本会議における委員長報告（議案審議表付）

○内閣委員会

・内閣提出法律案（三件）

（注）※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
6※	恩給法等の一部を改正する法律案	衆	五、二、五	五、二、五 付託 委員会 議決 本会議 議決	五、二、五 付託 委員会 議決 本会議 議決	
6 9	皇太子徳仁親土の結婚の儀の行われる日を休日とする法律案	〃	四、二〇	四、二〇 付託 委員会 議決 本会議 議決	四、二〇 付託 委員会 議決 本会議 議決	
3 2国会 1 6	自衛隊法の一部を改正する法律案	〃	四、三、一〇	六、八 未了	一、二、三 六、一 六、三	五、四、一七 衆本会議趣旨説明 六、八 参本会議趣旨説明

・議決案件（二件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
1	日本国憲法第八条の規定による議決案	衆	五、四、二〇	五、四、二〇 付託 委員会 議決 本会議 議決	五、四、二〇 付託 委員会 議決 本会議 議決	



恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第六号）

要旨

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額及び各種加算額を増額すること等により、恩給受給者に対する処遇の適正な改善を図ろうとするものであって、その主な内容は、次のとおりである。

- 一、恩給年額の計算の基礎となる仮定俸給年額を、平成五年四月分以降、二・六六%引き上げる。
- 二、普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、平成五年四月分以降、二・六六%引き上げる。なお、七十五歳以上の者に係る最低保障額については、更に引き上げる。
- 三、公務関係扶助料の最低保障額を、平成五年四月分以降、二・六六%引き上げる。また、公務関係扶助料に係る遺族加算の年額を、同月分以降、十二万九千九百円（現行十一万九千四百円）に引き上げる。
- 四、傷病恩給の基本年額を、平成五年四月分以降、二・六六%引き上げる。
- 五、傷病者遺族特別年金の基本年額を、平成五年四月分以降、傷病年金又は第一款症以上の特例傷病恩給受給者の遺族にあっては三十七万六千円（現行三十五万九千三百円）に、第二款症以

下の特例傷病恩給受給者の遺族にあっては二十七万八千円（現行二十六万九千五百円）に、それぞれ引き上げる。また、傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の年額を、同月分以降、七万五千二百五十円（現行七万二千八百五十円）に引き上げる。

- 六、普通扶助料に係る寡婦加算の年額を、平成五年四月分以降、扶養遺族である子を二人以上有する妻にあっては二十四万八千二百円（現行二十四万四千二百円）に、扶養遺族である子を一人有する妻及び扶養遺族である子を有しない六十歳以上の妻にあっては十四万八千八百円（現行十三万九千五百円）に、それぞれ引き上げる。
- 七、本法律は、平成五年四月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして御報告申し上げます。

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給受給者に対する処遇の適正な改善を図るため、恩給年額及び各種恩給の最低保障額を本年四月分から二・六六%引き上げるほか、七十五歳以上の者に係る普通恩給及び普通扶助料の最低保障額並びに傷病者遺族特別年金の年額についてさらに引き上げるとともに、寡婦加算及び遺族加算についても、その額を本年四月分からそれぞれ引き

上げようとするものであります。

委員会におきましては、恩給改定方式のあり方、各種加算の改善問題、戦後処理問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し七項目からなる附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。

皇太子徳仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律案

(閣法第六九号)

要旨

本法律案の内容は、次のとおりである。

- 一、皇太子徳仁親王の結婚の儀の行われる日(平成五年六月九日)を休日とする。
- 二、本法律案に規定する日は、他の法令の規定の適用については、国民の祝日に関する法律に規定する日とする。
- 三、本法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました両案につきまして御報告申し上げます。

まず、皇太子徳仁親王殿下の結婚の儀の行われる日を休日とする法律案は、本年六月九日に国の儀式として行われる皇太子徳仁親王殿下の結婚の儀に際し、国民こぞって祝意を表するため、結婚の儀の行われる日を休日としようとするものであります。

次に、日本国憲法第八条の規定による議決案は、皇室が、皇室経済法施行法第二条に規定するもののほか、皇太子徳仁親王殿下の御結婚に際し、平成五年七月三十日までの間において、社会福祉事業の資に充てるため五百万円以内を賜与すること、並びに、平成五年六月一日から七月二十日までの間において、内閣の定める基準により、皇太子徳仁親王殿下の婚姻を祝するために贈与される物品を譲り受けることができるようにするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、皇太子徳仁親王結婚の儀の日取り決定の経過、結婚の儀を国の儀式とした理由、皇室に係る国の儀式の範囲等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、両案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

日本国憲法第八条の規定による議決案（閣議第一号）

要旨

本議決案は、皇室が、皇室経済法施行法第二条に規定するもののほか、皇太子徳仁親王の結婚の儀に際して、

- 一、平成五年七月三十日までの間において、社会福祉事業の資に充てるため、五百万円以内を賜与すること、
  - 二、平成五年六月一日から同年七月二十日までの間において、内閣の定める基準により、皇太子徳仁親王の婚姻を祝するため、贈与される物品を譲り受けること、
- ができるようにするものである。

委員長報告

前ページ参照

○地方行政委員会  
内閣提出法律案（六件）

号番	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	衆議院	衆議院	備考			
9 ※	地方税法等の一部を改正する法律案	衆	五、二、八	五、三、二六 付託 委員会	五、三、二九 議決 委員会	五、三、二九 議決 本会議	五、二、二五 付託 委員会	五、三、二五 議決 委員会	五、三、二五 議決 本会議	衆本会議趣旨説明 五、一、一五	
29 ※	地方交付税法等の一部を改正する法律案	〃	二、二、一五	五、二、二	六、一、一	六、二、二	二、二、二五	四、二、二	四、六、一	四、四、一七	衆本会議趣旨説明 五、一、二二 参本会議趣旨説明
43	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	三、二	四、六、六 付託 委員会	四、二、七 議決 委員会	四、二、八 議決 本会議	三、二	四、六、六	四、四、八		
65	道路交通法の一部を改正する法律案	〃	三、二、五	四、七、七	四、二、七 議決 委員会	四、二、八 議決 本会議	三、一、二七 交通安全 対策特委	四、一、一	四、二、二		
68	銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案	〃	四、二、三	四、二、二 付託 委員会	六、三、三 議決 委員会	六、四、四 議決 本会議	四、二、三	五、二、二	五、二、三		
73	地方交付税法の一部を改正する法律案	〃	五、一、四	六、三、三 付託 委員会	六、八、八 議決 委員会	六、八、八 議決 本会議	五、三、二	六、一、一	六、三、三		

〔注〕 ※は予算関係法律案

・本院議員提出法律案（二件）

1 1	号 番								
	件 名	地方自治法の一部を改正する法律案							
	提出者	地方行政委員長 (月 日) 五 六 三							
	予備送付日	五 六 四							
	衆へ提出	五 六 四							
	参 議 院	付託	/						
		議決	/						
		本会議	議決 五 六 四 可 決						
	衆 議 院	付託	五 六 四 (予)						
		議決	五 六 〇 可 決						
		本会議	五 六 二 可 決						
	備考								

・衆議院議員提出法律案（二件）

2 2	号 番								
	件 名	自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案							
	提出者	交通安全対策特別委員長 (月 日) 五 六 八							
	予備送付日	五 六 八							
	本院へ提出	五 六 八							
	参 議 院	付託	五 六 八 (予)						
		議決	未 了						
		本会議	議決						
	衆 議 院	付託	/						
		議決	/						
		本会議	五 六 八 可 決						
	備考								

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第九号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、道府県民税及び市町村民税

1 低所得者層の税負担に配慮するため、所得割の非課税限度額の引上げを行う。

2 寄附金控除の対象となる寄附金の範囲に、都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金を追加する。

二、個人の事業税の事業主控除を二百七十万円（現行二百四十万円）に引き上げる。

三、固定資産税及び都市計画税

平成六年度の固定資産税の評価替えにおける土地の評価の適正化等に伴う固定資産税及び都市計画税の負担について調整措置を次のとおり講ずる。

1 住宅用地について、固定資産税の課税標準の特例措置の拡充及び都市計画税の課税標準の特例措置の導入を行う。

2 平成六年度から平成八年度までに限り、評価の上昇割合の高い宅地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の導入を行う。

3 宅地等に係る平成六年度から平成八年度までの各年度分の

固定資産税及び都市計画税について、前年度の税額を基礎としたなだらかな負担調整措置を講ずる。

四、自動車取得税について、現行の税率及び免税点の特例措置の適用期限を平成十年三月三十一日まで延長する。

五、軽油引取税について、現行の税率の特例措置の適用期限を平成五年十一月三十日まで延長し、平成五年十二月一日から平成十年三月三十一日までの間適用する特例税率を一キロリットルにつき三万二千百円（現行二万四千三百円）に引き上げる。

六、国民健康保険税について、課税限度額を五十万円（現行四十六万円）に引き上げる。

七、地方道路税の税率の引下げに伴い、地方道路譲与税の譲与割合を変更し、都道府県及び指定市については百分の四十三の額（現行百分の六十四の額）、市町村については百分の五十七の額（現行百分の三十六の額）とする。

なお、平成五年度分に限り、都道府県及び指定市については百分の六十二の額、市町村については百分の三十八の額とする。

八、この法律は、平成五年四月一日から施行する。ただし、一の二及び三については、平成六年四月一日から施行する。

## 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案の主な内容は、固定資産税及び都市計画税につきまして、平成六年度の固定資産税の評価がえにおける土地の評価の適正化等に伴う税負担の調整を図るため、課税標準の特例措置の拡充及び前年度の税額を基礎としたならかな負担調整措置を講ずるとともに、個人住民税所得割の非課税限度額の引き上げ、個人事業税の事業主控除額の引き上げ、軽油引取税の税率の引き上げ等をを行うこととし、あわせて、地方道路譲与税につきまして、地方道路税の税率引き下げに伴い、都道府県に対する譲与割合を引き下げるほか、国有資産等所在市町村交付金について所要の改正を行うこと等であります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、固定資産税の土地の評価方法の適正化、土地の評価がえに伴う税負担の調整措置と住民への周知、負担調整後の固定資産税の増収見込み、軽油引取税の暫定税率の引き上げ問題等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して有働委員より反対、日本社会党・護憲民主連合を代表して岩本委員より賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案につきましては、固定資産税に係る評価等の適正化を推進しつつ税負担が急増することのないように善処すること等を内容とする附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第二九号）

### 要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

#### 一、地方交付税総額の特例

1 平成五年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に三百七十億円を加算した額から、同法附則第三条の規定に基づく特例措置額四千億円及び交付税及び譲与税配付金特別会計借入金元利償還額千八百二十四億円を控除した額とする（以上の措置により、地方交付税の総額は、十五兆四千三百五十一億二千二百万円となる。）。

2 1において控除した額のうち四千億円に相当する額については、平成六年度から平成十三年度までの地方交付税の総額に加算する。

3 2による加算額のほか、七千二百四十一億円を平成九年度から平成十三年度までの地方交付税の総額に加算する。

## 二、基準財政需要額の算定方法の改正

平成五年度分の普通交付税の算定については、自主的、主体的な地域づくりの推進等地域振興に要する経費、高齢者の保健及び福祉の増進・生活保護基準の引上げ等福祉施策に要する経費、教職員定数の改善・義務教育施設の整備・私学助成の充実・生涯学習の推進等教育施策に要する経費、道路・街路・公園・下水道・社会福祉施設・清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、自然環境の保全・廃棄物の減量化等快適な環境づくりに要する経費、森林・山村対策に要する経費、地域社会における国際化及び情報化への対応並びに文化の振興に要する経費、消防救急業務の充実等に要する経費、国民健康保険財政について、その安定化のための措置等に要する経費の財源を措置し、道府県民税の利子割及び利子割交付金の減収補てんのため特別に発行を許可された地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入し、高齢化社会に対応し地域福祉の向上を図るため、平成五年度に限り、地域福祉基金費を設けることとする。

## 三、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

## 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案の主な内容は、まず、平成五年度分の地方交付税総額について、法第六条第二項の額に三百七十億円を加算した額から、特例措置額四千億円及び交付税及び譲与税配付金特別会計借入金元利償還額千八百二十四億円を控除した額とすること、また、後年度の地方交付税の総額について、特例措置額四千億円に相当する額及び七千二百四十一億円を加算すること、次に普通交付税の算定について、地域振興、福祉施策、教育施策、公共施設の整備及び維持管理等に要する経費の財源を措置するほか地域福祉基金費を設けること等であります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、地方交付税の特例減額、地方交付税を特別会計に直入する必要性、国庫補助負担金の一般財源化、地方単独事業に対する事業費補正の適用等の諸問題について質疑が行われ、またその間、参考人の意見聴取を行いました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党より反対、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議、民社党・スポーツ・国民連合よりそれぞれ賛成の意見が述べられました。



討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
以上、御報告申し上げます。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四三号）

#### 要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、暴力団員の暴力団からの離脱を阻害する不当な行為の規制のための規定の整備

1 指定暴力団員は、他の指定暴力団員に対して指詰めを強要する等の行為をしてはならず、また、その配下の指定暴力団員に対してこのような行為をすることを命令する等の行為をしてはならないこととする。

2 指定暴力団員は、少年に対して入れ墨を施し、少年に入れ墨を受けること等を強要する等の行為をしてはならず、また、他の指定暴力団員に対してこのような行為をすることを要求する等の行為をしてはならないこととする。

3 公安委員会は、1及び2の禁止行為の違反者に対し、当該行為の中止を命じ、又は再発防止のために必要な事項を命ず

ることができることとする。

二、暴力団への加入の強要等の行為に関する規制の強化のための規定の整備

1 指定暴力団員は、人を威迫して、親族その他その者と密接な関係を有する者を指定暴力団等に加えさせ又は密接な関係を有する者の指定暴力団等からの脱退を妨害するために行う一定の行為をしてはならず、また、その配下指定暴力団員に対して加入の強要等の行為をすることを命令する等の行為をしてはならないこととする。

2 公安委員会は、1の禁止行為の違反者に対し、当該行為の中止を命じ、又は再発防止のために必要な事項を命ずることができることとする。

三、暴力団員の暴力団からの離脱及び社会復帰を促進するための規定の整備

公安委員会は、暴力団からの離脱を希望する者その他関係者を対象として、離脱を希望する者の暴力団からの離脱と社会経済活動への参加を確保するために必要な措置を講ずるとともに、離脱者に対する援護に関する思想を普及するための啓発を行うこととする。

四、暴力的要求行為等に係る規定の整備

1 競売の対象となるような土地、建物に係る明渡し料等を不

当に要求する行為、株式会社やその関係者に対して不当に株式の買取り等を要求する行為、有価証券の信用取引を不当に要求する行為等を新たに暴力的要求行為として規制することとする。

2 何人も、指定暴力団員が暴力的要求行為を行う現場に立ち会い、その暴力的要求行為を助けてはならないこととし、その違反者に対しては、公安委員会が中止を命ずることができるとすることとする。

#### 五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における暴力団からの離脱者の増加その他暴力団に係る情勢にかんがみ、暴力団への加入を強要する行為等に関する規制の強化、暴力団からの離脱を阻害する行為の防止、暴力団から離脱する意志を有する者に対する援護等に関する規定を整備すること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、暴力団対策法施行後の成果、不正収益の剥奪の必要性、暴力団離脱者への援護措置の内容等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、道路交通法の一部を改正する法律案は、最近における道路交通をめぐる情勢にかんがみ、警察署長等が、違法駐車車両に対する車輪止め装置の取付け、過積載車両に係る積載物の重量の測定及び措置命令等を行うことができることとするともに、運転免許行政の実情に応じ、優良運転者に係る運転免許証の有効期間を延長し、普通免許等を受けようとする者に対して講習を受けることの義務づけ、外国免許の取り扱いを改善し、指定自動車教習所の制度を整備すること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、過積載運行の改善方法、事故現場における応急救護の義務化の内容、交通安全協会のあり方等について質疑が行われました。

質疑を終局し、日本共産党を代表して有働理事より、過積載をしている車両の運転に係る罰則を引き上げる改正を行わないものとする内容とする修正案が提出されました。

次いで採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたし

ました。

なお、本法律案に対し、運転免許証の有効期間については、優良運転者制度の趣旨に基づき、更新期間が原則として五年間となるようその運用に努めること等を内容とする附帯決議が付されており、御報告申し上げます。

#### 道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第六五号）

##### 要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

##### 一、運転免許に関する規定の整備

1 普通免許又は二輪免許を受けようとする者は、自動車等の運転に関する講習及び応急救護処置に関する事項等に関する講習を受けなければならないこととする。

2 優良運転者（政令で定める基準に適合する者をいう。）の免許証の有効期間について、一定の高齢者に係るものを除き、現行の三年から五年に延長する。

3 外国免許を有する者に関し運転免許試験の一部を免除することができる場合を明確にするとともに、政令で定める特定の外国の免許証（翻訳文付き）を所持する者は、本邦に上陸

した日から起算して一年間、その免許証に係る自動車等を運転することができることとする。

4 指定自動車教習所には、技能検定員資格者証を有する技能検定員及び教習指導員資格者証を有する教習指導員を置かなければならないこととする。

5 公安委員会は、免許に関する事務（政令で定める事務を除く）の全部又は一部を総理府令で定める法人に委託することができることとする。

##### 二、交通事故の防止等に関する規定の整備

1 公安委員会は、違法駐車行為が常態として行われている道路の区間を、車輪止め装置取付け区間として指定することができることとし、警察署長は、当該区間における違法駐車行為を防止するためやむを得ないと認めるときは、その区間における違法駐車行為に係る車両に車輪止め装置を取り付けることができることとする。

2 警察官は、過積載をしていると認められる車両の積載物の重量を測定することができることとするとともに、過積載をしている車両の運転手に対し、過積載状態を解消するための必要な措置を命ずることができることとするほか、過積載をしている車両の運転に係る刑を引き上げ、積載物の重量制限の二倍以上の重量の積載をして大型自動車等を運転する行為

を非反則行為とする等過積載車両に関する規定を整備する。

### 三、その他

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 所要の経過措置を設ける。

### 委員長報告

前ページ参照

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する

法律案（閣法第六八号）

### 要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

#### 一、罰則の強化

1 けん銃等の不法所持を抑止するため、けん銃等の不法所持罪の法定刑を一年以上十年以下の懲役（現行十年以下の懲役又は二百万円以下の罰金）に引き上げるとともに、新たに不法所持罪の加重類型として、けん銃等を実包等と共に携帯し、運搬し、又は保管した場合に三年以上の懲役を科する。

2 けん銃等の密輸入及び密造を抑止するため、けん銃等の密

輸入罪及び密造罪の法定刑を三年以上の懲役（現行一年以上十年以下の懲役）に、それらの営利犯の法定刑を無期又は五年以上の懲役（現行一年以上の懲役）に、また密造罪の営利犯の罰金を五百万円以下（現行三百万円以下）に、それぞれ引き上げる。

#### 二、けん銃等の譲渡し、譲受け等の禁止

けん銃等の不法所持のまん延を抑止するため、新たにけん銃等の譲渡し、譲受け等を一定の場合を除き禁止し、所要の罰則を設ける。

#### 三、けん銃等を提出して自首した者に係る刑の減免

不法所持者が当該所持に係るけん銃等を提出して自首した場合には、当該所持等に係る刑を減輕し、又は免除する。

#### 四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

### 委員長報告

ただいま議題となりました銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近におけるけん銃使用犯罪の実情等にかんが

み、けん銃等の輸入、所持及び製造に関する罰則を強化するとともに、けん銃等の譲り渡し、譲り受け等に罰則を適用することとするほか、けん銃等を不法に所持する者が当該けん銃等を提出して自首した場合には当該所持等に係る刑を減輕し、または免除することとする等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、最近のけん銃事犯の情勢、けん銃の摘発と密輸入取り締りの強化、自首による刑の減免規定の目的と効果等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

次に、地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会を代表して、その提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

最近における社会経済の進展に伴いまして、国と地方の双方に關係する行政分野が拡大しております。住民からの多様なニーズに因應するためには、国と地方公共団体が相互信頼の上に立って協力協同關係を一層促進することが要請されております。

本法律案は、このような情勢を勘案し、地方公共団体全体の意向を国政に適切に反映させるため、都道府県または市町村の長ま

たは議会の議長の全国的連合組織で自治大臣に届出をしたものは、地方自治に影響を及ぼす法令その他の事項に關し、自治大臣を経由して内閣に対し意見を申し出、または国会に意見書を提出することができることとするものであります。なお、この法律は公布の日から施行することといたしております。

以上がこの法律案の提案の趣旨及び内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同下さいますようお願い申し上げます。

地方交付税法の一部を改正する法律案（閣法第七三号）

#### 要旨

法律案の主な内容は次のとおりである。

#### 一、地方交付税の総額の特例

地方財政の状況にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成五年度分の地方交付税の総額の特例として減額すべき額を四百六十四億円縮減する。

#### 二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

## 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方財政の状況にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成五年度分の地方交付税の総額の特例として減額すべき額を四百六十四億円縮減することを内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、特例減額を縮減した理由、平成五年度の経済見通し、総合経済対策実施に伴う自治体の財政負担等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して有働理事より反対の意見が述べられました。討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律案（参第一一号）

## 要旨

本法律案は、最近における国と地方の双方に係る行政分野

の拡大に伴い、国と地方公共団体の相互信頼の上に立った協力協同関係の一層の促進が図られることが要請されている状況にかんがみ、地方公共団体全体の意向を国政に適切に反映するための方法を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、都道府県又は市町村の長又は議会の議長の全国的連合組織で自治大臣に届出をしたものは、地方自治に影響を及ぼす法令その他の事項に関し、自治大臣を経由して内閣に対し意見を申し出、又は国会に意見書を提出することができる。
- 二、この法律は公布の日から施行する。

## 趣旨説明

前ページ参照

○法務委員会  
内閣提出法律案(四件)

号番	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
2 2 ※	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	衆	五、二、二二	付託 五、二、二二 議決 五、三、二九	議決 五、三、二九	
2 3 ※	不動産登記法の一部を改正する法律案	〃	二、二、二二	付託 二、二、二八	議決 四、一、一五	
5 2	商法等の一部を改正する法律案	〃	三、九	付託 五、二、二二	議決 六、三、三	衆議院 五、三、三〇 参議院 五、二、二二
5 3	商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	〃	三、九	付託 五、二、二二	議決 六、三、三	衆議院 三、三〇

①注 ※は予算関係法律案

本院議員提出法律案（二件）

1 1 国	2 5 会	6	号 番		
製造物の欠陥による損害の賠償責任に関する法律案	檢察審査会法の一部を改正する法律案		件 名		
穂山 篤君 外三名 四二、二	竹村泰子君 外四名 五五、一九		提出者 (月 日)		
	五 五、二五		予備送 付月日		
			衆へ 提出		
四 二、二	五 六三		参 議 院 付託 委員会		
未 了	未 了		議決 委員会 議決 本会議		
			衆 議 院 付託 委員会		
			議決 委員会		
			議決 本会議		
発議者変更			備 考		



裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第二二二号）

要旨

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図る等のため、裁判所職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、判事補の員数を七人増加し、六百二十二人に改める。
- 二、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十四人増加し、二万五千五百一人に改める。
- 三、この法律は、平成五年四月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、下級裁判所における事件の適性迅速な処理を図る等のため、判事補の員数を七人増加するとともに、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十四人増加しようとするものであります。

委員会におきましては、裁判官増員の展望、家庭裁判所の充実強化等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録

により御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

不動産登記法の一部を改正する法律案（閣法第二二三号）

要旨

本法律案は、不動産登記手続の適正迅速な処理を図るとともに、不動産登記制度の利用者の利便に資するため、所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、数個の建物が合体して一個の建物となった場合には、建物の所有者は、合体による建物の表示の登記を申請することを要し、登記官は、合体後の建物の表示の登記をした上で、その登記用紙に合体前の建物の抵当権等の登記を移記する。
- 二、登記所に不動産登記法第十七条の地図が備えられるまでの間、これに代えて地図に準ずる図面を備える規定を新設し、何人も手数料を納付してその閲覧を請求できる。
- 三、委任による登記申請のための代理権は、本人の死亡等の事由が生じても消滅しない。
- 四、登記済証が滅失した場合に登記申請書に添付することを要す

る保証書について、当該申請に係る不動産所在地の登記所以外の登記所で登記を受けた者も保証人となることができ。

五、地図を作製する場合において必要あるときは、登記官は、土地の所有者に異議がないときに限り、分筆及び合筆の登記をすることができる。

六、地役権の登記がある土地について合筆の登記を申請する場合において、合筆後の土地の一部に地役権が存続することとなるときは、その部分を示す図面の添付を要する。

七、予告登記に関する嘱託は、裁判所書記官が行う。また、原告勝訴の判決が確定した場合等における予告登記抹消の嘱託手続を設ける。

八、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました不動産登記法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、建物の合体に関する登記手続を整備し、地役権の登記がある土地の合筆の登記手続及び予告登記に関する手続を改善するとともに、閲覧に供するため登記所に地図に準ずる図面を

備え、本人の死亡等の場合にも登記申請代理権が消滅しないこととする等所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、地図の整備状況、登記関係手数料の合理的あり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。  
以上御報告申し上げます。

商法等の一部を改正する法律案（閣法第五二号）

#### 要旨

本法律案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢等にかんがみ、株主による会社の業務執行に対する監督是正機能を強固にするとともに、株式会社の監査役制度の実効性を高めるために必要な措置を講ずるほか、株式会社の社債による資金調達、需要増大の状況にかんがみ、企業の資金調達方法の合理化を図り、あわせて社債権者の保護を強化するため、商法、株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律及び担保附社債信託法の各一部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、株主の代表訴訟の訴額を九十五万円とみなすとともに、代表訴訟に勝訴した株主は訴訟に要した費用で訴訟費用でないものの相当額の支払を会社に対して請求することができる。

二、会社の会計帳簿等を閲覧謄写することができる株主の持株要件を発行済株式総数の十分の一から百分の三に緩和する。

三、監査役の任期を二年から三年に伸長するとともに、大会社の監査役の員数を二人以上から三人以上に増員し、そのうち一人以上は、就任の前五年間、その会社又は子会社の取締役又は使用人でなかった者とするほか、監査役の全員で組織する監査役会の制度を設ける。

四、社債発行限度に関する規制を廃止し、これに代えて、発行会社が社債権者のために社債管理会社に社債の管理を委託することを原則的に義務付けるとともに、社債管理会社の義務及び権限を明確にし、また、担保附社債の募集公告の制度を廃止して、社債申込証により募集及び申込みをさせる等の改正をする。

五、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、法務委員会

における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、商法等の一部を改正する法律案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢等にかんがみ、株主による会社の業務執行に対する監督是正機能を強固にするとともに、株式会社の監査役制度の実効性を高めるために必要な措置を講ずるほか、株式会社の社債による資金調達の需要の増大の状況にかんがみ、企業の資金調達の方法の合理化を図り、あわせて社債権者の保護を強化するため、商法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律及び担保附社債信託法の各一部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、株主の代表訴訟の訴訟の遂行に伴う株主の費用の負担を軽減すること。第二に、株主の会計帳簿等の閲覧謄写権の持株要件を十分の一から百分の三に緩和すること。第三に、監査役の任期を二年から三年に伸長するとともに、大会社の監査役を増員して、いわゆる社外監査役と監査役会の制度を設けること。第四に、社債発行限度に関する規制を廃止するとともに、発行会社が社債権者のために社債管理会社に社債の管理を委託することを義務づけること等であります。

次に、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、社債発行限度暫定措置法等二法律を廃止するとともに、非訟

事件手続法等六十九法律について規定を整備し、所要の経過措置を定めようとするものであります。

委員会におきましては、以上二法律案を一括議題として審査を進め、株主代表訴訟の訴額を九十五万円とみなす根拠、社外監査役及び監査役会設置の理由、社債発行限度規制の廃止と社債権者の保護、会社の監査機能の充実と使途不明金の解明等について質疑を行ったほか、参考人の意見を聴取する等慎重に審査を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、順次採決の結果、二法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、商法等の一部を改正する法律案に対して附帯決議が付されております。

以上御報告申し上げます。

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第五三三号）

#### 要旨

本法律案は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、社債発行限度暫定措置法等二法律を廃止するとともに、非訟事件手続法等六十九法律について規定を整備し、所要の経過措置を定めよ

うとするものである。

委員長報告

前ページ参照

○外務委員会

・条約(二一件)

号番	件名	院議先	提出 月日	参議院	衆議院	備考
1	国際的なコスパス・サット計画との地上部分提供国としての提携に関する通告の書簡の締結について承認を求めるの件	衆	五 二、二六	付託 五 二、二六 議決	付託 五 二、二六 議決	
2	国際移住機関憲章の締結について承認を求めるの件	〃	二、二六	付託 二、二六 議決	付託 二、二六 議決	
3	航空業務に関する日本国とネパール王国との間の協定の締結について承認を求めるの件	参	二、二六	付託 二、二六 議決	付託 二、二六 議決	
4	日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件	〃	二、二六	付託 二、二六 議決	付託 二、二六 議決	
5	商業及び事務所における衛生に関する条約(第百二十号)の締結について承認を求めるの件	〃	二、二六	付託 二、二六 議決	付託 二、二六 議決	

外務

10	9	8	7	6	号番
みなみまぐろの保存のための条約の締結について承認を求めるの件	生物の多様性に関する条約の締結について承認を求めるの件	気候変動に関する国際連合枠組条約の締結について承認を求めるの件	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とイスラエル国との間の条約の締結について承認を求めるの件	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件	件名
〃	〃	〃	〃	衆	院議先
五、一八	三、二二	三、二二	三、二二	五、三、二二	月提出日
五、一八 (予)	三、二二 (予)	三、二二 (予)	三、二二 (予)	五、三、二二 (予)	参議院 付託 委員会
未了	承認 五、一三	承認 五、一三	承認 五、一三	承認 五、一三	議決 委員会
	承認 五、一四	承認 五、一四	承認 五、一四	承認 五、一四	議決 本会議
五、一八	三、二二	三、二二	三、二二	五、三、二二	衆議院 付託 委員会
承認 六、二一	承認 四、二七	承認 四、二七	承認 四、二二	承認 五、四、二二	議決 委員会
承認 六、二一	承認 四、二八	承認 四、二八	承認 四、二三	承認 五、四、二三	議決 本会議
					備考

号 番	件 名	院 議 先	月 提 日 出	参 議 院	衆 議 院	備 考	
9	児童の権利に関する条約の締結について承認を求めの件	衆	四 三、一三	委員会 付託 五、一八	委員会 議決 未了	衆議院 委員会 付託 一、二三二 衆議院 委員会 議決 承認 五、二六 衆議院 委員会 議決 承認 五、二六	五 四、一三二 衆本会議趣旨 説明 五、一八 参本会議趣旨 説明

内閣提出法律案（二件）

(注) ※は予算関係法律案

号 番	件 名	院 議 先	月 提 日 出	参 議 院	衆 議 院	備 考	
10※	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	衆	五 二、九	委員会 付託 五、二、九 (注)	委員会 議決 可決 五、三、二九 衆議院 本会議 議決 可決 五、三、二九	衆議院 委員会 付託 五、二、九 衆議院 委員会 議決 可決 五、三、二九 衆議院 委員会 議決 可決 五、三、二九	

国際的なコスパス・サーサット計画との地上部分提供国としての提携に関する通告の書簡の締結について承認を求めるの件（閣条第一号）

#### 要旨

コスパス・サーサット衛星制度は、宇宙部分、地上部分及び無線標識から成り、搜索及び救助を支援するため、極軌道衛星を用いて遭難信号を伝達し、遭難警報及び遭難の位置の情報を提供するものであり、一九八八年（昭和六十二年）に、米国、フランス、カナダ及びソ連（当時）を締約国として、「国際的なコスパス・サーサット計画」が発足した。

この通告の書簡は、我が国がコスパス・サーサット衛星制度に地上部分提供国として参加することを目的として、我が国の義務、責任に関する事項等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、制度の長期的な運用に貢献すること等を計画との提携の目的とする。
- 二、遭難警報及び遭難の位置の情報の受信並びに無線標識の配置により、搜索救助活動を支援するため制度を利用する。
- 三、地域利用設備及び業務管理センターから成る地上部分の設備を設置し及び運用する。

四、制度の適切な性能を確保するため、計画の理事会が定めた技術使用及び運用手続を遵守するとともに、遭難警報及び遭難の位置の情報を適当な搜索救助当局に送付するよう努める。

五、計画との提携を実施することについて責任を有する機関を指定する。

六、計画の締約国及び計画と提携した国が、計画との提携又は制度の利用による活動を行い又は行わないことから生ずる傷害、損害又は金銭上の損失を理由として、相互に損害賠償を請求し又は訴えを提起しないことを承諾する。

七、計画の組織、管理及び調整に係る共通の経費に充てるため年間の標準額を拠出する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました条約三件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、商業及び事務所における衛生に関する条約は、商業事業所及び労働者が主として事務作業に従事する事業所等における建物の清潔の保持、十分かつ適当な換気、照明等に関する一般原則及びその実施について定めるものであります。

次に、国際的なコスパス・サーサット計画との地上部分提供国としての提携に関する通告の書簡は、我が国が遭難警報及び遭難



の位置の情報を提供するコスパス・サーサット衛星制度に地上部分提供国として参加することを目的として、我が国の義務及び責任に関する事項等を定めるものであります。

次に、国際移住機関憲章は、移民、難民等について、輸送その他の移住サービスの提供等を専門的に行う国際移住機関の設立及び運営について定めるものであります。

委員会におきましては、商業及び事務所における衛生に関する条約と国内法令との関係、ILO条約の批准促進、海難救助体制の現況と拡充策、宇宙衛星利用についての国際協力国際移住機関への加盟の意義、難民支援の充実等の諸問題について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、三件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

国際移住機関憲章の締結について承認を求めるの件（閣条第二号）

#### 要旨

この憲章は、一九五三年（昭和二十八年）十月にヴェネツィアで採択された「欧州移住政府間委員会憲章」を、一九八七年（昭

和六十二年）五月二十日にジュネーヴで改正したものであり、移民、難民等について、輸送その他の移住サービスの提供等を専門的に行う世界規模の国際機関である国際移住機関を設立すること及びその運営について定めることを目的としている。その主な内容は次のとおりである。

一、機関は、移民、難民、避難民等について、組織的な輸送、移住サービスの提供等を行うことを任務とする。

二、機関は、入国許可基準等が各国の国内管轄権内にある事項であることを認識し、任務の遂行に当たっては、関係国の法令及び政策に従う。

三、機関の加盟国は、憲章を受諾した国であって一定の条件を満たすもの等とする。

四、機関に、理事会、執行委員会及び事務局を設置する。

五、理事会は、全加盟国の代表で構成され、機関の政策を決定すること等を任務とする。

六、執行委員会は、九の加盟国の代表で構成され、機関の政策等を検討し及び審査すること等を任務とする。

七、機関は、ジュネーヴに本部を置く。

八、機関の予算は、管理予算及び事業予算から成る。加盟国は、理事会及び当該加盟国が合意した率で、管理予算に係る分担金を支払う。事業予算の財源には、加盟国等からの現金、現物又

は役務の拠出をもって充てる。

#### 委員長報告

前ページ参照

商業及び事務所における衛生に関する条約（第二百十号）の締結について承認を求めの件（閣条第五号）

#### 要旨

この条約は、一九六四年（昭和三十九年）七月、国際労働機関（ILO）の第四十八回総会において採択されたもので、商業事業所、労働者が主として事務作業に従事する事業所、団体、行政機関等における建物等の清潔の保持、新鮮な空気の供給による十分な換気、十分かつ適当な照明、快適なかつ安定した温度の維持、作業場の設置等に当たっての労働者の健康への配慮、衛生的な飲料水の提供、洗浄設備及び衛生設備の設置、有害な物質及び作業方法等からの労働者の保護、騒音及び振動の減少、診療所又は救急施設等の維持等に関する一般原則及びその実施について定めるものである。

#### 委員長報告

七二ページ参照

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求めの件（閣条第六号）

#### 要旨

本協定は、我が国とトルコとの間での各種所得に対する課税権の調整を図り、経済的交流、人的交流等に伴って発生する国際的二重課税の回避を目的として、一九九三年（平成五年）三月、アンカラにおいて署名されたものである。その主な内容は次のとおりである。

一、事業所得については、企業が相手国内に支店等の恒久的施設を有する場合のみ、かつ、当該恒久的施設に帰せられる所得についてののみ相手国において課税される。

二、国際運輸業所得については、企業の居住地国においてのみ課税される。

三、投資所得に対する源泉地国税率は、相手国の居住者が支払う配当については親子会社間の場合十％、その他の場合十五％、相手国において生ずる利子については金融機関が受領者の場合

10%、その他の場合15%、使用料については10%を超えないものとする。

四、短期滞在者、両締約国政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づく活動を行う芸能人等、学生等の所得については、一定の条件の下に相手国の租税が免除される。

五、二重課税の回避については両国とも外国税額控除方式による。また、一定の所得については我が国においてみなし外国税額控除を認める。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました条約四件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、トルコとの租税協定及びイスラエルとの租税条約は、我が国と両国との間における二重課税の回避を目的として、事業所得に対する相手国の課税基準、投資所得に対する源泉地国の限度税率、二重課税の回避方法を定めるものであります。

次に、気候変動枠組条約及び生物多様性条約は、昨年六月、リオデジャネイロにおいて開催された国連環境開発会議における主要な成果として署名のために開放されたものであります。

気候変動枠組条約は、大気中の温室効果ガスの濃度の増加によってもたらされ、自然の生態系及び人類に悪影響を及ぼすおそれ

のある気候変動に対処するための国際的な枠組みを定めるものであります。

生物多様性条約は、地球上の多様な生物をその生息環境とともに保全し、生物資源を持続可能であるように利用し、及び遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ公平に配分することを目的とするものであります。

委員会におきましては、外国税額控除制度のあり方、イスラエルとの租税条約における占領地問題の取り扱い、温室効果ガス排出抑制のための議定書作成の見通し、地球温暖化の防止及び生物多様性の保全のための国内措置、環境分野における国際協力の推進等の諸問題について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の立木委員より租税条約二件に反対する旨の意見が述べられました。次いで採決の結果、租税条約二件は多数をもって承認すべきものと決定し、気候変動枠組条約及び生物多様性条約は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、気候変動枠組条約及び生物多様性条約に関し、地球環境保全のための施策の拡充強化等を政府に要請する決議が行われ、また、上記二件を併せて承認することを申し添えます。

以上御報告申し上げます。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とイスラエル国との間の条約の締結について承認を求めの件（閣条第七号）

#### 要旨

本条約は、我が国とイスラエルとの間で各種所得に対する課税権の調整を図り、経済的交流、人的交流等に伴って発生する国際的・二重課税の回避を目的として、一九九三年（平成五年）三月、東京において署名されたものである。その主な内容は次のとおりである。

- 一、事業所得については、企業が相手国内に支店等の恒久的施設を有する場合のみ、かつ、当該恒久的施設に帰せられる所得についてののみ相手国において課税される。
- 二、国際運輸業所得については、企業の居住地国においてのみ課税される。
- 三、投資所得に対する源泉地国税率は、相手国の居住者が支払う配当については親子会社間の場合五%、その他の場合十五%、相手国において生ずる利子及び使用料については十%をそれぞれ超えないものとする。
- 四、短期滞在者、両締約国政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づく活動を行う芸能人等、学生、教授等の所得

については、一定の条件の下に相手国の租税が免除される。  
五、二重課税の回避については両国とも外国税額控除方式による。

#### 委員長報告

前ページ参照

気候変動に関する国際連合枠組条約の締結について承認を求めの件（閣条第八号）

#### 要旨

この条約は、一九九二年（平成四年）六月の国連環境開発会議（UNCED）を前に、同年五月、ニューヨークで作成されたものであり、大気中における二酸化炭素等の温室効果ガスの濃度の増加によってもたらされ、自然の生態系及び人類に悪影響を及ぼすおそれのある気候変動に対処するための国際的な枠組みについて定めている。その主な内容は次のとおりである。  
一、この条約及び締約国会議が採択する関連的文書は、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極的な目的とする。

二、締約国は、この条約の目的の達成等に当たり、衡平の原則に基づき、かつ、それぞれに共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に従い、気候系を保護すべきこと等を指針とする。

三、締約国は、締約国会議が合意する方法を用い、温室効果ガスの排出及び除去に関する目録を作成し、定期的に更新し、公表し、及び締約国会議に提供する。

四、締約国は、気候変動を緩和するための措置及び気候変動に対する適応を容易にするための措置を含む計画を作成し、実施し、公表し、及び定期的に更新する。

五、締約国は、温室効果ガスの人為的な排出を抑制し、削減し又は防止する技術の開発等を促進し、及びこれらについて協力する。

六、締約国は、森林、海等の温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫の持続可能な管理、保全等を促進し、及びこれらについて協力する。

七、締約国は、気候系に関する研究、組織的観測等を促進し、及びこれらについて協力する。

八、締約国は、気候変動に関する教育、訓練及び啓発を促進し、これらについて協力し、並びにこれらへの参加を奨励する。

九、附属書Iに掲げる先進締約国その他の締約国は、温室効果ガ

スの排出の抑制等によって気候変動を緩和するための政策を採用し、これに沿った措置をとり、及びこれらに関する情報を締約国会議に送付する。

十、附属書IIに掲げる先進締約国は、開発途上締約国がこの条約に基づく義務を履行するために負担する費用等に充てるため、新規の追加的な資金を供与する。

十一、締約国会議は、この条約等の実施状況を定期的に検討し、この条約の効果的な実施を促進するために必要な決定を行う。

十二、贈与又は緩和された条件による資金供与のための制度について定める。この制度は、締約国会議の指導の下に機能し、その運営は、既存の国際的組織に委託する。国連開発計画、国連環境計画及び国際復興開発銀行の地球環境基金(GEF)は、この制度の運営について暫定的に委託される国際的組織となる。

十三、締約国は、温室効果ガスの排出及び除去に関する目録、この条約を実施するためにとる措置の概要等の情報を締約国会議に送付する。

委員長報告

七五ページ参照

生物の多様性に関する条約の締結について承認を求めるの件  
(閣条第九号)

要旨

この条約は、一九九二年（平成四年）六月、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国連環境開発会議（UNCED）の際に作成されたものであり、地球上の多様な生物をその生息環境とともに保全し、生物資源を持続可能であるように利用し、及び遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分することを目的としている。その主な内容は次のとおりである。

一、諸国は、国連憲章及び国際法の諸原則に基づき、自国の資源を開発する主権的権利を有し、また、自国の管轄下等における活動が他国等の環境を害さないことを確保する責任を有する。

二、締約国は、その個々の状況及び能力に応じ、生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略又は計画を作成する。

三、締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のために重要な生物の多様性の構成要素、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に著しい悪影響を及ぼす活動等を特定し、監視する。

四、締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、保護地域の

設定等、生物の多様性の構成要素をその生息域内において保全するための措置をとり、また、その措置を補完するため、施設の設定等、生物の多様性の構成要素をその生息域外において保全するための措置をとる。

五、締約国は、生物の多様性の保全、持続可能な利用等のための措置に関する科学的及び技術的な教育訓練事業のための計画を作成し、維持し、また、各種の情報伝達手段により生物の多様性の保全の重要性等についての理解の普及を促進する。

六、締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、生物の多様性への著しい悪影響を回避し又は最小にするため、事業計画案に対する環境影響評価手続の導入等の措置をとる。

七、締約国は、他の締約国が提供する遺伝資源を基礎とする科学的研究については、当該他の締約国の十分な参加を得てこれを準備し、実施するよう努力する。締約国は、遺伝資源の研究及び開発の成果並びに商業的利用等から生ずる利益を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ衡平に配分するため、適宜立法上、行政上等の措置をとる。

八、先進締約国は、開発途上締約国に対し、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連のある技術の取得の機会の提供及び移転を公正で最も有利な条件で行い又はより円滑なものにする。知的所有権によって保護される技術の取得の機会の提供及

び移転については、知的所有権の十分かつ有効な保護を承認し及びそのような保護と両立する条件で行う。

九、締約国は、生物の多様性の保全等における技術上及び科学上の国際協力を促進する。

十、締約国は、バイオテクノロジーの研究のために遺伝資源を提供する締約国の当該研究活動への効果的な参加を促進するため、適宜立法上、行政上等の措置をとる。締約国は、バイオテクノロジーから生ずる成果及び利益について、遺伝資源を提供する締約国が公正かつ衡平な条件で優先的に取得する機会を与えられることを促進するため、あらゆる実行可能な措置をとる。

十一、締約国は、その能力等に応じ、この条約の目的達成のための各国の活動に財政的支援等を行う。先進締約国は、開発途上締約国が、この条約に基づく義務を履行するための措置の実施に要する増加費用を負担すること等を可能にするため、新規のかつ追加的な資金を供与する。

十二、この条約の目的のため、贈与又は緩和された条件により開発途上締約国に資金を供与するための制度を設ける。当該制度は、締約国会議が第一回会合において決定する制度的組織によって運営する。国連開発計画、国連環境計画及び国際復興開発銀行の地球環境基金(GEF)は、この条約の効力発生から暫

定的に、前記の制度的組織となる。

十三、締約国会議は、一定の間隔で通常会合を開催し、この条約の実施状況の検討等を行う。

十四、締約国は、この条約実施のためにとつた措置等に関する報告書を締約国会議に提出する。

委員長報告

七五ページ参照

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、旧ソ連、ユーゴスラヴィア及びチェッコ・スロヴァキアを構成していた各国の独立に伴い、グルジア、クロアチア、スロヴェニア、チェッコ及びスロヴァキアにそれぞれ大使館を新たに設置する。

二、ロシアのウラジオストクに総領事館を新たに設置する。

三、前記の新設する在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手

当の基準額を定める。

四、在チェッコ・スロヴァキア日本国大使館及びロシアの在ナホトカ日本国総領事館を廃止する。

五、最近の為替相場及び物価水準の変動にかんがみ、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、旧ソ連、ユーゴスラヴィア、チェッコ・スロヴァキアを構成していた各国の独立に伴い、グルジア、クロアチア、スロヴェニア、チェッコ及びスロヴァキアに大使館を新設すること、ロシアのナホトカ総領事館を廃止し、ウラジオストクに総領事館を新設すること、在外職員の在勤基本手当の基準額を改定すること等を主な内容とするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。



○大蔵委員会  
内閣提出法律案（八件）

番号	1 ※	2 ※	4 ※	3 1 ※	3 2 ※	6 6
件名	国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律案	平成五年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律案	租税特別措置法の一部を改正する法律案	関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案	国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案	協同組織金融機関の優先出資に関する法律案
院議先	衆	〃	〃	〃	〃	〃
提出月日	五、一、二二	一、二、二二	二、二、二二	二、二、一八	二、二、一八	三、二、一五
参議院	付託 三、一	三、一	三、二、二六	二、二、一八	二、二、一八	三、二、一五
	委員会 議決 五、三、二九	三、二、二九	三、二、二九	三、二、二九	三、二、二九	四、二、二七
	本院議決 五、三、二九	三、二、二九	三、二、二九	三、二、二九	三、二、二九	四、二、二八
衆議院	付託 五、二、二六	二、二、二六	二、二、一八	二、二、一八	二、二、一八	三、二、一五
	委員会 議決 五、二、二二	二、二、二二	三、二、二二	三、二、二二	三、二、二二	四、二、二〇
	本院議決 五、二、二五	二、二、二五	三、二、二五	三、二、二五	三、二、二五	四、二、二二
備考	五、二、一六 衆本会議趣旨説明 三、一	二、一、一六 衆本会議趣旨説明 三、一	二、一、一八 衆本会議趣旨説明			

(注) ※は予算関係法律案

本院議員提出法律案（二件）

15	番号		
民間海外援助 事業の推進の ための物品の 譲与に関する 法律案	件名		
大蔵委員長 （五、六、八）	提出者 （月日）		
五、六、八	予備送付 月日		
五、六、八	衆議院へ 提出		
/	参議院	委員会 付託	
	参議院	委員会 議決	
可決	衆議院	本会議 議決	五、六、八
未了	衆議院	委員会 付託	五、六、八 （五）
	衆議院	委員会 議決	
	衆議院	本会議 議決	
	備考		

72	70	番号		
租税特別措置法の一部を改 正する法律案	皇太子徳仁親王の婚姻を 記念するための五万円の 貨幣の発行に関する法律 案	件名		
〃	衆議院	先議院		
五、一四	五、四、二〇	提出 月日		
五、三	五、四、二〇 （五）	参議院	委員会 付託	
可決	五、四、二七	参議院	委員会 議決	
可決	五、四、二八	参議院	本会議 議決	
五、一四	五、四、二〇	衆議院	委員会 付託	
可決	五、四、二二	衆議院	委員会 議決	
可決	五、四、三二	衆議院	本会議 議決	
		備考		

衆議院議員提出法律案（二件）

1	番号		
平成四年度の 水田農業確立 助成補助金に ついでに所得 税及び法人税 の臨時特例に 関する法律案	件名		
大蔵委員長 (五、二二、二二)	提出者 (月日)		
五 二、三	予備送 付月日		
五 二、四	本院へ 提出		
五 二、三 (予)	委員会 付託	参 議 院	
五 二、九 可決	委員会 議決		
五 二、一〇 可決	本会議 議決		
	委員会 付託	衆 議 院	
	委員会 議決		
五 二、四 可決	本会議 議決		
	備考		

国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律案（閣法第一号）

要旨

本法律案は、累次の臨時行政調査会及び臨時行政改革推進審議会の答申等の趣旨を踏まえ、財政資金の効率的使用並びに国及び地方の財政関係の安定化を図るため、国の負担金、補助金等に関し、公共事業等に係る補助率等について体系化、簡素化等の観点から見直し、所要の改定を行う等その整理及び合理化を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、公共事業等に係る補助率等の恒久化（河川法等三十法律）

暫定措置が講じられてきた公共事業等に係る補助率等について、直轄事業にあつては三分の二、補助事業にあつては二分の一を基本として恒久化することとし、平成五年度から適用する。

二、義務教育費国庫負担金等（共済費追加費用等）の一般財源化

（二法律）

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法における義務教育費国庫負担金等のうち共済費追加費用等については、平成四年度において、平成四年度から六年度までの三年間で段階的に一般財源化することとされていたが、これを平成五

年度において全額一般財源化する。

三、国の負担に係る繰入れの特例の延長（二法律）

地震再保険特別会計法及び自動車損害賠償保障法における事務取扱費について、平成五年度までの暫定措置として行われてきた一般会計からの繰入れの停止措置を当分の間延長する。

なお、本法律施行に伴う公共事業等の補助率等の見直しにより、平成五年度の一般会計及び特別会計の歳出増加額は約十億円と、また、義務教育費国庫負担金等（共済費追加費用等）の一般財源化の全額実施により、平成五年度の一般会計の歳出節減額は約六百四十九億円と、それぞれ見込まれている。

委員長報告

ただいま議題となりました五法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律案は、いわゆる補助金一括法において暫定措置が講じられていた国の補助金等について、国と地方の機能分担、費用負担のあり方等を勘案しつつ一体的な検討を行い、補助率等の恒久化等の措置を講じようとするものであります。

次に、平成五年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律案は、一般会計において承継した債務等の償還の延

期及び政府管掌健康保険事業に係る一般会計からの繰り入れについて特例措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、質疑を行いました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して、吉岡吉典委員より両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、両法律案は、それぞれ多数をもっていずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案は、租税特別措置の整理合理化を行うほか、特定の居住用財産の買いかえ等の特例の創設、老人等の利子非課税制度の限度額の引き上げ等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、総理並びに関係当局に対し質疑を行いました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して、吉岡吉典委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どお

り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

次に、関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案は、我が国の市場の一層の開放を図る見地等から、関税率、減免税還付制度等について所要の措置を行おうとするものであります。

次に、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案は、国際開発協会の第十次増資の合意に伴い、政府が追加出資できるよう所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、質疑を行いました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉岡吉典委員より両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、両法律案はそれぞれ多数をもっていずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、関税率法等一部改正案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

平成五年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律案（閣法第二号）

### 要旨

本法律案は、平成五年度における厳しい税收動向等にかんがみ、次のような特例措置を講じようとするものである。

一、一般会計において承継した債務等の資金運用部に対する償還の特例

交付税及び譲与税配付金特別会計、日本国有鉄道及び日本国有鉄道清算事業団から過去に一般会計において承継し、現在は一般会計が資金運用部に対して負っている債務（承継債務）について、平成五年度の償還を延期できることとし、当該延期に係る金額（六千九百八十三億円）については、十年（五年以内の据置期間を含む。）以内に償還しなければならないこととする。

二、政府管掌健康保険事業に係る一般会計からの厚生保険特別会計健康勘定への繰入れの特例

平成五年度における一般会計から厚生保険特別会計健康勘定への繰入れについて、同勘定の近年における収支状況及び平成五年度における剰余の発生見込み等を勘案して、国庫補助額（控除前八千二百五十六億円）から千三百億円を控除して繰り

入れることとする。

なお、後日、健康保険事業の適正な運営が確保されるために、各年度の当該勘定の収支の状況等を勘案して、繰入調整分（千三百億円）及びその運用収入相当額の合算額に達するまでの金額を一般会計から繰り入れることとする。

なお、本法律施行に伴う平成五年度一般会計の歳出節減額は、約八千二百八十三億円である。

### 委員長報告

八四ページ参照

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第四号）

### 要旨

本法律案は租税特別措置の整理合理化等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、租税特別措置の整理合理化

1 プログラム等準備金のうち基本プログラムに係る積立率の引下げ等、租税特別措置の整理合理化を行うこととする。

2 農業経営の基盤の強化を推進する等のため、農用地利用集積準備金及び営農の規模を拡大した場合の割増償却制度の創

設等の措置を講ずるとともに、環境保全・資源エネルギー対策に資するため、エネルギー使用の合理化等の技術に係る試験研究費に関する特例措置、再生資源利用促進準備金の創設等の措置を講ずることとする。

## 二、その他租税特別措置の改正

### 1 居住用財産の買換え特例措置

譲渡資産の所有期間が十年超のものであること、譲渡価額が一億円以下であること、譲渡者の居住期間が十年以上であること等の要件を満たす居住用財産の買換え・交換について、平成五年四月一日から平成七年三月三十一日までの二年間、取得価額の引継ぎによる課税の繰延べを認めることとする。

### 2 利子非課税制度の非課税限度額の引上げ

平成六年一月一日以後に預入等をする預貯金等について、老人等を対象とした郵便貯金・少額貯蓄・少額公債の利子非課税制度の非課税限度額をそれぞれ三百万円から三百五十万円に引き上げるとともに、勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄非課税制度の非課税限度額を五百万円から五百五十万円に引き上げる等の改正を行うこととする。

### 3 道路財源

第十一次道路整備五箇年計画に必要な財源を確保する観点

から、ガソリンにかかる揮発油税及び地方道路税については全体の税負担は現行通りとし、その税収の国、地方の配分割合を平成五年十二月一日より変更する。

### 4 その他

法人税における源泉所得税額の控除不足額の還付に関する特例措置の創設、不動産等に係る相続税の延納利子税の引下げ等の措置を講ずるとともに、中小企業者等の機械の特別償却制度、住宅用家屋の所有権の保存登記に対する登録免許税の特例等適用期限の到来する特別措置について、期限の延長等を行う。

なお、本法律施行に伴う平成五年度租税増収見込額は、約七百九十億円である。

### 委員長報告

八五ページ参照

関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第三一号）

### 要旨

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我

が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、関税率、減免税還付制度等について所要の改正等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 一、関税率等の改正

平成四年九月の日米乳製品・でん粉等協議の合意に基づき、ポテトフレーク等の関税率を引き下げるとともに、石油に関する国内の規制緩和に対応して、重油について量的規制を伴う関税割当制度を廃止し、一般の税率に移行するほか、平成五年三月三十一日をもって期限の到来する五千七百七十一品目の暫定関税率について、平成六年三月三十一日まで適用期限を延長する等の措置を行う。

### 二、減免税還付制度の改正

原子力研究用物品等の免税制度について、適用実績がなくなったことから廃止するとともに、平成五年三月三十一日をもって適用期限の到来する関税の減免税還付制度について、その適用期限の延長を行う。

### 三、少額輸入貨物に対する簡易税率制度の創設

近年における小口急送貨物等の輸入の急増に対応して、輸入通関の迅速化及び課税事務の省力化による社会悪物品の水際取締りの強化を図るため、課税価格が十万円以下の少額輸入貨物に対する簡易税率制度を新設する。

なお、本法律施行に伴う平成五年度一般会計の関税減収見込額は、約三億円である。

### 委員長報告

#### 八五ページ参照

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三二二号）

### 要旨

本法律案は、国際開発協会の第十次増資に伴い、政府は同協会に対し、従来の出資の額のほか、今後三年間にわたって総額四千七百十五億九百七十四万円の範囲内において追加出資できることとするものである。なお、追加出資は、三年均等分割で出資国債により払い込むこととしている。

### 委員長報告

#### 八五ページ参照



協同組織金融機関の優先出資に関する法律案（閣法第六六号）

要旨

本法律案は、金融の自由化が進展する中で、協同組織金融機関の経営の健全性を確保するために、協同組織金融機関の全国組織について、組合員からの出資を補完するものとして優先出資制度を設け、不特定多数の者から出資を受け入れることを可能とすることにより協同組織金融機関の自己資本の充実を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、優先出資を発行できる協同組織金融機関

優先出資を発行できる協同組織金融機関は、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国信用協同組合連合会、全国信用金庫連合会、労働金庫連合会とする。

二、優先出資の発行

1 優先出資は普通出資（組合員からの出資）を補完するものであり、優先出資の総口数は普通出資の総口数の二分の一を限度とする。

2 優先出資の額面金額は均一で、かつ、普通出資の一口の金額と同一でなければならない。

3 協同組織金融機関の非営利性を維持するために、主務大臣

が配当率の上限を定める。

4 協同組織金融機関は、優先出資を発行する場合には、基本的な内容を定款で定め、発行の都度、具体的な発行事項を定め主務大臣の許可を受けなければならない。

三、優先出資者の権利等

1 優先出資者は、普通出資者総会における議決権その他の普通出資者の権利を有しないものとし、優先出資の引受価額の限度でのみ責任を負う。

2 優先出資者に対する優先的配当は、普通出資者に対する剰余金の配当に先立って行われ、優先出資者に対する配当の額が優先的配当の額を下回ったときは、定款に別段の定めがある場合を除き、その下回った額は翌事業年度の優先的配当の額に加算される。

3 協同組織金融機関は、定款で定めるところにより、優先出資者に優先的配当のほかに、剰余金の配当を行うことができる。

四、優先出資の譲渡及び優先出資証券

1 優先出資は譲渡することができるものとし、協同組織金融機関は、優先出資の譲渡を制限してはならない。

2 優先出資を譲渡するには、優先出資証券を交付しなければならない。

3 優先出資の譲渡その他の移転は、優先出資者名簿に記載しなければ、協同組織金融機関に対抗することはできない。

#### 五、優先出資者総会

優先出資者の権利保護を図るために、次の場合には優先出資者総会の承認を受けなければならない。

1 新たに優先出資を発行しようとするときに、優先出資者以外の者に対して特に有利な価額をもって優先出資を発行しようとする場合

2 配当可能な剰余金があるにもかかわらず、優先出資者に対する配当の額を優先的配当の額を下回る額とする剰余金の処分を行おうとする場合

3 その他定款に定められた優先出資の内容の変更で優先出資者に損害を及ぼす場合及び優先出資の分割・消却等による出資の割当てについて、優先出資の種類ごとに異なる取扱いを行う場合

#### 六、その他

1 優先出資の時価発行価額のうち、額面金額を超える額については、発行価額の二分の一の範囲内において、資本準備金に繰り入れることができる。

2 投資者保護のため優先出資証券を証券取引法上の有価証券とする。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、協同組織金融機関の優先出資に関する法律案について申し上げます。

本法律案は、全国信用金庫連合会など協同組織金融機関の全国組織五団体について、組合員からの出資を補完するものとして新たに不特定多数の者からの優先出資を受け入れる制度を設け、自己資本の充実を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、優先出資による自己資本充実策が會員の相互扶助を基本とする協同組織金融機関に与える影響、優先出資の証券化と流通市場整備の方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉岡吉典委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の発行に関する法律案は、皇太子殿下の御成婚を記念して、特別に五万円の貨幣を発行できることにするものでありまして、本貨幣については、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律の關係条

文を適用し、その素材、量目、発行枚数等を政令で定める等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、記念貨幣の発行による貨幣回収準備資金から一般会計への繰入見込み額、記念貨幣の法定通貨としての位置づけ等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉岡吉典委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の発行に関する法律案（閣法第七〇号）

#### 要旨

本法律案は、皇太子徳仁親王の婚姻を記念して、特別に五万円の貨幣を発行することができることとするほか、この貨幣については、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律の關係条文を適用し、その素材、量目、発行枚数等を政令で定めようとするものである。

なお、本法律施行に伴い、五万円記念金貨幣は、二百万枚の発行が予定されている。

#### 委員長報告

前ページ参照

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第七二号）

#### 要旨

本法律案は、新総合経済対策（平成五年四月十三日・経済対策閣僚会議）の一環として、住宅取得促進税制の拡充等を行うおうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、住宅取得促進税制の拡充

平成五年四月一日から同六年十二月三十一日までの間の措置として、控除期間のうち、住宅を居住の用に供した年及びその翌年の二年間については、住宅借入金等の年末残高一千万円までの部分に係る控除率を一・五％（現行一％）に引き上げ、控除限度額を三十万円（現行二十五万円）とする。

#### 二、設備投資減税

民間設備投資の促進のため一年間の措置として、平成五年七月一日以後に取得するものについて、次の措置を講ずる。

1 中小企業者の機械の特別償却制度の抜本的拡充（中小企業機械投資促進税制）

特別償却率を三十％（現行十四％）に引き上げるとともに、税額控除（七％）を追加し、特別償却との選択適用を認める。

2 高度省力化投資促進税制の創設

事業の省力化又は合理化に著しく資する機械等について、特別償却（三十％・中小企業者は三十六％）と税額控除（七％・中小企業者は八・四％）との選択適用を認める。

三、特定扶養控除の控除額の引上げ

特定扶養親族（十六歳以上二十三歳未満の扶養親族）に係る控除額を五十万円（現行四十五万円）に引き上げ、平成五年分以後の所得税について適用する。

なお、本法律施行に伴う平成五年度租税減収見込額は、約千四百六十億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案のうち、まず租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、新総合経済対策の一環として、住宅取得促進税制

を拡充するほか、中小企業者等の機械の特別償却制度を抜本的に拡充する等の設備投資減税を行うとともに、特定扶養控除額を引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、新総合経済対策の財源とその波及効果、住宅取得促進税制の適用要件と他の住宅政策との整合性、政策減税の税制上の位置づけ等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

次に、民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

本法律案は、本日、大蔵委員会において全会一致をもって起草、提出したものであります。

御承知のように、我が国の経済協力は、政府開発援助を初めとして、民間による資金援助、物資援助、人材派遣、研修員の受入れ等が活発に行われているところであります。とりわけ、民間海外援助団体の活動は、国民参加による経済協力を推進するという見地から、草の根レベルで開発途上にある海外の地域社会に密着した事業の展開や、災害あるいは食糧危機等の緊急事態に柔軟か

つ迅速な救援活動が可能である等、極めて重要な役割を果たして  
おります。

本法律案は、このような民間の発意に基づく海外援助事業の自  
主性を尊重しつつ、その活動をより一層推進するため、国等の所  
有に属する物品の譲与について所要の措置を講じようとするもの  
であります。

その概要について申し上げますと、各省各庁の長は、その事務  
または事業の用に供していた物品につき民間海外援助団体からそ  
の譲与を求める旨の申し出があった場合において、開発途上にあ  
る海外の地域における住民の福祉の向上に寄与するものと認めら  
れるときは、当該物品を譲与することができることとしたしてお  
ります。

また、地方公共団体は、その事務または事業の用に供していた  
物品の民間海外援助団体に対する譲与に関し必要な措置を講ずる  
よう努めることとしたしております。

以上が本法律案の提案の趣旨及びその概要であります。  
何とぞ速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

平成四年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び  
法人税の臨時特例に関する法律案（衆第一号）

#### 要旨

本法律案は、平成四年度において、水田農業確立対策による米  
の計画生産を推進するため、政府等が稲作の転換を行う者等に対  
し交付する水田農業確立助成補助金について、税制上の軽減措置  
を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

一、個人が交付を受ける同補助金については、一時所得の収入金  
額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、一時所得  
の必要経費とみなす。

二、農業生産法人が交付を受ける同補助金については、交付を受  
けた後二年以内に事業の用に供する固定資産の取得または改良  
に充てる場合、圧縮記帳の特例を認める。

なお、本法律施行に伴う平成四年度における租税の減収見込額  
は、約五億円である。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました平成四年度の水田農業確立助成補助  
金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につき

まして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院大蔵委員長提出によるものでありまして、平成四年度の水田農業確立助成補助金について、個人が交付を受けるものはこれを一時所得とみなし、農業生産法人が交付を受けるものは、交付を受けた後二年以内に固定資産の取得または改良に充てた場合には圧縮記帳の特例を認めることにより、それぞれ税負担の軽減を図ろうとするものであります。

なお、本法律施行に伴う平成四年度の租税の減収額は約五億円と見込まれております。

委員会におきましては、提出者より趣旨説明を聴取の後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○文教委員会  
内閣提出法律案（二件）

（注）※は予算関係法律案

8 ※	7 ※	番号	件名	院議先	提出 月日	参議院 衆議院	衆議院 衆議院	備考
国立学校設置法の一部を改正する法律案	公立義務教育諸学校の学級編制及び教育職員等の配置に関する法律の適正化並びに私立学校及び私立学校教職員の配置の適正化に関する法律の改正に関する法律案			衆議院	五月二日	衆議院 五月二日 衆議院 五月二日	衆議院 五月二日 衆議院 五月二日	
〃	衆議院			衆議院	五月二日	衆議院 五月二日 衆議院 五月二日	衆議院 五月二日 衆議院 五月二日	
〃	衆議院			衆議院	五月二日	衆議院 五月二日 衆議院 五月二日	衆議院 五月二日 衆議院 五月二日	
〃	衆議院			衆議院	五月二日	衆議院 五月二日 衆議院 五月二日	衆議院 五月二日 衆議院 五月二日	
〃	衆議院			衆議院	五月二日	衆議院 五月二日 衆議院 五月二日	衆議院 五月二日 衆議院 五月二日	
〃	衆議院			衆議院	五月二日	衆議院 五月二日 衆議院 五月二日	衆議院 五月二日 衆議院 五月二日	
〃	衆議院			衆議院	五月二日	衆議院 五月二日 衆議院 五月二日	衆議院 五月二日 衆議院 五月二日	
〃	衆議院			衆議院	五月二日	衆議院 五月二日 衆議院 五月二日	衆議院 五月二日 衆議院 五月二日	
〃	衆議院			衆議院	五月二日	衆議院 五月二日 衆議院 五月二日	衆議院 五月二日 衆議院 五月二日	
〃	衆議院			衆議院	五月二日	衆議院 五月二日 衆議院 五月二日	衆議院 五月二日 衆議院 五月二日	

本院議員提出法律案（二件）

8	番号	件名	提出者 (月日)	予備送 付月日	衆議院 衆議院	衆議院 衆議院	衆議院 衆議院	備考
学校教育法の一部を改正する法律案			山本正和君 外一名 五月六日	五月六日	衆議院 五月六日	衆議院 五月六日	衆議院 五月六日	
〃			山本正和君 外一名 五月六日	五月六日	衆議院 五月六日	衆議院 五月六日	衆議院 五月六日	
〃			山本正和君 外一名 五月六日	五月六日	衆議院 五月六日	衆議院 五月六日	衆議院 五月六日	
〃			山本正和君 外一名 五月六日	五月六日	衆議院 五月六日	衆議院 五月六日	衆議院 五月六日	
〃			山本正和君 外一名 五月六日	五月六日	衆議院 五月六日	衆議院 五月六日	衆議院 五月六日	
〃			山本正和君 外一名 五月六日	五月六日	衆議院 五月六日	衆議院 五月六日	衆議院 五月六日	
〃			山本正和君 外一名 五月六日	五月六日	衆議院 五月六日	衆議院 五月六日	衆議院 五月六日	
〃			山本正和君 外一名 五月六日	五月六日	衆議院 五月六日	衆議院 五月六日	衆議院 五月六日	
〃			山本正和君 外一名 五月六日	五月六日	衆議院 五月六日	衆議院 五月六日	衆議院 五月六日	
〃			山本正和君 外一名 五月六日	五月六日	衆議院 五月六日	衆議院 五月六日	衆議院 五月六日	

10	9	番号		
女子教職員の出席に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案	学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案	件名		
森暢士君 外一名 (六一二)	上山和人君 外一名 (五六一二)	提出者 (月日)		
六七	五 六七	予備送 付月日		
		衆へ 提出		
六一二	五 六一二	付託 委員会	参議院	
未	未	議決 委員会		
了	了	議決 本会議		
六七 全	五 六七 全	付託 委員会	衆議院	
		議決 委員会		
		議決 本会議		
		備考		



公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七号）

### 要旨

一、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

1 公立の小学校及び中学校の学級編制の標準について、二個学年複式学級及び特殊学級の一学級の児童生徒の数の標準を改善すること。

2 公立の小学校及び中学校の教職員定数の標準について、複数の教員の協力による指導が行われ、又は多様な選択教科が開設される場合に、教員の数を加算できるとするとともに、大規模校の教頭の複数配置、専科教員及び生徒指導担当教員等の充実に並びに養護教員、学校栄養職員及び事務職員の数の改善を行うこと。

3 公立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部の学級編制及び教職員定数の標準を改善すること。

二、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正

1 公立の高等学校の学級編制の標準について、全日制普通科

等の一学級の生徒の数の標準を現行四十五人から四十人に改善すること。

2 公立の高等学校の教職員定数の標準について、多様な教育課程の編成・指導方法の工夫改善のための教員の充実及び生徒指導担当教員の数等を改善するとともに、大規模校の教頭の複数配置、定時制及び通信制の課程の教員並びに養護教員及び事務職員の数を改善すること。

3 公立の特殊教育諸学校の高等部の学級編制及び教職員定数の標準を改善すること。

三、この法律は、平成五年四月一日から施行すること。

四、この法律施行のため、平成十年三月三十一日までの間、所要の経過措置を定めること。

### 委員長報告

ただいま議題となりました公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、教育の一層の個性化を推進するため、平成五年度から十年度までの六年間で、公立の小中学校及び高等学校並びに

特殊教育諸学校の学級規模と教職員配置の適正化を図ろうとするものであります。

小中学校においては、複数の教員の協力による指導等指導方法の工夫改善を行うための教職員の配置などの、また高等学校においては、全日制課程の普通科等の学級編制の標準を四十五人から四十人に引き下げることなどの改善を行うこととしております。

委員会におきましては、小中学校及び高校職業科の学級編制を四十人に据え置いた理由、チームティーチングの教育効果及び多目的教室等学校施設の整備等の諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終了し、日本共産党高崎委員より修正案が提出されましたが、政府からは同案に対し反対である旨の発言がございました。

順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し九項目からなる附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。

## 国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第八号）

### 要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、各大学における大学改革と教育研究体制整備の一環として、群馬大学の教養部を改組して社会情報学部を、名古屋大学の教養部を改組して情報文化学部を、奈良女子大学の家政学部を改組して生活環境学部をそれぞれ平成五年十月一日に設置すること。

二、昼夜開講制による教育体制充実のため、滋賀大学、徳島大学及び琉球大学に併設されている夜間三年制の短期大学部を平成七年度限りで廃止して、それぞれの大学の関係学部統合すること。

三、看護等医療技術教育の充実等を図るため、大阪大学に併設されている医療技術短期大学部を平成七年度限りで廃止して、同大学の医学部に統合すること。

### 委員長報告

ただいま議題となりました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、群馬大学の教養部を改組して社会情報学部を、名古屋大学の教養部を改組して情報文化学部を、奈良女子大学の家政学部を改組して生活環境学部をそれぞれ設置するほか、滋賀大学、徳島大学及び琉球大学の各大学に併設されている夜間三年制の短期大学部並びに大阪大学に併設されている医療技術短期大学部を廃止して、それぞれの関係学部を統合しようとするものであります。

委員会におきましては、カリキュラム改革と一般教育の重要性、多様な大学入試の推進、自己点検・評価の意義とその効果、貧困な教育・研究環境の抜本的改善等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し五項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。

○厚生委員会  
内閣提出法律案（二〇件）

号番	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会 付託	衆議院 委員会 議決	参議院 本会議 議決	衆議院 委員会 付託	衆議院 委員会 議決	衆議院 本会議 議決	備考
11※	被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法の一部を改正する法律案	衆	五、二、九	五、二、一四 付託	五、三、二九 議決	五、三、二九 議決	五、二、九 付託	五、二、一四 議決	五、二、一五 議決	
12※	国民健康保険法の一部を改正する法律案	〃	二、九	三、一五 付託	三、二九 議決	三、二九 議決	二、一五 付託	三、二五 議決	三、二五 議決	
36※	薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律案	〃	二、一三	二、一四 付託	四、二〇 議決	四、二二 議決	二、一三 付託	四、二 議決	四、六 議決	
37※	福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律案	〃	二、一三	二、一三 付託	四、一三 議決	四、二六 議決	二、一三 付託	四、七 議決	四、八 議決	
38※	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案	〃	二、一三	二、一三 付託	五、二 議決	五、二二 議決	二、一三 付託	四、一四 修正	四、一〇 修正	
55	母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律案	〃	三、一〇	三、一〇 付託	五、二三 議決	五、二四 議決	三、一〇 付託	四、二二 修正	四、二二 修正	

(注) ※は予算関係法律案

1	番号	各種給付に係る児童の年齢案件に関する法律案	提出者 (月日)	予備 送付 月日	衆へ 提出	参議院	衆議院	備考
	件名							
		菅野 壽君 外五名 五三、四		五 三、八		五 六七	未了	
						委員会 付託	委員会 議決	
						委員会 議決	本会議 議決	
						委員会 付託	衆議院	
						委員会 議決	衆議院	
						委員会 議決	本会議 議決	

本院議員提出法律案(三件)

74	58	57	56	番号	件名	先議院	提出 月日	参議院 衆議院	衆議院	備考
精神保健法等の一部を改正する法律案	視能訓練士法の一部を改正する法律案	診療放射線技師法の一部を改正する法律案	社会福祉・医療事業団法及び沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案			衆	五、二二			
						衆	六、七	可決 六一〇	可決 六一〇	
						衆	五、二五	可決 六四	可決 六四	
						衆		可決 六四	可決 四二二	
						衆		可決 六四	可決 四二二	
						衆		可決 六四	可決 四二二	
						衆		可決 六四	可決 四二二	

衆議院議員提出法律案（二件）

19	番号		
社会保険労務士法の の一部を改正する 法律案	件名		
厚生委員長 (五、六、二)	提出者 (月、日)		
五 六 三	予備送 付月日		
五 六 三	本院へ 提出		
五 六 三 (予)	委員会 付託	参 議 院	
五 六 三	委員会 議決		
五 六 四	本会議 議決		
	委員会 付託	衆 議 院	
	委員会 議決		
五 六 三	本会議 議決		
	備考		

5	番号		
母子保健法の一部 を改正する法律案	件名		
木庭健太郎君 外二名 (四、三〇)	提出者 (月、日)		
五 二	予備送 付月日		
	衆へ 提出		
六 七	委員会 付託	参 議 院	
未 了	委員会 議決		
	本会議 議決		
	委員会 付託	衆 議 院	
	委員会 議決		
	本会議 議決		
	備考		

寒冷地福祉手当支給事業促進法案

菅野 壽君  
外九名  
(五、三、一〇)

五  
三  
二

衆へ  
提出

五  
六  
七

未  
了

衆  
議  
院

衆  
議  
院

衆  
議  
院

備  
考

23	20	番号
心身障害者対策基本法の一部を改正する法律案	調理師法の一部を改正する法律案	件名
厚生委員長 (六一二)	厚生委員長 (五六一二)	提出者 (月 日)
六一二	五 六一三	予備送付 月日
六一二	五 六一三	本院へ 提出
六一二 (予)	五 六一三 (予)	参議院 付託 委員会
未了	五 六一三 可決	参議院 委員会 議決
	五 六一四 可決	本院議 議決
		衆議院 付託 委員会
		衆議院 委員会 議決
六一二 可決	五 六一三 可決	本院議 議決
		備考

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一一号）

#### 要旨

本法律案は、被用者年金制度全体の見直し措置が完了するまでの間における当面の措置である制度間調整事業について、その運営の状況等を勘案し、日本鉄道共済組合に係る調整交付金の特例減額措置等を、当分の間、継続しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 一、政府が日本鉄道共済組合に対して交付する調整交付金について、平成二年度から平成四年度までの間の措置とされている特例的に減額する措置を、当分の間の措置とする。
- 二、実質的に拠出することとなる保険者の調整拠出金について、平成二年度から平成四年度までの間の措置とされている特例的に減額する措置を、当分の間の措置とする。
- 三、この法律は、平成五年四月一日から施行する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法

の一部を改正する法律案についてであります。

被用者年金の制度間調整事業は、公的年金制度の一元化が完了するまでの間の当面の措置として、厚生年金及び共済年金に関して費用負担の調整を行うものであり、平成二年度から実施されているところであります。

本法律案は、この制度間調整事業について、運営の状況等を勘案し、平成四年度までの措置とされている日本鉄道共済組合に対して交付する調整交付金の特例減額措置等について、当分の間、継続しようとするものであります。

委員会におきましては、年金制度の一元化等年金改革の理念と見通し、鉄道共済年金の財政破綻の原因と自助努力のあり方、年金財政に関する情報公開の必要性等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党の西山委員より本案に反対である旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、国民健康保険法の一部を改正する法律案についてであります。

本法律案は、近年における社会経済情勢の変化や人口の高齢化により、低所得者や高齢者の加入割合が著しく高まるなど、制度



の構造的な問題によりその運営が不安定なものとなっている国民健康保険事業の運営の一層の安定化及び負担の公平化を図るため当面の緊急措置として、平成五年度及び六年度において、財政安定化支援事業の制度化及び財政基盤安定化措置に係る国庫負担の変更等を行うおうとするものであります。

委員会におきましては、給付と負担の公平化等医療保険制度の見直し、保険料負担の平準化と地方財政措置の趣旨の徹底、保健施設事業の推進とゴールドプランの支援等の諸問題につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党の西山委員より本案に反対である旨の意見が述べられました。

討論を終わり採決の結果、本案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対してそれぞれ附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。

国民健康保険法の一部を改正する法律案（閣法第一二二号）

要旨

本法律案は、近年における社会経済情勢の変化や人口の高齢化

により、低所得者や高齢者の加入割合が著しく高まるなど、国民健康保険制度の構造的な問題によりその運営が不安定なものとなっている現状等にかんがみ、国民健康保険事業の運営の一層の安定化及び保険料負担の公平等を図るため、当面緊急に講ずべき措置として、平成五年度及び平成六年度において、国民健康保険財政安定化支援事業の制度化等を行うおうとするものであって、その主な内容は、次のとおりである。

一、市町村は、国民健康保険の財政の安定化等に資するため、低所得者の加入割合が大きいことなど保険者たる市町村の責めに帰することができない理由により国民健康保険財政が受ける影響を勘案して算定した額を、一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れることができることとする。

二、市町村は、国民健康保険の財政基盤の安定化措置として、低所得者に係る保険料軽減相当額を一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れ、これに対し国はその二分の一を負担することとされていたものを、政令で定める基準により算定した額に改める。（国庫負担の変更に伴う地方財政への影響額については、その全額について、別途、所要の地方財政措置を講ずることとされている。）

三、この法律は、平成五年四月一日から施行する。

委員長報告

一〇四ページ参照

薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律案（閣法第三六号）

要旨

本法律案は、最近の国民の医薬品等に対する需要の高度化及び多様化にかんがみ、希少疾病用医薬品等の研究開発を促進するための措置を講ずるとともに、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保のための措置を講じ、あわせて、これらの措置に関連する業務を医薬品副作用被害救済・研究振興基金に行わせ、その名称についても医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構と改めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

第一 薬事法関係

一、希少疾病用医薬品等の指定

厚生大臣は、次の1及び2に該当する医薬品又は医療用具を、申請に基づき、希少疾病用医薬品又は希少疾病用医療用具（以下「希少疾病用医薬品等」という。）として指定することができるものとする。

1 対象者の数が、本邦において厚生省令で定める人数に達

しないこと。

2 特に優れた使用価値を有することとなる物であること。

二、優先審査

厚生大臣は、希少疾病用医薬品等、その他の医療上特にその必要性が高いと認められる医薬品又は医療用具について、承認に係る審査を優先して行うことができるものとする。

三、再審査期間の延長

希少疾病用医薬品その他厚生省令で定める医薬品として厚生大臣が中央薬事審議会の意見を聴いて指定するものの再審査に係る調査期間を、その製造の承認のあった日後十年を超えない範囲において厚生大臣の指定する期間とする。

四、資金の確保及び税制上の措置

国は、希少疾病用医薬品等の試験研究を促進するのに必要な資金の確保に努めるものとともに、税制上の措置を講ずるものとする。

五、製造業及び輸入販売業の許可の有効期間の延長

医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具の製造業等の許可の有効期間を、「三年を下らない政令で定める期間」とする。

六、製造業及び輸入販売業の許可の要件の追加

政令で定める医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業者等

の許可及び許可の更新等の要件として、これらの製造管理及び品質管理の方法に関する基準に適合することを追加する。

### 七、医薬品等の製造承認等の簡素化

厚生大臣が基準を定めて指定する医薬品及び医薬部外品について、製造等の承認を不要とする。

### 第二 医薬品副作用被害救済・研究振興基金法関係

#### 一、業務の追加

医薬品副作用被害救済・研究振興基金の業務として、1及び2の業務を追加する。

1 希少疾病用医薬品等に関する試験研究に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

2 希少疾病用医薬品等に関する試験研究に係る指導及び助言を行うこと。

#### 二、医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の題名改正

「医薬品副作用被害救済・研究振興基金法」の題名を「医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法」に改める。

#### 三、医薬品副作用被害救済・研究振興基金の名称の改正及び業務の追加

「医薬品副作用被害救済・研究振興基金」の名称を「医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構」に改め、同機構は、行政庁の委託を受けて、医薬品の審査に必要な調査その他医

薬品の品質、有効性及び安全性の向上に関する業務等を行うこととする。

### 第三 施行期日

この法律は、平成五年十月一日から施行するものとする。ただし、第一の五から七まで及び第二の二及び三の事項等については、平成六年四月一日から施行するものとする。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

難病、エイズ等を対象とする医薬品や医療用具は、医療上の必要性が高いにもかかわらず、患者数が少ないことにより、十分にその研究開発が進んでいない現状にあります。また、医療をめぐる国民のニーズの多様化等に対応して、安全かつ良質な医薬品等を一日も早く医療の現場に提供することが必要とされておりま

す。かかる現状にかんがみ、本法律案は、希少疾病用医薬品等の研究開発を促進するための措置を講ずるとともに、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保のための措置を講じ、あわせて、これらの措置に関する業務を医薬品副作用被害救済・研究振興基金に行わせ、その名称についても医薬品副作用被害救済・研究振興

調査機構に改めようとするものであります。

委員会におきましては、難病治療薬その他の希少疾病用医薬品等の研究開発の促進策、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構の円滑な業務運営、国民医療の見地に立った医療・薬事行政の展開等の諸問題につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。  
以上御報告申し上げます。

福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律案（閣法第三七号）

### 要旨

本法律案は、福祉用具の研究開発及び普及を促進することにより、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人及び心身障害者の福祉の増進に寄与し、あわせて産業技術の向上に資するため、基本方針の策定、厚生大臣が指定する法人による福祉用具の研究開発及び普及に対する助成並びに新エネルギー・産業技術総合開発機構による福祉技術の向上のための研究に対する助

成等、国、地方公共団体等がそれぞれ所要の措置を講ずることとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

### 一 目的

この法律は、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人及び心身障害者の自立の促進並びにこれらの者の介護を行う者の負担の軽減を図るため、福祉用具の研究開発及び普及を促進し、もってこれらの者の福祉の増進に寄与し、あわせて産業技術の向上に資することを目的とする。

### 二 定義

この法律において「福祉用具」とは、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人（以下単に「老人」という。）又は心身障害者の日常生活上の便宜を図るための用具及びこれらの者の機能訓練のための用具並びに補装具をいう。

### 三 基本方針の策定及び公表

- 1 厚生大臣及び通商産業大臣は、福祉用具の研究開発及び普及を促進するための措置に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）を定め、これを公表しなければならない。
- 2 基本方針を定めるに当たっては、老人及び心身障害者の心身の特性等並びに福祉用具に係る技術の動向を十分に踏まえるとともに、福祉用具の研究開発と普及が相互に連携して行われるように留意しなければならない。

#### 四 関係者の責務

- 1 国は、この法律の目的を達成するために必要な福祉用具の研究開発及び普及の促進を図るための財政上及び金融上の措置等を講ずるように努めなければならない。
  - 2 地方公共団体は、福祉用具の普及の促進を図るために必要な措置を講ずるように努めなければならない。
  - 3 福祉用具の製造の事業を行う者は、常に、老人及び心身障害者の心身の特性等を踏まえ、福祉用具の品質の向上及び利用者等からの苦情の適切な処理に努めなければならない。
- 五 指定法人

- 1 厚生大臣は、社会福祉の増進を図ることを目的として設立された民法法人であつて、助成業務、福祉用具に係る情報の収集及び提供、福祉用具の利用の効果に関する評価、都道府県の講ずる措置の実施に関する協力等を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、指定法人とすることができる。
  - 2 社会福祉・医療事業団は、福祉用具の研究開発及び普及に係る助成業務を指定法人に行わせるものとする。
  - 3 社会福祉・医療事業団は、指定法人に対して、助成業務に必要な資金に充てるため、交付金を交付することができる。
- 六 新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務

新エネルギー・産業技術総合開発機構は、福祉用具に関する産業技術の研究開発を促進するため、産業技術の実用化に関する研究開発であつて、福祉用具に係る技術の向上に資するものに対する助成業務等を行うものとする。

#### 七 地方公共団体の講ずる措置

- 1 市町村は、福祉用具の利用者が心身の状況等に依つて、福祉用具を適切に利用できるよう、福祉用具に関する情報の提供、相談その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 2 都道府県は、福祉用具に関する情報の提供及び相談のうち専門的な知識等を必要とするものを行うとともに、市町村の措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

#### 八 施行期日

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。  
本法律案は、福祉用具の研究開発及び普及を促進することによ

り、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人及び心身障害者の福祉の増進に寄与し、あわせて産業技術の向上に資するため、基本方針の策定並びに厚生大臣が指定する法人及び新エネルギー・産業技術総合開発機構による助成等、国、地方公共団体等がそれぞれ所要の措置を講じることとするものであります。

委員会におきましては、本法律案提出の背景と利用者的心声を反映した基本方針の策定、福祉用具に関する情報提供・相談業務の中核施設としての在宅介護支援センターの整備充実、産業育成を考慮した事業者への支援等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（閣法第三八号）

要旨

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るた

め、障害年金、遺族年金等の額を恩給法の改正に準じて二・六六パーセント引き上げるとともに、戦没者の妻及び父母等に改めて特別給付金を支給する等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護の拡充

1 障害年金の額の引上げ

障害年金の額を引き上げ、第一項症の場合、平成五年四月分から五百三十五万六千円（現行額五百二十一万七千円）に増額する等とする。

2 遺族年金及び遺族給与金の額の引上げ

遺族年金及び遺族給与金の額を引き上げ、公務死に係る額について、平成五年四月分から百八十一万八千九百円（現行額百七十七万二千四百円）に増額するとともに、障害年金受給者が死亡（平病死）した場合に係る額についても引き上げる等とする。

二 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による援護の拡充

1 国債（再継続分）の最終償還を終えた戦没者等の妻に対し、改めて特別給付金として額面百八十万円、十年償還の無利子の国債を支給する。

2 昭和五十八年四月一日以後に死亡した戦傷病者等の妻についても、所要の措置を講ずるものとする。

三 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による援護の拡充  
1 国債（四回目継続分）の最終償還を終えた戦没者の父母等に対し、改めて特別給付金として額面九十万円、五年償還の無利子の国債を支給する。

2 昭和五十八年四月一日以後に死亡した戦没者の父母等についても、所要の措置を講ずるものとする。

#### 四 施行期日

この法律は、公布の日から施行し、平成五年四月一日から適用する（衆議院修正）。ただし、二の2及び三の2については、同年十月一日から施行する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦没者の妻及び父母等に改めて特別給付金を支給する等の措置を講ずることとするものであります。

なお、衆議院において、施行期日について所要の修正が行われております。

委員会におきましては、中国人被爆者への対応及び中国残留婦

人の帰国の促進、年金等の支給に係る国籍要件、旧ソ連抑留中死亡者等の遺骨収集の推進等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律案（閣法第五五号）

#### 要旨

本法律案は、母子家庭及び寡婦の福祉の一層の増進を図るため、都道府県の母子福祉資金貸付金に関する特別会計及び寡婦福祉資金貸付金に関する特別会計を統合することにより、これらの貸付金に係る資金の有効な活用等を図るとともに、母子家庭及び寡婦に対する生活、生業等に関する専門的な助言、指導等を行う事業を社会福祉事業として位置付けようとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

#### 一、特別会計の統合等

1 都道府県の母子福祉資金貸付金に関する特別会計及び寡婦福祉資金貸付金に関する特別会計を統合する。

2 貸付金の償還金のうち貸付事務に要する費用に充当できる限度については、政令で定めるものとする。

3 特別会計において、剰余金の額が政令で定める額を超える場合における国への償還及び都道府県の一般会計への繰入れに係る規定等を整備する。

二、専門的な助言、指導等を行う事業の社会福祉事業への位置付け

母子家庭及び寡婦に対する生活、生業等に関する専門的な助言、指導等を行う事業を福祉の措置として加え、当該事業を社会福祉事業とする。

三、施行期日等

この法律は、平成六年四月一日から施行する。ただし、二については、同年一月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、母子家庭及び寡婦の自立を促進し、福祉の一層の増進を図るため、都道府県の母子福祉資金貸付金に関する特別会計及び寡婦福祉資金貸付金に関する特別会計を統合することにより、これらの貸付金に係る資金の有効な活用等を図るとともに、

母子家庭及び寡婦に対する生活、生業等に関する専門的な助言、指導等を行う事業を社会福祉事業として位置づけようとするものであります。

委員会におきましては、福祉資金の貸付対象及び条件の改善、父子家庭に対する支援策の充実、多様な需要にこたえる保育所のある方等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

社会福祉・医療事業団法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案（閣法第五六号）

要旨

本法律案は、老人訪問看護事業の普及を図るため、社会福祉・医療事業団及び沖縄振興開発金融公庫の業務に、同事業に要する資金の貸付けの業務を追加しようとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

一、社会福祉・医療事業団法の一部改正



社会福祉・医療事業団が、指定老人訪問看護事業を行う医療法人その他政令で定める者に対し、必要な資金を貸し付けることとする。

### 二、沖繩振興開発金融公庫法の一部改正

沖繩振興開発金融公庫が、沖繩において指定老人訪問看護事業を行う医療法人その他政令で定める者に対し、当該事業に必要な長期資金を貸し付けることとする。

### 三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、要介護老人に対して在宅ケアを提供する老人訪問看護事業の普及を図るため、同事業に対する低利融資制度を創設することとし、社会福祉・医療事業団及び沖繩振興開発金融公庫の業務に老人訪問看護事業に要する資金の貸し付けの業務を追加しようとするものであります。

委員会におきましては、老人訪問看護事業の在宅福祉対策における位置づけ、看護療養費等費用負担のあり方、社会福祉・医療

事業団の融資内容の充実等の諸問題につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。

診療放射線技師法の一部を改正する法律案（閣法第五七号）

### 要旨

本法律案は、医学医術の進歩等に対応し、医療関係者における効率的かつ適正な役割分担を図るため、診療放射線技師の業務範囲の拡大等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、診療放射線技師の業務に、保健婦助産婦看護婦法の規定にかかわらず、診療の補助として、磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であって政令で定めるものを用いた検査（医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る。）を行うことを加えること。

二、診療放射線技師は、他の医療関係者と緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならないものとする。

三、診療放射線技師は、正当な理由がなく、業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならないものとする。

四、罰金の額の引上げを行う。

五、この法律は、公布の日から施行する。ただし、三及び四については、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

両法律案は、医学医術の進歩等に対応し、医療関係者間における効率的かつ適正な役割分担を図ろうとするものであります。

まず、診療放射線技師法の一部を改正する法律案は、診療放射線技師の業務として、従来のエックス線撮影などに加えて、政令で定める比較的安全な磁気共鳴画像診断装置その他の画像診断装置を用いた検査業務を追加するとともに、守秘義務及び他の医療関係職種との連携規定を設けようとするものであります。

次に、視能訓練士法の一部を改正する法律案は、視能訓練士の業務として、従来の両眼視機能の回復のための矯正訓練やそのための検査に加えて、人体に影響を及ぼす程度が低い眼科に係る検査を行うことを追加するとともに、他の医療関係職種との連携規

定を設けようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して審査し、医療関係職種間の業務分担のあり方と新職種についての検討、チーム医療促進のための連携強化、養成課程の見直しの必要性等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、順次採決の結果、両案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

視能訓練士法の一部を改正する法律案（閣法第五八号）

#### 要旨

本法律案は、医学医術の進歩等に対応し、医療関係者間における効率的かつ適正な役割分担を図るため、視能訓練士の業務範囲の拡大等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、視能訓練士の業務に、視能訓練士の名称を用いて、医師の指示の下に、眼科に係る検査（人体に影響を及ぼす程度が高い検査として厚生省令で定めるものを除く。）を行うことを加え

る。

二、視能訓練士は、保健婦助産婦看護婦法の規定にかかわらず、診療の補助として、一の業務を業として行うことができるものとする。

三、視能訓練士は、他の医療関係職種との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならないものとする。

四、罰金の額の引上げを行う。

五、この法律は、公布の日から施行する。ただし、四については、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

#### 委員長報告

前ページ参照

#### 精神保健法等の一部を改正する法律案（閣法第七四号）

#### 要旨

本法律案は、近時の精神障害者等の社会復帰に関する状況等を勘案し、精神障害者の社会復帰の一層の促進を図るとともに、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を実施するため、精神障害者地域生活援助事業、精神障害者社会復帰促進センター等に関する事項、仮入院に関する事項その他の事項に関し

て所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

#### 一、総則に関する事項

1 国、地方公共団体、医療施設又は社会復帰施設の設置者及び地域生活援助事業を行う者は、精神障害者の社会復帰の促進を図るため、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

2 精神障害者の定義を「精神分裂病、中毒性精神病、精神薄弱、精神病質その他の精神疾患を有する者」とする。

#### 二、精神障害者地域生活援助事業に関する事項

1 都道府県、市町村、社会福祉法人その他の者は、精神障害者地域生活援助事業（グループ・ホーム事業）を行うことができるものとする。とともに、当該事業を社会福祉事業法の第二種社会福祉事業とする。

2 国及び都道府県は、当該事業に要する費用等の一部を補助することができるものとする。

#### 三、精神障害者社会復帰促進センターに関する事項

厚生大臣は、精神障害者の社会復帰の促進に資するための啓発広報並びに訓練及び指導等に関する研究開発等を行う民法法人を、精神障害者社会復帰促進センターとして指定できるものとする。

#### 四、保護者に関する事項

保護義務者の名称を「保護者」に改め、当該保護者は、退院する措置入院者の引取りに係る義務を行うに当たっては、保健・医療・福祉の各分野において必要な援助を求めることができるとする。

#### 五、仮入院等に関する事項

- 1 仮入院の期間の限度を三週間から一週間に短縮する。
- 2 精神病院その他法定施設以外の場所への精神障害者の収容を禁止する規定を削除する。

#### 六、大都市の特例に関する事項

精神保健法の規定中道府県が処理することとされている事務等で政令で定めるものは、地方自治法の指定都市においては、当該指定都市が処理するものとする。

#### 七、資格制限の緩和

栄養士、診療放射線技師、調理師、製菓衛生師等の免許及びけしの栽培の許可について、精神障害者であることを相対的欠格事由等とする。

#### 八、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、六については、平成八年四月一日から施行するものとする。

#### 九、検討

政府は、この法律の施行後五年を目途として、改正後の精神保健法の規定の施行の状況及び精神保健を取り巻く環境の変化を勘案し、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする（衆議院修正）。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、昭和六十二年の精神衛生法の改正後五年間における状況等を勘案し、精神障害者の社会復帰の一層の促進を図るとともに、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を実施するため、精神保健法その他の関係法律を見直し、精神障害者地域生活援助事業、精神障害者社会復帰促進センター等に関する事項について規定するとともに、仮入院の限度期間の短縮、大都市特例の創設、精神障害者に係る資格制限の見直し等所要の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、法律施行後五年を目途とする検討について修正が行われております。

委員会におきましては、精神障害者の人権に配慮した医療の確保、社会復帰施設等の早急な整備、精神科ソーシャルワーカー等

の国家資格制度の創設等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案（衆第一九号）

#### 要旨

本法律案は、社会保険労務士制度の実情等にかんがみ、社会保険労務士の資質の向上等を図るため、社会保険労務士会への入会制度を整備するとともに、社会保険労務士の職務内容を明確にする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

#### 一、職務内容の明確化

社会保険労務士の労働に関する相談・指導業務の重点が、労務管理に関する相談・指導にあることを明確にする。

#### 二、試験科目名の変更

一に対応して、試験科目中の労働に関する一般常識の試験内容を充実させることとし、当該試験科目名を変更する。

#### 三、帳簿の保存期間の延長

開業社会保険労務士の業務の一層の適正な運営の確保を図るため、その業務に関する帳簿の保存期間を一年から二年に改める。

#### 四、登録即入会制への移行

社会保険労務士は、社会保険労務士名簿に登録を受けた時に、当然、社会保険労務士会の会員となるものとする。

#### 五、経過措置

この法律の施行の際現に社会保険労務士会の会員でない社会保険労務士は、この法律の施行後三年を経過する日までに社会保険労務士会の会員とならなかったときは、その登録を抹消されるものとする。

#### 六、施行期日

この法律は、平成六年四月一日から施行する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、社会保険労務士法の一部を改正する法律案は、社会保険労務士制度の実情等にかんがみ、社会保険労務士の資質の向上等を図るため、社会保険労務士会への入会制度を整備するとともに

に、社会保険労務士の職務内容を明確にする等の措置を講じようとするものであります。

次に、調理師法の一部を改正する法律案は、国民の食生活における近年の外食依存の傾向にかんがみ、飲食店等において調理の業務に従事する調理師の資質の向上を目的とする研修等の事業の円滑な実施に資するため、これらの調理師にその氏名、住所等の届け出を行わせようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし審査を行いました。別子質疑もなく、順次採決の結果、両案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

調理師法の一部を改正する法律案（衆第二〇号）

#### 要旨

本法律案は、国民の食生活における近年の外食依存の傾向にかんがみ、飲食店等において調理の業務に従事する調理師の資質の向上を目的とする研修等の事業の円滑な実施に資するため、これらの調理師にその氏名、住所等の届出を行わせようとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

一、就業する調理師に係る届出制度の創設に関する事項

1 飲食店等で調理の業務に従事する調理師は、二年ごとに氏名、住所等の事項を、就業地の都道府県知事に届け出なければならぬものとする。

2 都道府県知事は、民法第三十四条の法人であって当該都道府県知事があらかじめ指定する者に、1の届出の受理に係る事務の全部又は一部を行わせることができるものとする。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

前ページ参照

○農林水産委員会

・内閣提出法律案(二一件)

(注) ※は予算関係法律案

号番	24*	25*	39	40	41
件名	農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案	農業機械化促進法の一部を改正する法律案	原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変更に即応して行われる水産加工の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律案の一部を改正する法律案	沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案	林業改善資金助成法の一部を改正する法律案
院議先	衆	〃	〃	〃	参
提出月日	五、二五 二、二五	二、二五	二、二五	二、二五	二、二五
参議院	五、二六 五、二六	五、二六	二、二五 (予)	二、二五 (予)	二、二五
衆議院	五、二六 五、二六	六、四 六、四	三、二九 三、二九	四、一五 四、一六	四、八 四、九
衆議院	五、二六 五、二六	六、八 六、八	三、二九 三、二九	四、一六 四、一六	四、九 四、九
衆議院	五、二六 五、二六	五、一九 五、一九	三、二五 三、二五	四、七 四、八	六、一〇 六、二
備考	五、四、九 衆本会議趣旨説明 五、二六 参本会議趣旨説明				

64	60	59	45	44	42	番号
特定農山村地域における 農林業等の活性化のため の基盤整備の促進に關す る法律案	農業災害補償法の一部を 改正する法律案	農林物資の規格化及び品 質表示の適正化に關する 法律の一部を改正する法 律案	漁業協同組合合併助成法 の一部を改正する法律案	水産業協同組合法の一部を 改正する法律案	林業等振興資金融通暫定 措置法の一部を改正する 法律案	件名
〃	〃	〃	〃	衆	参	院議先
三、二二	三、二一	三、二一	三、二二	三、二二	五、 二、二三	提出 月日
五、二六	三、二一 予	六、二二 予	三、二二 予	三、二二 予	五、 二、二三	参 議 院 衆 議 院
可決	可決	可決	可決	可決	可決	委員會 付託
六、四	四、三二	六、一〇	四、二五	四、二五	五、 四、八	委員會 議決
可決	可決	可決	可決	可決	可決	本會議 議決
六、八	四、二六	六、二一	四、二六	四、一六	五、 四、九	本會議 議決
四、九	三、二一	五、二二	三、二二	三、二二	五、 二、二三 予	衆 議 院
修正	可決	修正	可決	可決	可決	委員會 付託
五、一九	四、一四	六、二二	四、七	四、七	五、 六、一〇	委員會 議決
修正	可決	修正	可決	可決	可決	本會議 議決
五、二〇	四、二〇	六、三	四、八	四、八	五、 六、二	本會議 議決
衆本會議趣旨説明 五、二六 参本會議趣旨説明						備考





農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案  
(閣法第二四号)

要旨

本法律案は、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、農業経営の目標の明確化、農業経営の改善を図ろうとする者に対する農用地の利用の集積、農業生産法人の事業及び構成員の範囲の拡大その他の農業経営基盤の強化のための措置を総合的に講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、農用地利用増進法の一部改正

1 農用地利用増進法の題名及び目的の変更

同法の名称を農業経営基盤強化促進法に改め、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立に向けて農業経営基盤の強化措置を総合的に講ずることを目的とする法律に改組することとする。

2 農業経営基盤の強化の促進に関する計画制度の創設

都道府県知事及び市町村は、農業経営基盤の強化を計画的に促進するための基本方針及び基本構想を策定し、地域において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標、このような農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積の目標等

を定めることとする。

3 農業経営改善計画の認定制度の創設

基本構想に示された農業経営の目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者の作成する農業経営改善計画を市町村が認定し、その者への農用地の利用の集積の促進その他の支援措置を講ずることとする。

4 農業経営基盤強化促進事業の実施

従来の農用地利用増進事業に農地保有合理化事業の実施を促進する事業等を加え、農業経営基盤強化促進事業に改組するとともに、換地と利用権の設定を一体的に推進するための仕組みの整備、農用地利用規程において地域の農用地の利用を集積する農業生産法人を明確化する制度の創設等の措置を講ずることとする。

5 農地保有合理化法人の活動の充実

この法律において農地保有合理化法人に関する制度を整備することとし、農地保有合理化法人が、新たに、離農希望者が所有する農用地の信託の引受けと委託者に対する無利子貸付けを行う事業、農業生産法人に対する農用地の現物出資と構成員への持分の分割譲渡を行う事業及びその保有する農用地を活用して新規就農者のための研修等を行う事業を実施できることとする。

## 二、農地法の一部改正

農業経営の法人化を推進するため、農業生産法人の事業範囲を、その行う農業に関連する農産物加工等の事業にまで拡大するとともに、その構成員の範囲に農地保有合理化法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会を追加するほか、一定の範囲内でその法人の事業に係る物資の供給を受ける者を追加することとする。

## 三、農業協同組合法の一部改正

1 農地法における農業生産法人の事業及び構成員の範囲の拡大に対応して、農事組合法人の事業及び構成員の範囲並びに農業協同組合の正組員資格を有する法人の範囲を拡大することとする。

2 農業協同組合が、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、農地保有合理化法人として研修その他の事業を実施する場合等に必要な農業経営に関する制度を整備することとする。

## 四、土地改良法の一部改正

農業生産法人等による生産基盤整備の円滑な推進を図るため、土地改良事業に参加する資格を有する者が一人でも土地改良事業を実施し、換地の手続等を活用できるようにすることとする。

## 五、農林漁業金融公庫法及び沖繩振興開発金融公庫法の一部改正

農林漁業金融公庫及び沖繩振興開発金融公庫の業務範囲を拡大し、農用地の改良又は造成で農用地の利用の集積に寄与するものに必要な資金の一部を土地改良区等へ無利子で貸し付けられることとする。

## 六、農業経営基盤強化措置特別会計法の一部改正

農業経営基盤強化措置特別会計において、農地保有合理化事業等に係る資金の貸付けを経理するため、歳入及び歳出の規定の整備等を行うこととする。

なお、本法律案は、衆議院において、市町村は、農業経営改善計画の認定について、地域の関係者の理解と協力を得るように努めるものとする旨の規定を追加する等の修正が行われている。

## 委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案は、農業経営の目標の明確化、農業経営の改善を図ろうとする者に対する農用地の利用の集積、農業生産法人の事業及び構成員の範囲の拡大その他の農業経営基盤の強化のための措置を総合的に講じようとするものであります。

次に、農業機械化促進法の一部を改正する法律案は、高性能農業機械及び農業機械化適応農業資材の計画的な試験研究、実用化の促進及び導入に関する措置等を講じようとするものであります。

次に、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案は、基盤整備計画の作成について定めるとともに、農林地所有権移転等促進事業の創設、森林組合法及び土地改良法の特例の創設、地方財政上の特例措置等所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、群馬県に委員派遣を行い、また、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、農業基本法農政に対する評価と反省、食料自給率の向上、農林水産予算の確保の必要性、農業の担い手対策、今後の価格政策の在り方、農地流動化の方策、認定農業者の在り方、農業生産法人の構成員要件の緩和と企業参入、高性能農業機械等の開発及び実用化、中山間地域の活性化対策及び財政、金融措置の拡充強化、環境保全型農業の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は、会議録によって御承知願います。

質疑終局の後、まず、農業機械化促進法の一部を改正する法律案について、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定致しました。

次に、農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案について、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して、林理事より、両法律案に対し、いずれも反対である旨の発言がありました。

討論終局の後、順次採決の結果、両法律案は、いずれも賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定致しました。

なお、これら三法律案に対し、それぞれ附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

農業機械化促進法の一部を改正する法律案（閣法第二五号）

#### 要旨

本法律案は、農業を取り巻く諸情勢の変化にかんがみ、高性能農業機械及び農業機械化適応農業資材の計画的な試験研究、実用化の促進及び導入に関する措置を講ずるとともに、当該措置に関する生物系特定産業技術研究推進機構の業務の追加を行うこととするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、高性能農業機械等の開発及び実用化等を促進するため、農林水産大臣は、高性能農業機械及び農業機械化適応農業資材の試

驗研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針を定めることとする。

二、都道府県知事の定める高性能農業機械導入計画の内容を整備拡充し、農作業の安全性の確保に関する事項等を追加することとする。

三、基本方針に基づいて高性能農業機械の実用化を促進するため  
の事業を実施しようとする者は、当該事業に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができることとする。

四、生物系特定産業技術推進機構の業務を追加し、認定を受けた計画に係る高性能農業機械の実用化を促進するための事業の実施に必要な資金の出資を行うとともに、農業機械化適応農業資材の開発に関する試験研究及び調査を行うことができることとする。

#### 委員長報告

前ページ参照

原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三九号）

#### 要旨

本法律案は、最近における外国政府による漁業水域の管理の強化等に伴う原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化にかんがみ、食用水産加工品の安定的な供給の確保の必要性等を考慮して、現行法の有効期間を平成十年三月三十一日まで五年間延長し、その間、農林漁業金融公庫等が一定の要件に該当する水産加工施設の改良等に必要な長期かつ低利の資金の貸付けの業務を特別に行うことができることとしようとするものである。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における外国政府による漁業水域の管理の強化等に伴う原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化にかんがみ、現行法の有効期間を平成十年三月三十一日まで五年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案提出の背景及び理由、水産加工資金貸付けの運用状況、水産加工業の体質強化策、水産加工品の輸入動向、我が国漁業を取り巻く状況等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案

どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し六項目にわたる附帯決議を行いました。  
以上、御報告申し上げます。

#### 沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案（閣法第四〇号）

##### 要旨

本法律案は、最近における漁業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、合理的な漁業生産方式の導入及び青年漁業者等の養成確保に資するため、経営等改善資金を拡充するとともに、青年漁業者等養成確保資金を設ける等所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、最近の水産資源や漁場環境の悪化等の状況変化に的確に対応した新たな沿岸漁業の経営の展開を図っていくために、経営等改善資金について、従来の近代的な漁業技術等の導入に必要な資金に加え、合理的な漁業生産方式の導入に必要な資金を新たに貸付対象とすることとする。

二、意欲ある青年漁業者等の養成確保を図るため、現行の後継者等養成資金を青年漁業者等養成確保資金に再編し、漁業外からの新規参入青年等も含め幅広い層に対応し得るよう、貸付対象

者の範囲を新規参入者等を含む青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者に拡大するとともに、資金内容を拡充して、沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成するのに必要な資金とすることとする。

三、経営等改善資金及び後継者等養成資金の拡充に伴い、借受者の利便を図るため、償還期間及び据置期間を延長するとともに、保証制度についても、従来の保証人による保証のほか、物的担保の提供によることもできることとする。

##### 委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案は、経営等改善資金を拡充するとともに、青年漁業者等養成確保資金を設ける等の措置を講じようとするものであります。

次に、水産業協同組合法の一部を改正する法律案は、漁協等の行うことができる事業の内容を充実するとともに、事業の譲渡の適正な実施を確保するための規定を整備する等の措置を講じようとするものであります。

次に、漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案は、漁

協の合併及び事業経営計画の提出期限の延長等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、参考人を招いてその意見を聴取するとともに、三法律案それぞれの提出理由、青年漁業者等の確保対策、漁協の事業譲渡及び合併のあり方、漁業及び漁村の果たす役割等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑終局の後、まず、沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案について採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、水産業協同組合法の一部を改正する法律案及び漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律案について討論に入りましたところ、日本共産党を代表して林理事より両法律案に対しいずれも反対である旨の発言がありました。

討論終局の後、採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、これら三法律案に対し附帯決議を行いました。  
以上、御報告申し上げます。

林業改善資金助成法の一部を改正する法律案（閣法第四一  
号）

#### 要旨

本法律案は、近年の林業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、次代を担う林業者の養成確保、福利厚生の実により林業労働従事者の確保等を図る観点から林業改善資金制度について所要の見直しを行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、意欲ある青年林業者等の養成確保を図るため、現行の林業後継者等養成資金を再編拡充して青年林業者等養成確保資金を創設し、本資金においては、林業外からの新規参入青年等も含め幅広い層に対応し得るよう貸付対象者の範囲を拡大するとともに、林業の経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な林業経営の基礎を形成するのに必要な資金とすることとする。

二、林業労働に従事する者を確保するため、現行の林業労働安全衛生施設資金を再編拡充して林業労働福祉施設資金を創設し、本資金においては、従来の林業労働に係る労働災害を防止するために普及を図るべき安全衛生施設を導入するのに必要な資金に加え、林業労働に従事する者を確保するために普及を図るべき福利厚生施設を導入するのに必要な資金を新たに貸付対象と

することとする。

三、林業後継者等養成資金及び林業労働安全衛生施設資金の再編拡充に伴い、借受者の利便を図るため、償還期間を延長するとともに、保証制度についても、従来の保証人による保証のほか、物的担保の提供によることもできることとする。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、林業改善資金助成法の一部を改正する法律案は、林業の担い手の養成確保等に資するため、青年林業者等養成確保資金を創設する等、所要の措置を講じようとするものであります。

また、林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案は、木材の供給体制の確保を図るため、木材一般の生産・流通の合理化に必要な資金の融通に関する措置を講ずることを位置付ける等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、その質疑の主なものは、林業担い手確保対策、流域管理システムのあり方、林業労働安全衛生対策、林業の労働条件の改善、木材の流通及び価格安定対策等でありますが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、まず、林業改善資金助成法の一部を改正する法律案につきまして採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案について討論に入りましたところ、日本共産党を代表して林理事より本法律案に対し反対である旨の発言がありました。討論終局の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。

林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第四二号）

#### 要旨

本法律案は、近年の林業を取り巻く状況が極めて厳しくなっていることにかんがみ、木材の生産・流通の一層の合理化を図ることにより、「国産材時代」に備えた木材の供給体制を確保するため、所要の見直しを行うおうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、木材の生産・流通の一層の合理化を図るため、本法の目的と



して、木材一般の生産・流通の合理化に必要な資金の融通に関する措置を講ずることを位置付けるとともに、これに伴って農林水産大臣が策定する基本方針に定められた事項を改正することとする。

二、木材の生産及び流通に関する合理化計画の制度を拡充し、森林所有者の伐採活動を促進するため、合理化計画の作成主体に森林所有者を追加することとし、また、事業者間の連携を強化することにより、事業規模の拡大等木材の生産・流通部門の構造改善を進めるため、木材製造業者等が共同して構造改善に関する措置を内容とする合理化計画を作成することができることとし、その作成主体に地域の林業の振興を図ることを目的とする第三セクター及び木材の需要者等の関連事業者を追加することとする。

三、素材生産業者の機械化の促進を図るため、第三セクターとの共同の申請に基づき構造改善に関する措置を内容とする合理化計画の認定を受けた素材生産業者に対し、税制上の特例措置を講ずることとする。

委員長報告

前ページ参照

水産業協同組合法の一部を改正する法律案（閣法第四四号）

要旨

本法律案は、最近における漁業及び漁村をめぐる諸情勢の変化等に対応して、漁業協同組合等の健全な発達を図るため、その行うことができる事業の内容を充実し、理事会の設置その他の執行体制の強化等を図るとともに、事業の譲渡の適正な実施を確保するための規定を整備する等所要の措置を講じようとするものである。その主な内容は次のとおりである。

一、漁業協同組合等の事業内容の充実を図ることとし、資源管理型漁業を推進する見地から、水産資源の管理を漁業協同組合等の事業として位置付けるとともに、漁業協同組合等は水産資源の管理を適切に行うための資源管理規程を定めることができることとする。また、漁業協同組合の漁業自営につき、技術の進展、漁業の担い手の減少等の状況にかんがみ、その要件を緩和することとする。さらに、組合員のニーズに対応して、漁業協同組合等の信用事業の実施権能を拡充することとする。

二、漁業協同組合等の執行体制を強化するため、理事会及び代表理事を法律上設置することとするとともに、学識経験者等の理事への登用の促進の観点から正組合員以外の理事の枠を拡大することとする。また、内部けん制による適確な業務運営を確保

するため、監事の業務・会計監査機能の拡充等を図ることとする。

三、漁業協同組合等の事業規模の拡大を図るため、信用事業、販売事業等の譲渡を円滑かつ適正に推進するために必要な規定を整備することとする。

#### 委員長報告

一一六ページ参照

漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案（閣法第四五号）

#### 要旨

本法律案は、最近における漁業及び漁村をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、漁業協同組合の合併を引き続き促進して漁業に関する協同組織の健全な発展に資するため、合併及び事業経営計画に記載すべき事項の追加及び提出期限の延長等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、「合併及び事業経営計画」の都道府県知事への提出期限を五年間延長して、平成十年三月三十一日までとすることとする。

二、漁業権の放棄又は変更の取扱いが合併の阻害要因とならない

よう、「合併及び事業経営計画」に定める事項として、共同漁業権の放棄又は変更の手續に関する事項を追加するとともに、当該「合併及び事業経営計画」に従い合併をするために行う定款の作成等に当たっては、当該事項の内容を定款に記載しなければならぬこととする。

三、都道府県知事の認定を受けた「合併及び事業経営計画」に従った漁業協同組合の合併について、漁業権行使規則の変更又は廃止についての漁業法の特例措置及び税法上の特例措置の適用期限を延長することとする。

#### 委員長報告

一一六ページ参照

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五九号）

#### 要旨

本法律案は、最近における食品の生産、流通及び消費の状況にかんがみ、一般消費者の利益を保護するため、生産の方法に特色があり、これにより価値が高まる農林物資について日本農林規格を制定できるようにするとともに、品質に関する適正な表示を行

わせる農林物資の対象範囲を拡大しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、生産の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められる農林物資について、生産の方法についての基準を内容とする日本農林規格を制定できるようにすることとする。また、この日本農林規格による格付のための検査等が、生産実態に即し、円滑に行われるようにするための措置として、農林物資の生産行程を管理する者を活用する制度等を整備することとする。

二、製造業者等に品質に関する適正な表示を行わせることができ、農林物資の対象範囲を拡大し、日持ちのしない食品等その特性からみて日本農林規格の制定が困難な食品についても品質表示基準を定めることができるようにすることとする。

なお、本法律案は、衆議院において、農林物資規格調査会の専門委員の選任に当たっては、現場の農業生産者、流通業者、消費者などの意向が反映されるよう、その構成を更に明確化することとし、日本農林規格の制定に関する規定に「当該規格に係る農林物資の品質、生産、取引、使用又は消費の現況及び将来の見通しを考慮する」とする文言を追加することとする等の修正が行われている。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における食品の生産、流通及び消費の状況にかんがみ、一般消費者の利益を保護するため、生産の方法に特色があり、これにより価値が高まる農林物資について日本農林規格を制定できるようにすること等所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、有機農産物等の特別表示ガイドラインと特定JAS規格の関連性、特定JAS規格の内容、農薬の検査体制のあり方、有機農業の動向と推進策、輸入農産物の安全性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑終局の後、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲民主連合を代表して稲村委員より本法律案に対し賛成である旨の発言がありました。

討論終局の後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し九項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

## 農業災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第六〇号）

### 要旨

本法律案は、最近における農業事情の変化等にかんがみ、農業災害補償事業の健全な運営に資するため、共済事業のてん補内容の充実、一定の要件を満たす法人格を有しない団体に対する組合員資格等の付与、農業共済組合等の負う共済責任の範囲の拡大、共済掛金に係る国庫負担の方式の合理化等所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、農作物、果樹、畑作物及び園芸施設の各共済事業において、てん補内容の充実、共済事業対象の拡充、引受方式の改善等を行うこととする。

二、農業生産組織について共済加入を認めるとともに、大規模な経営体に農作物共済の支払開始損害割合の低い補償方式が幅広く適用できるようにすることとする。

三、農作物、果樹、畑作物及び園芸施設の各共済の責任分担方式を改善することとする。

四、共済掛金に係る国庫負担の見直しを行うこととする。

### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における農業事情の変化等にかんがみ、農業災害補償事業の健全な運営に資するため、共済事業のてん補内容の充実、一定の要件を満たす法人格を有しない団体に対する組合員資格等の付与、農業共済組合等の負う共済責任の範囲の拡大、共済掛金に係る国庫負担の方式の合理化等所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、新政策と今回の法改正との関係、共済掛金に係る国庫負担割合及び事務費国庫負担金のあり方、本制度における加入促進対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑終局の後、日本共産党を代表して林理事より修正案が提出されました。本修正案は予算を伴うものでありましたので、国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣の意見を聴取しましたところ、田名部農林水産大臣より政府としては反対である旨の発言がありました。

続いて討論に入りましたところ、日本共産党を代表して林理事より、修正案に賛成し、原案に反対する旨の発言がありました。討論終局の後、順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決

され、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し九項目にわたる附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案（閣法第六四号）

#### 要旨

本法律案は、特定農山村地域における農林業その他の事業を振興し、豊かで住みよい農山村の育成を図るため、基盤整備計画の作成について定めるとともに、農林地所有権移転等促進事業の創設、森林組合法及び土地改良法の特例の創設、地方財政上の特例措置等所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、特定農山村地域は、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、農林業が重要な事業である地域として、政令で具体的な基準を定めるものとし、主務大臣が公示するものとする。

二、特定農山村地域の市町村は、農林業その他の事業の活性化の目標、農林業等活性化基盤整備促進事業の実施に関する事項、

農林業の生産基盤の整備及び開発並びに産業振興に必要な公共施設の整備に関する事項等を定める農林業等活性化基盤整備計画を作成することができることとする。

三、農林業等活性化基盤整備計画を作成した市町村は、農業者の組織する団体が作成した新規の作物の導入その他生産方式の改善によるその構成員の農業経営の改善及び安定を図るための措置等に関する計画及び農林業等活性化基盤施設の設置に係る事業を行う者が作成した事業計画について、それぞれ認定を行うことができることとする。また、国及び都道府県は、農業経営の改善及び安定のための計画の認定を受けた者に対して、必要な資金の確保に努めることとする。

四、農林業等活性化基盤整備計画を作成した市町村は、三の認定を受けた者等の必要な農林地の確保や農林業等の活性化の基盤となる施設の円滑な整備等の促進を図るため所有権移転等促進計画を定め、所有権の移転等を促進する事業を行うことができることとする。

五、森林組合が委託を受けて、農作業を行う事業を実施できるようにする森林組合法の特例を講ずるとともに、土地改良区等が林業経営上必要な一定の施設を共同減歩により確保できるようにする土地改良法の特例を講ずることとする。

六、農林業等の活性化のための基盤となる施設の整備を促進する

観点から、地方税の不均一課税に伴う減収補てん措置、地方債の特例等の措置を設けることとする。

なお、本法律案は、衆議院において、特定農山村地域の育成を図るために必要な方途について検討を加え、必要に応じ所要の措置を講ずるものとする旨の条文を附則に追加する修正が行われている。

#### 委員長報告

一一四ページ参照

○商工委員会

・内閣提出法律案（七件）

号番	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	衆議院	衆議院	備考	
16※	エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案	衆	五、二、一〇	五、三、一五 委員会付託	五、三、二九 委員会議決	五、三、二九 本会議議決	五、二、一〇 委員会付託	五、三、一五 委員会議決	
17※	エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法案	〃	二、一〇	三、一五 委員会付託	三、一五 委員会議決	三、二九 本会議議決	二、一〇 委員会付託	三、一五 委員会議決	
18※	特許法等の一部を改正する法律案	〃	二、一〇	四、一六 委員会付託	四、一五 委員会議決	四、一六 本会議議決	二、一〇 委員会付託	四、一七 委員会議決	
19※	貿易保険法の一部を改正する法律案	〃	二、一〇	四、一四 委員会付託	四、二二 委員会議決	四、二六 本会議議決	二、一五 委員会付託	四、二三 委員会議決	
26※	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律案	〃	二、一五	二、一五 委員会付託	五、二三 委員会議決	五、二四 本会議議決	二、一五 委員会付託	四、二二 委員会議決	
46	中小企業信用保険法の一部を改正する法律案	〃	三、二	三、二 委員会付託	五、二三 委員会議決	五、二四 本会議議決	三、二 委員会付託	四、二三 委員会議決	

（注）※は予算関係法律案

本院議員提出法律案（二件）

2	1 2 5 國 会	1 4	号 番	件 名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	衆へ 提出	参 議 院	衆 議 院	備 考
				高度医療福祉機 器の研究開発等 の促進に関する 法律案	浜四津敏子君 外二名 (五、六、八)	五 六、四		付託 委員会 議決 委員会 議決 本会議 議決	付託 委員会 議決 委員会 議決 本会議 議決	
				和田教美君 外二名 (四、二、二〇)				付託 委員会 議決 委員会 議決 本会議 議決	付託 委員会 議決 委員会 議決 本会議 議決	五、四、二七 撤回 (委員会許可)

6 7	号 番	件 名	先 議 院	提 出 日	参 議 院	衆 議 院	備 考
		不正競争防止法案	参	五 三、一五	付託 委員会 議決 委員会 議決 本会議 議決	付託 委員会 議決 委員会 議決 本会議 議決	
					五 三、二六	五 四、八	五 三、一五 (予)
					可決	可決	
					五 四、九	五 五、三	五 五、三
					可決	可決	



衆議院議員提出法律案（一件）

25	番号		
特定役務に係る継続的役務提供契約の適正化等に関する法律案	件名		
和田貞夫君 外十名 （五、六、一五）	提出者 （月日）		
五 六一七	予備送 付月日		
	提出 本院へ		
五 六一七 （五）	付託 委員会	参議院	
	議決 委員会		
	議決 本会議		
五 六一七	付託 委員会	衆議院	
未	議決 委員会		
了	議決 本会議		
	備考		

エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する  
法律案（閣法第一六号）

要旨

本法律案は、内外におけるエネルギー消費量の著しい増加、大量のエネルギー消費の環境に及ぼす影響に対する懸念の高まり等エネルギーをめぐる経済的社会的環境が大きく変化している状況にかんがみ、安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図るため、エネルギーの使用の合理化のための措置の拡充及び石油代替エネルギーの導入を促進するための措置等を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正

1 基本方針

通商産業大臣は、工場、建築物、機械器具等に係るエネルギーの使用の合理化を総合的に進める見地から、エネルギーの使用の合理化に関する基本方針を定め、これを公表する。

2 エネルギー使用者の努力

エネルギーを使用する者は、基本方針の定めるところに留意して、エネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

3 工場に係る措置

(1) 通商産業大臣は、エネルギーの使用の合理化目標に関

し事業者の判断基準を定め、これを公表するとともに、製造業その他の政令で定める業種に属する特定事業者はエネルギー使用状況等を主務大臣に報告しなければならない。

(2) 主務大臣は判断基準に照らして、エネルギーの使用の合理化が著しく不十分な特定事業者に対しては、合理化計画の作成を指示することができる。

(3) 特定事業者が指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(4) 特定事業者が正当な理由がなくて指示に従わなかったときは、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることがができる。

4 建築物に係る措置

(1) 建築主は基本方針に留意して、建築物に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めなければならない。

(2) 建設大臣は特定建築物（建築物であって規模について政令で定める要件に該当するもの）に係るエネルギーの使用の合理化のための措置が判断基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、特定建築主に対し必要な指示をすることができる。

(3) 建設大臣は特定建築主が正当な理由がなくてその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5 機械器具に係る措置

(1) エネルギーを消費する機械器具の製造事業者等は基本方針に留意して、機械器具に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めなければならない。

(2) 通商産業大臣は製造事業者等が製造又は輸入する特定機器について、判断基準に照らして性能の向上を図る必要があると認めるときは、その旨を勧告することができる。

(3) 製造事業者等が特定機器のエネルギー消費効率に係る表示をすべき旨の勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(4) 製造事業者等が正当な理由がなくてその勧告に従わなかった場合で、機械器具に係るエネルギーの使用の合理化を著しく害すると認めるときは、審議会の意見を聴いて、表示をすべきことを命ずることができる。

6 新エネルギー・産業技術総合開発機構のエネルギー使用合理化業務

新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務として、エネ

ルギーの使用の合理化のための技術開発、導入資金に充てるための補助金の交付等に関する業務を追加する。

二、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一部改正

新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務として、新たに石油代替エネルギー技術の導入資金に充てるための補助金の交付、石油代替エネルギー技術等の有効性の海外における実証等に関する業務を追加する。

三、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法の一部改正

法律の題名を、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法に改めるとともに、当該会計において、従来の石炭対策のほか、エネルギーの使用の合理化を促進するための措置を加えた石油及びエネルギー需給構造高度化対策を実施する。

四、その他

財政上の措置、報告及び立入検査、罰則等について所要の規定を設ける。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、商工委員会

における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案の主な内容は、内外におけるエネルギー消費量の著しい増加、大量のエネルギーの消費が環境に及ぼす影響に対する懸念の高まり等のエネルギーをめぐる経済的、社会的環境の変化に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図るため、エネルギーの使用の合理化のための措置の拡充、石油代替エネルギーの導入を促進するための措置等を講じようとするものであります。

次に、エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法案の主な内容は、我が国の資源エネルギー事情、環境の保全に係る最近の事情その他の我が国経済をめぐる最近の諸事情の変化にかんがみ、新たな経済的環境に即応した資源エネルギーの合理的かつ適切な利用等を促進するため、エネルギー及び特定物質の使用の合理化並びに再生資源の利用に関する事業活動について、産業基盤整備基金による債務保証、中小企業信用保険法の特例措置等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括議題として審議を進め、環境保全、経済成長、エネルギー需給の調和、省エネルギーの推進方策、省エネルギー及び新エネルギーの技術開発、再生資

源の利用促進策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。

エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法案（閣法第一七号）

#### 要旨

本法律案は、我が国の資源エネルギー事情、環境の保全に係る最近の事情その他の我が国経済をめぐる最近の諸事情に変化が生じている状況にかんがみ、新たな経済的環境に即応した資源エネルギーの合理的かつ適切な利用等を促進するため、エネルギー及び特定フロン等特定物質の使用の合理化並びに再生資源の利用に関する事業活動について、産業基盤整備基金による債務保証、中小企業信用保険法の特例措置等の措置を講じようとするものである。

#### 一、事業者等の努力指針の公表

主務大臣は、事業者等が行うエネルギー及び特定物質の使用

の合理化並びに再生資源の利用の促進に関する自主的な努力指針を定め、これを公表する。

## 二、事業計画の承認

1 エネルギー及び特定物質の使用の合理化並びに再生資源の利用に関する特定事業活動を行おうとする事業者等は、事業計画を作成し、主務大臣の承認を受けることができる。

なお、中小企業者及び組合等は、事業計画を作成し、都道府県知事の承認を受けることができる。

2 事業者が共同して再生資源の利用及び包装材料等の使用の合理化のための措置を実施する場合には、共同事業計画を作成し、事業所管大臣の承認を受けることができる。

3 事業所管大臣は、共同事業計画の承認を行う場合には、公正取引委員会と調整を行う。

## 三、産業基盤整備基金の特定事業活動等促進業務

1 産業基盤整備基金は承認事業者等が承認事業計画に従って行う特定事業活動に必要な資金等の借入れに係る債務保証を行う。

2 日本開発銀行等が行う承認事業計画に従って行う特定事業活動に必要な資金等の貸付けについて利子補給金を支給する。

## 四、課税の特例

承認事業計画に基づく特定事業活動については、租税特別措置法で定める課税の特例の適用、法人税又は所得税の課税について特別の措置を講ずる。

## 五、中小企業者等が行う特定事業活動等の促進

中小企業者等が行う承認事業計画については、中小企業信用保険法、中小企業近代化資金等助成法、中小企業投資育成株式会社法、中小企業指導法及び租税特別措置法の特例措置を講ずる。

## 六、その他

資金の確保、報告の徴収及び罰則、主務大臣及び権限の委任等について所要の規定を設けるとともに、本法律は平成十五年三月三十一日までに廃止するものとするほか、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法等について所要の改正を行う。

## 委員長報告

前ページ参照

特許法等の一部を改正する法律案（閣法第一八号）

## 要旨

本法律案は、技術革新の進展に伴う技術開発成果の迅速な保護の要請、工業所有権制度の国際的調和の必要性の増大、特許特別会計の財政的基盤の強化の必要性等工業所有権制度をめぐる最近の情勢の変化に対処するため、特許制度について補正の範囲の適正化及び審判手続の簡素化を行うとともに、実用新案登録出願について早期登録の制度を採用する等制度の改善を図り、あわせて工業所有権関係料金を改定する等の措置を講じようとするものである。

#### 一、特許法の一部改正

##### 1 特許に係る補正の範囲の適正化

明細書又は図面の補正については、願書に最初に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしななければならない。また、特許請求の範囲の補正については、第二回目の拒絶理由通知を受けたとき以降は、請求項の削除、誤記の訂正等に限定する。

##### 2 特許に係る審判手続の簡素化

拒絶査定に対する審判の請求時において、特許請求の範囲についてする補正は、請求項の削除、誤記の訂正等に限定するとともに、補正の却下の決定に対する審判を廃止し、補正の可否は、拒絶査定に対する審判において争うこととする。

#### 二、実用新案法の一部改正

##### 1 早期登録制度と権利期間短縮

実用新案の出願があったときは、その実用新案の出願が必須事項の不記載等により無効にされた場合等を除き、実用新案権の設定の登録をする。また、実用新案権の存続期間は、実用新案の出願の日から六年とする。

##### 2 実用新案技術評価書提示の義務づけ

実用新案の出願又は実用新案登録については、特許庁長官に、実用新案技術評価を請求することができることとする。ともに、実用新案権者等については、その登録実用新案に係る実用新案技術評価書を提示して警告した後に、侵害者等に対し、その権利を行使することとする。

#### 三、特許法、実用新案法、意匠法及び商標法の料金関係部分の改定

特許、実用新案、意匠及び商標についての手数料及び特許料又は登録料を改定する。

##### 委員長報告

ただいま議題となりました特許法等の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における技術開発の進展に伴う技術開発成果

の迅速な保護の要請、工業所有権制度の国際的調和の必要性の増大、その他工業所有権制度をめぐる情勢の変化に対処するため、特許制度について補正の範囲の適正化及び審判手続の簡素化を行うとともに、実用新案登録出願について早期登録の制度を採用する等制度の改善を図り、あわせて工業所有権関係料金を改定しようとするものであります。

委員会におきましては、工業所有権制度をめぐる国際協議の動向と我が国の対応、新制度の円滑な実施策、補正の適正化と審査期間の短縮、料金値上げと中小企業支援策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し六項目の附帯決議を行いました。  
以上、御報告申し上げます。

#### 貿易保険法の一部を改正する法律案（閣法第一九号）

#### 要旨

本法律案は、発展途上国等における累積債務の増大等に伴い、本邦法人等による発展途上国等に対する事業資金の貸付け及び出

資等が減少する一方で、我が国の貿易黒字の増加に伴い資金還流が強く要請されている状況に適切に対処するため、海外事業資金貸付保険の新設によるアンタイドな事業資金の貸付けの促進、海外投資保険のてん補率の上限引き上げによる直接投資の促進を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 第一 海外事業資金貸付保険の新設

外国政府等に対するその本邦外において行う事業に必要な長期資金に係る貸付金の回収不能に伴う損失等をてん補する海外事業資金貸付保険を新設する。

#### 1 海外事業資金貸付の定義

海外事業資金貸付とは、本邦法人等が行う外国政府等（当該本邦法人等がその経営を実質的に支配しているものを除く。）に対する次に掲げる事業に必要な長期資金の貸付に係る債権の取得等を言う。

- 一 本邦外において行う事業（次号に掲げるものを除く。）
- 二 本邦外において行う輸出貨物の生産等、当該国の対外取引の発達に著しく寄与する政令で定める事業

#### 2 保険契約

本保険の対象となる保険契約とは、海外事業資金貸付を行った者の次の各号の一に該当する事由による貸付金債権等の元本若しくは利子（「貸付金等」という。）の回収不能、保

証債務の履行に基づく求償権に係る回収不能等によって受ける損失をてん補する契約であること。

一 外国における為替取引の制限又は禁止

二 外国における戦争、革命又は内乱

三 前二号以外の本邦外において生じた事由で、海外事業資金貸付の当事者の責めに帰することができないもの

四 海外事業資金貸付（保証債務の負担を除く。）の相手方又は保証債務に係る主たる債務者の破産

五 海外事業資金貸付の相手方の六月以上の債務の履行遅滞で、海外事業資金貸付の当事者の責めに帰することができないもの

### 3 保険価額、保険金額の上限

一 保険価額とは、貸付金等又は保証債務の額を言う

二 同保険によってかけることのできる保険金額は、保険価額に、1の第一号に係る貸付においては百分の九十五の範囲内において政令で定める割合を、1の第二号に係る貸付においては百分の九十七・五の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額以内であることとする。

### 4 支払い保険金

同保険によっててん補される額（支払い保険金）は、回収不能によって生じた損失から、次の各号に掲げる金額を控除

した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一 当該事由の発生により支出を要しなくなった金額

二 償還期限後又は保証債務を履行した後若しくは求償権取得の日から六月を経過した日後に回収した金額

### 第二 海外投資保険の改正

「海外投資」の定義について、海外事業資金貸付保険の新設に伴う所要の改正を行うとともに、非常危険のてん補率の上限を引き上げる。

#### 1 海外投資の定義

海外投資とは、外国法人（当該本邦法人等がその経営を實質的に支配しているものに限る。）に対する本邦外において行う事業に必要な長期資金の貸付に係る債権の取得等を行うことに改める。

#### 2 てん補率

非常危険のてん補率の上限を百分の九十から百分の九十五に引き上げる。

### 委員長報告

ただいま議題となりました貿易保険法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申



上げます。

本法律案は、発展途上国における累積債務の増大等に伴い、本邦法人等による発展途上国等に対する事業資金の貸し付け及び出資が減少している状況に適切に対処するため、海外事業資金貸付保険を新設して事業資金の貸し付けに伴う危険のてん補を拡充するとともに、海外投資保険のてん補率の上限を引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、今後の資金還流のあり方、対ロシア支援助と貿易保険、貿易保険特別会計の財政状況と今後の見通し、海外事業資金貸付保険の制度化の効果等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して市川委員より反対する旨の意見が述べられました。次いで採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律案（閣法第二六号）

## 要旨

本法律案は、我が国の小規模事業者が近年経営資源の高度化等により厳しい経営環境に直面しており、事業所数の減少、大企業との付加価値生産性の格差が拡大している実情にかんがみ、商工会及び商工会議所がその組織及び機能を活用して、小規模事業者の事業の共同化等経営の改善発達を支援する事業を総合的に促進するため、所要の措置等を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

### 一、小規模事業者の定義

小規模事業者とは、常時使用する従業員数が二十人（商業又はサービス業に属する事業者については五人）以下のものをいう。

### 二、基本指針の策定

通商産業大臣は、商工会等が小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業について、所定の事項に関する基本指針を策定し公表しなければならない。

### 三、経営改善普及事業に係る補助

国は、商工会等が基本指針に即して実施する小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業（経営改善普及事業）に必要な経費について、都道府県が補助する場合には、当該補助に必要な経費の一部を補助することができる。

また、全国商工会連合会又は日本商工会議所が経営改善普及事業に関し、基本指針に即して商工会等を指導するために必要な経費の一部を補助することができる。

#### 四、基盤施設計画の認定

商工会等は共同工場、展示施設等の小規模事業者の事業の共同化等に寄与する施設を設置する事業（基盤施設事業）について基盤施設計画を作成し、通商産業大臣の認定を受けることができる。

また、商工会等以外の者が実施する基盤施設事業についても、当該事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であると商工会等が認める場合は、基盤施設計画を作成し、通商産業大臣の認定を受けることができる。

#### 五、連携計画の認定

商工会等は、商工会等以外の者が実施する小規模事業者の技術の向上、新たな事業分野の開拓等に寄与する研修、展示会等の事業であって、商工会等が実施する小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業と連携して実施される連携事業について連携計画を作成し、通商産業大臣の認定を受けることができる。

#### 六、基盤施設事業、連携事業に対する支援措置

国は認定を受けた基盤施設計画に基づく基盤施設事業の実施

に必要な資金の確保に努める。また、商工会等が認定を受けた基盤施設事業を実施する場合、全国商工会連合会及び日本商工会議所による債務保証を受けられるよう所要の措置を講ずるとともに、商工会等以外の者が認定を受けた基盤施設事業又は連携事業を実施する場合、中小企業信用保険法の特例措置、中小企業近代化資金等助成法の特例措置等を講ずる。

#### 七、その他

報告の徴収及び立入検査、都道府県知事等への権限の委任、所定の報告を行わなかった者等に対する罰則等について所要の規定を設ける。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律案は、小規模事業者をめぐる最近の厳しい経営環境にかんがみ、商工会及び商工会議所が実施する小規模事業者の経営の改善発達を支援するための事業内容の拡充及びその効果的実施を図るため、債務の保証の制度を確立する等の措置を講じようとするものであります。

次に、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案は、最近に

おける中小企業の資金需要の大口化、中小企業をめぐる金融環境の変化等に対応し、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、中小企業信用保険について、普通保険、無担保保険、特別小口保険、公害防止保険及びエネルギー対策保険の付保限度額を引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括議題とし、商工会、商工会議所の体制強化の必要性、基盤施設事業と地域振興策との関係、商工会、商工会議所のあり方、中小企業をめぐる景気動向と金融支援策、付保限度額の引き上げ幅と信用保証協会の保証状況等の諸問題について質疑を行うとともに、参考人の出席を求めて質疑を行うなど慎重に審査を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わりましたところ、日本共産党市川委員より、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案に対する修正案が提出されました。

次いで採決に入り、まず、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律案について採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定致しました。

なお、本法律案に対し、七項目の附帯決議を行いました。

次いで中小企業信用保険法の一部を改正する法律案について採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決、本法律案は全会一致

をもって原案どおり可決すべきものと決定致しました。  
以上、御報告申し上げます。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（閣法第四六号）

#### 要旨

本法律案は、最近の中小企業の資金需要の大口化、中小企業をめぐる金融環境の変化に対応し、中小企業者の資金調達の円滑化を図るため、中小企業信用保険の一中小企業者当たりの付保限度額を引き上げようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、普通保険

一般的な保険である普通保険の付保限度額については、一億二千万円（組合の場合は二億四千万円）を二億円（組合の場合は四億円）に引き上げる。

#### 二、無担保保険

物的担保の不要な保険である無担保保険の付保限度額については、千五百万円を二千万円に引き上げる。

#### 三、特別小口保険

無担保・無保証人による保険である特別小口保険の付保限度

額については、四百五十万円を五百万円に引き上げる。

#### 四、公害防止保険

公害防止に要する費用に係る保険である公害防止保険の付保限度額については、二千万円（組合の場合は四千万円）を五千万円（組合の場合は一億円）に引き上げる。

#### 五、エネルギー対策保険

省エネルギー又は石油代替エネルギーの導入に資する施設の設置費用に係る保険であるエネルギー対策保険の付保限度額については、一億円（組合の場合は二億円）を二億円（組合の場合は四億円）に引き上げる。

#### 委員長報告

一四六ページ参照

#### 不正競争防止法案（閣法第六七号）

#### 要旨

本法律案は、最近における不正競争をめぐる情勢の変化に適切に対応するため、現行不正競争防止法を全面的に見直したものであって、国民にとって分かりやすい法律とするため、法の表記のひらがな口語体への変更、目的及び不正競争の定義の明確化を行

うとともに、事業者の営業上の利益の保護及び事業者間の公正な競争の確保のため、商品の形態を模倣する行為等の不正競争行為類型への追加、営業上の利益を害された者の救済面の充実、罰金限度額の引上げ等刑事罰の強化を行うものとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、法律の表記のひらがな化、目的規定の創設

カタカナ表記の現行不正競争防止法に替え、ひらがなで表記するとともに、事業者間の公正な競争、国際約束の確な実施を確保し、国民経済の発展に寄与するためのものであることこの目的規定を設ける。

#### 二、不正競争の定義

他人の商品等の表示を使用して自己商品と混同させる行為、不正手段により営業秘密を取得・不正開示する行為等現行の不正競争類型を定義付けするほか、新たに、他人の著名な商品等の表示を自己商品等に無断で使用する等の行為、他人の商品形態を模倣して利用する行為を不正競争類型として定義する。

#### 三、差止請求権

不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者の侵害行為の停止又は予防請求を認める。

#### 四、損害賠償請求権、損害の額の推定及び書類提出命令

故意又は過失による不正競争行為によって営業利益を侵害さ

れた者の損害賠償請求を認めるとともに、損害の額の推定規定を設け立証を容易にする。また、損害を算定するに必要な関係書類の提出命令権限を裁判所に認める。

#### 五、信用回復措置

故意又は過失による不正競争によって営業上の信用を害された場合に、それを回復するための必要な措置命令権限を裁判所に認める。

#### 六、外国の国旗等の無許可使用の禁止

外国の国旗、国際機関の標章等を許可なく商業利用することを禁止する。

#### 七、不正競争の適用除外事項

商品、営業の普通名称等となっているものについては、それを普通の商業的利用に供しても不正競争とはしないこととする。

#### 八、罰則の強化等

不正競争を行った者、外国国旗等を許可なく使用した者に対する罰金限度額を三百万円に引き上げるとともに、それらの者を使用する法人に対しては両罰規定の罰金限度額を一億円に重課する。

#### 九、その他

営業秘密における差止請求権の消滅時効、所要の経過規定な

どを設ける。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました不正競争防止法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法案は、多様かつ巧妙化する不正競争の現状にかんがみ、事業者の営業上の利益を保護し、かつ事業者間の公正な競争を確保するため、現行法の全部を改正し、平仮名化するなどわかりやすい法律とした上、新たに商品の形態を模倣する行為等の停止または予防を請求することができることとして不正競争の防止を図るとともに、営業上の利益を侵害された者の救済を図るための制度を充実しようとするものであります。

委員会におきましては、本法の目的と消費者保護、不正競争行為類型の拡充と一般条項、国際的枠組みとの整合性、不正商品規制のあり方等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○運輸委員会  
 ・内閣提出法律案（二件）

47	30	番号		
気象業務法の一部を改正する法律案	船舶安全法の一部を改正する法律案	件名		
参	衆	院議先		
三、二	五、二、一六	提出 月日		
三、二	五、二、一六 予	付託 委員会	参議院	
可決	四、二〇	議決 委員会	衆議院	
可決	四、二二	議決 本会議	衆議院	
三、二 予	五、二、一六	付託 委員会	参議院	
可決	五、二一	議決 委員会	衆議院	
可決	五、二三	議決 本会議	衆議院	
		備考		

船舶安全法の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）

要旨

本法律案は、近年における小型の船舶の構造等の簡易化等の状況にかんがみ、小型船舶検査機構に検査事務を行わせる船舶の範囲を長さ十二メートル未満の船舶から総トン数二十トン未満の船舶に改めようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、近年における小型船舶の構造の簡易化等の状況にかんがみまして、小型船舶検査機構に検査事務を行わせる船舶の範囲を、長さ十二メートル未満の船舶から総トン数二十トン未満の船舶に改める等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、質疑に先立ちまして、小型船舶検査の実情等を調査するために返子マリーナを視察いたしました。質疑におきましては、小型船舶の検査及び登録制度のあり方、河川、港湾等における放置艇の対策、今後のマリーナ整備の進め方、プレジャーボートの安全性等各般にわたる問題が取り上げられました。その詳細は会議録によって御承知をいただきたいと存じま

す。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党高崎委員から反対の意見が述べられ、次いで採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しまして全会一致をもって附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

気象業務法の一部を改正する法律案（閣法第四七号）

要旨

本法律案は、高度情報化の進展等に対応し、民間における気象業務の健全な発達を図るため、気象庁以外の者が行う予報業務に關し、気象予報士制度を創設するとともに、気象庁長官が民間気象業務支援センターを指定し、気象庁が保有する気象情報の提供を行わせる等の措置を講じようとするものであって、その主な内容には次のとおりである。

- 一、気象庁長官の許可を受けて予報業務を行おうとする者は、事業所ごとに気象予報士を置き、当該予報業務のうち現象の予想については気象予報士に行わせなければならないこととする。
- 二、気象予報士になろうとする者は、気象庁長官の行う気象予報

士試験に合格し、気象庁長官の行う登録を受けなければならないこととする。

三、気象庁長官は、指定試験機関に、気象予報士試験の実施に関する事務を行わせることができることとする。

#### 四、民間気象業務支援センター

1 気象庁長官は、気象業務の健全な発達を目的として設立された法人を、民間気象業務支援センターとして指定することができることとする。

2 民間気象業務支援センターは、民間における気象業務の健全な発達を支援し、及び社会活動における気象に関する情報の利用の促進を図るため、気象庁が保有する気象情報を提供する等の業務を行うことができることとする。

五、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

ただし、気象予報士の設置に関する規定は、この法律の施行の日から一年を経過した日から施行するものとする。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、社会の高度情報化の進展等に対応し、民間におけ

る気象業務の健全な発達を図るため、気象庁以外の者が行う予報業務に関して、気象予報士制度を創設するとともに、気象庁長官が民間気象業務支援センターを指定し、気象庁が保有する気象情報の提供を行わせる等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、気象庁及び民間気象会社等の現状を視察するとともに、参考人から意見を聴取いたしました。質疑におきましては、気象予報士制度創設の必要性、民間気象業務支援センターのあり方、情報提供に係る料金問題等各般にわたる問題が取り上げられましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し全会一致をもって附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。



○通信委員会  
内閣提出法律案（八件）

番号	件名	先議院	提出月日	衆議院 委員会 付託	衆議院 委員会 議決	参議院 委員会 付託	参議院 委員会 議決	備考
27※	身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律案	衆	五、二、二五	五、二、二五 付託	五、五、一八 議決	五、二、二五 付託	五、五、二二 議決	
34	電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案	参	二、二、一九	二、二、一九 付託	三、二、二五 議決	二、二、一九 付託	六、三、六三 議決	
35	郵便切手類販売所等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	二、二、一九	二、二、一九 付託	五、二、二三 議決	二、二、一九 付託	六、三、六四 議決	
48	郵便貯金法の一部を改正する法律案	衆	三、三、二五	三、三、二五 付託	五、五、二六 議決	三、三、二五 付託	五、五、二六 議決	
49	簡易生命保険法の一部を改正する法律案	衆	三、三、二五	三、三、二五 付託	六、一、二二 議決	三、三、二五 付託	五、二、二六 議決	
50	簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案	衆	三、三、二五	三、三、二五 付託	六、一、二二 議決	三、三、二五 付託	五、二、二六 議決	

(注) ※は予算関係法律案

・国会の承認を求めるの件（二件）

番号	件名	先議院	提出日	参議院	衆議院	備考
1	放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件	衆	五月 二、一三	参議院 付託 五月 二、一三 議決 五月 三、一九 承認	衆議院 付託 五月 二、一三 議決 五月 三、一九 承認	

番号	件名	先議院	提出日	参議院	衆議院	備考
71	電波法の一部を改正する法律案	衆	五月 三、五	参議院 付託 五月 三、五 議決 五月 六、一 可決	衆議院 付託 五月 三、五 議決 五月 六、二 可決	
51	簡易保険福祉事業団法及び簡易生命保険法の一部を改正する法律案	衆	五月 三、五	参議院 付託 五月 三、五 議決 五月 六、一 可決	衆議院 付託 五月 三、五 議決 五月 六、二 可決	

・NHK決算（二件）

日本放送協会平成三年度 財産目録、貸借対照表及 び損益計算書並びにこれ に関する説明書	件名	
	提出 月日	五 二 二
五 二 二	委員会 付託	参 議 院
	委員会 議決	
	本会議 議決	衆 議 院
五 二 二	委員会 付託	
	委員会 議決	衆 議 院
	本会議 議決	
	備考	

身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用  
円滑化事業の推進に関する法律案（閣法第二七号）

要旨

本法律案は、社会経済の情報化の進展に伴い身体障害者の電気通信の利用の機会を確保することの必要性が増大していることにかんがみ、電気通信役務並びに放送及び有線放送の役務の利用に関する身体障害者の利便の増進を図るため、当該利便の増進に著しく寄与する通信・放送身体障害者利用円滑化事業を推進する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、通信・放送役務、通信・放送身体障害者利用円滑化事業等を定義する。
- 二、郵政大臣は、通信・放送役務の利用に関する身体障害者の利便の増進に関する基本的な方向及び通信・放送身体障害者利用円滑化事業の内容等に関して基本方針を定める。
- 三、通信・放送機構の業務として、通信・放送身体障害者利用円滑化事業の実施に必要な資金に充てるための助成金の交付、郵政大臣及び大蔵大臣が指定する金融機関が行う通信・放送身体障害者利用円滑化事業の実施に必要な資金の貸付けについての利子補給金の支給、通信・放送身体障害者利用円滑化事業に関

する情報の提供等の業務を追加する。

四、本法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、社会経済の情報化の進展に伴い、身体障害者の電気通信の利用の機会を確保することの必要性が増大していることにかんがみ、通信・放送役務の利用に関する身体障害者の利便の増進を図るため、通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、通信・放送機構の業務に通信・放送身体障害者利用円滑化事業野実施を推進するために必要な業務を追加する等を行うものであります。

委員会におきましては、情報通信利用格差是正の状況、文字放送の現状、字幕放送、解説放送の拡充方策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本件に対し附帯決議案が提出され、本委員会の決議とすることに決しました。

以上、御報告申し上げます。

### 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第三四号）

#### 要旨

本法律案は、電気通信システムの信頼性の向上を図るため、電気通信基盤充実事業に信頼性向上施設整備事業を加えるとともに、通信・放送機構の業務に信頼性向上施設整備事業の実施を促進するために必要な業務を追加しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、電気通信基盤充実臨時措置法の目的として、信頼性向上施設の整備を促進する措置を講ずることを追加する。
- 二、信頼性向上施設とは、電気通信業の用に供する施設であつて、電気通信システムの信頼性を著しく高めるためのものをいうものとし、信頼性向上施設整備事業とは、信頼性向上施設の整備を行う事業をいうものとする。
- 三、通信・放送機構の業務の特例として、通信・放送機構が、通信・放送機構法第二十八条第一項に規定する業務の特例として

行う業務に、信頼性向上施設整備事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うことを追加する。

四、本法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました二案件につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案は、電気通信システムの信頼性の向上を図るため、電気通信基盤充実事業に信頼性向上施設整備事業を加えるとともに、通信・放送機構の業務に信頼性向上施設整備事業の実施を促進するために必要な業務を追加しようとするものであります。

委員会におきましては、電気通信基盤充実事業の推進状況、通信・放送機構を通じた支援のあり方、情報通信基盤整備の将来展望のほか、通信、放送をめぐる諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求める

の件は、日本放送協会の平成五年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めようとするものであります。

その概要は、まず、一般勘定の事業収支におきまして、収入五千五百三十六億七千万円、支出五千三百二十四億九千万円となっており、この事業収支差金二百一億八千万円のうち、百六十六億二千万円を資本支出に充当し、残余の四十五億六千万円を翌年度以降の財政安定のための繰越金としております。

また、事業計画につきましては、補完衛星の製作・打上げ計画の継続、放送施設及び放送会館等の整備、放送番組の充実刷新と国際放送の受信改善、受信料制度の周知徹底と積極的・効果的な営業活動などにその重点を置いております。

なお、本件はおおむね適当なものと認める旨の郵政大臣の意見が付されております。

委員会におきましては、公共放送の使命に徹した公正な報道と豊かな放送番組の提供、次期放送衛星調達への取り組み、二十一世紀を展望したNHKの将来構想等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、本件に対し附帯決議案が提出され、本委員会の決議とすることに決しました。

以上、御報告申し上げます。

郵便切手類販売所等に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第三五号)

#### 要旨

本法律案は、郵便切手等に対する海外における需要にこたえる等のため、郵政大臣が郵便切手等の海外における販売に関する業務をその委託する者に行わせることができるようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、郵政大臣は、郵便切手等を海外において販売するのに必要な資力、知識、経験及び信用を有する者のうちから郵便切手等海外販売者を選定し、その業務を委託することができること。

二、郵便切手等海外販売者は、郵便切手等を郵政省から買い受け、定価に相当する価格で公平に販売しなければならないこと。

三、本法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

## 委員長報告

ただいま議題となりました郵便切手類販売所等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、逡信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、郵便切手等に対する海外における需要にこたえる等のため、郵政大臣が郵便切手等の海外における販売に関する業務をその委託する者に行わせることができることとするものであります。

委員会におきましては、切手文化の健全な普及方策、多様な郵便サービス提供の必要性、郵便事業運営の進め方等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、五項目からなる附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

郵便貯金法の一部を改正する法律案（閣法第四八号）

## 要旨

本法律案は、郵便貯金の預金者の利益の増進を図り、あわせて

金融自由化に的確に対応するとともに郵便貯金事業の健全な経営の確保に資する等のため、定額郵便貯金の利率は、市場金利を勘案して郵政大臣が定めることとするとともに、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金の運用の範囲を拡大すること等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成年金貯蓄契約及び勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る郵便貯金の一の預金者の貯金総額の制限額を五百万円から五百五十万円に、これらの郵便貯金のうち勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るものを三百五十万円から三百八十五万円に引き上げること。

二、定額郵便貯金の利率は、政令で定めるところにより市場金利を勘案し郵政大臣が定めるものとする。

三、定額郵便貯金を担保とする貸付金の利率は、政令で定めるところにより郵政大臣が定めるものとする。

四、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金の運用の範囲に、法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形等を加えること。

五、本法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、一に係る改正規定は平成六年一月一日から、四に係る改正規定は公布の日から、それぞれ施行すること。

### 委員長報告

ただいま議題となりました郵便貯金法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、郵便貯金の預金者に対し利益の増進を図り、あわせて金融自由化に的確に対応するとともに郵便貯金事業の健全な経営確保に資する等のため、定額郵便貯金の利率を市場金利を勘案して郵政大臣が定めることとするとともに、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金の運用範囲を拡大すること等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、郵便貯金事業のあり方、金融自由化と預金者の利益確保、定額郵便貯金の商品性等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、五項目から成る附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

### 簡易生命保険法の一部を改正する法律案（閣法第四九号）

#### 要旨

本法律案は、近年における保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、所要の措置を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、保険期間の満了等により保険金の支払をする養老保険と保険契約者が死亡した日から年金の支払をする定期年金保険を一体として提供する簡易生命保険を設けること。
- 二、この簡易生命保険については、加入申込み時に保険契約者の健康状態について告知を受けるようにすること。
- 三、本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、簡易生命保険法の一部を改正する法律案は、近年における保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、保険期間の満了等により保険金の支払いをする養老保険と保険契約者が死亡した日から年金の支払をす



る定期年金保険を一体として提供する簡易生命保険を設けるなどの措置を講じようとするものであります。

次に、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案は、金融・経済環境の変化に適切に対応し資金の一層の効率的運用を図るため、簡易生命保険特別会計の積立金の運用範囲に、法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形等を加えようとするものであります。

次に、簡易保険福祉事業団法及び簡易生命保険法の一部を改正する法律案は、加入者に対する福祉の増進を目的とする民法第三十四条法人が行う加入者の健康の保持増進を図るための事業に対し助成金の支払いを簡易保険福祉事業団の業務に追加しようとするものであります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括して審査し、簡易保険事業のあり方、簡保積立金の運用の多様化、加入者福祉施設の拡充等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、三法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対し、四点にわたる附帯決議を行いました。  
以上 御報告申し上げます。

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五〇号）

#### 要旨

本法律案は、金融・経済環境の変化に適切に対応し、資金の一層の効率的運用を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、簡易生命保険特別会計の積立金の運用の範囲に、法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形等を加えること。

二、本法律は、公布の日から施行すること。

#### 委員長報告

前ページ参照

簡易保険福祉事業団法及び簡易生命保険法の一部を改正する法律案（閣法第五一号）

#### 要旨

本法律案は、簡易生命保険の加入者の福祉の増進を図るため、簡易保険福祉事業団に「かんぽ健康増進支援事業（仮称）」を行

わせることとし、簡易保険福祉事業団法及び簡易生命保険法について所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 一、簡易保険福祉事業団法の一部改正

加入者の福祉の増進を目的とする民法第三十四条法人が行う加入者の健康の保持増進のための事業に対する助成金の支給を簡易保険福祉事業団の業務に追加すること。

### 二、簡易生命保険法の一部改正

加入者福祉施設を加入者以外の者に利用させる場合の規定について、簡易保険福祉事業団の行う助成金の支給については適用しないこととすること。

### 三、施行期日

本法律は、公布の日から施行すること。

### 委員長報告

前ページ参照

電波法の一部を改正する法律案（閣法第七一号）

### 要旨

本法律案は、我が国内外の国際化の進展にかんがみ、アマチュ

ア無線局及び陸上を移動する無線局等について外国人等であることを免許付与の欠格事由としないこととするほか、行政事務の簡素合理化を図るため、放送をする無線局以外の無線局の免許申請については財政的基礎に関する審査を行わないこととするともに、不法な無線局の増加に対処するため、特定の範囲の周波数の電波を使用する無線設備の小売業者に対し無線局の免許に関する事項の告知義務を定め、及び技術基準適合証明の表示の除去に関する規定を設ける等のための所要の改正を行おうとするものである。

### 一、無線局の免許申請者の欠格事由の緩和

アマチュア無線局及び陸上を移動する無線局等について、外国人等であることを免許付与の欠格事由としないこととする。

### 二、無線局の免許申請に係る審査事項の簡素化

放送をする無線局以外の無線局の免許申請については、無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法を添付書類に記載することを不要とするともに、財政的基礎に関する審査を行わないこととする。

### 三、技術基準適合証明の表示の除去

技術基準適合証明を受けた旨の表示が付されている特定無線設備の変更の工事をした者は、郵政省令で定める方法により、その表示を除去しなければならないこととする。

四、特定周波数無線設備が特定不法開設局に使用されることの防  
止

1 郵政大臣は、不法に開設される無線局のうち特定の範囲の周波数の電波を使用するもの（特定不法開設局）が著しく多数であると認められる場合において、その特定の範囲の周波数の電波を使用する無線設備のうち特定不法開設局に使用されるおそれが少ないもの等を除いたもの（特定周波数無線設備）が広く販売されているため、特定不法開設局の数を減少させることが容易でないと認めるときは、郵政省令で、その特定周波数無線設備を特定不法開設局に使用されることを防止すべき無線設備として指定することができることとする。

2 指定された無線設備（指定無線設備）の小売を業とする者（指定無線設備小売業者）が指定無線設備を販売するときには、販売契約を締結するまでの間に、その相手方に対して、無線局の免許を受けなければならない旨を、告げ、又は示すとともに、販売契約を締結したときは、無線局を不法に開設した場合の罰則等を記載した書面を購入者に交付しなければならぬこととする。

3 郵政大臣は、指定無線設備小売業者が2の規定に違反した場合において、特定不法開設局の開設を助長して無線通信の秩序の維持を妨げることとなると認めるときは、その指定無

線設備小売業者に対し、必要な措置を講ずべきことを指示することができることとする。

五、その他、所要の規定の整備をすることとする。

六、施行期日

本法律は、平成六年四月一日から施行することとする。ただし、無線局の免許申請者の欠格事由の緩和に関する事項及び無線局の免許申請に係る審査事項の簡素化に関する事項については、公布の日から施行することとする。

委員長報告

ただいま議題となりました電波法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国内外の国際化の進展にかんがみ、アマチュア無線局及び陸上を移動する無線局等について外国人等であることとを免許付与の欠格事由としないこととするほか、行政事務の簡素合理化を図るため、放送をする無線局以外の無線局の免許申請については財政的基礎に関する審査を行わないこととするともに、不法な無線局の増加に対処するため、特定の範囲の周波数の電波を使用する無線設備の小売業者に対し無線局の免許に関する事項の告知義務を定め、及び技術基準適合証明の表示の除去に関

する規定を設ける等のための所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、電波に関する規制の緩和、不法開設局への対応策、今後の電波行政の在り方等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、五項目からなる附帯決議案が提出され、本委員会の決議とすることに決しました。

以上、御報告申し上げます。

○労働委員会  
・内閣提出法律案（三件）

号番	件名	先議院	提出日	衆議院	参議院	備考
28※	駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	衆	五、二五	五、二五 五、二〇 五、二二	五、二五 五、二二 五、二二	
33※	労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	衆	二、一九	六、一 六、二	四、六 五、二 五、二	五、四、六 衆本会議趣旨説明 五、二二 参本会議趣旨説明
61	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案	衆	三、二二	六、八 六、一〇 六、二二	五、二二 六、七 六、八	

(注) ※は予算関係法律案

本院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送 付月日	衆へ 提出	参議院	衆議院	備考
3	介護休業等に関する法律案	中西珠子君 外二名 (五、三、二〇)	五 三、二六		委員会付託 五、二	委員会 議決 未了	
4	林業労働者の雇用の安定及び雇用手配の改善等に関する法律案	浜本五二君 外四名 (四、二八)	五三		六〇	未了	

国会の承認を求めるの件（二件）

番号	件名	先議院	提出 月日	参議院	衆議院	備考
2	地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関し承認を求め るの件	参	五 三、二	委員会付託 五、三、二一	委員会 議決 五、三、一九 承認 承認	
				委員会付託 五、三、二一	委員会 議決 五、四、七 承認 承認	

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う  
漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣  
法第二八号）

#### 要旨

本法律案は、今後においても駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が引き続き予想される状況にかんがみ、現行の駐留軍関係離職者対策及び漁業離職者対策を引き続き実施するため、法の有効期限を延長するものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限（平成五年五月十六日）を五年延長すること。
- 二、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限（平成五年六月三十日）を五年延長すること。
- 三、この法律は、公布の日から施行すること。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、法の有効期限をそれぞれ五年延長するものであります。

委員会におきましては、今後の離職者の発生の見通し、離職者の再就職の促進、駐留軍関係従業員及び漁業従事者の労働条件の改善等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
以上、御報告申し上げます。

労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第三三号）

#### 要旨

本法律案は、労働条件をめぐる社会経済情勢の動向にかんがみ、労働者のゆとりのある生活の実現等に資するため、法定労働時間の短縮を初めとする労働時間の短縮のための規定を整備し、併せて中小企業等における取組みを支援するための措置等を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、法定労働時間の短縮

- 1 一週四十時間の法定労働時間を平成六年四月一日から適用する。
- 2 一定の規模以下又は一定の業種の事業については、平成九

年三月三十一日までの間、四十時間を超え四十四時間以下の範囲で命令で定める時間とする猶予措置を置く。

二、現行の三か月単位の変形労働時間制を最長一年単位とする。

三、時間外及び休日の割増賃金について、その率を二割五分以上五割以下の範囲で命令で定める率とする。

四、裁量労働に係るみなし労働時間制の適用業務を命令で定める。

五、年次有給休暇制度の改善

1 初めて与えられる年次有給休暇の勤続要件を一年から六箇月に短縮する。

2 育児休業をした期間は、年次有給休暇の取得要件の判断に当たっては、これを出勤したものとみなす。

六、林業について労働時間等に関する規定を適用する。

七、年少者について、一週四十八時間以下の範囲で命令で定める時間、一日八時間を超えない範囲において、最長一年単位の変形労働時間制を適用することができることとする。

八、労働大臣は、労働時間短縮の総合的支援機関として、以下の業務を行う労働時間短縮支援センターを指定できることとする。

1 労働時間の短縮に関する調査研究

2 労働時間の短縮に関する情報及び資料の総合的収集・提供

3 労働福祉事業関係業務（給付金の支給、労働時間短縮推進委員会等の運営のための研修及び相談等）

4 その他労働時間の短縮を支援するための業務

九、この法律は、労働基準法の改正に係る部分（前記一から七）については平成六年四月一日から、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の改正に係る部分（前記八）については公布の日からそれぞれ施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、生活大国五か年計画に示されたゆとりある豊かな国民生活の実現に資するため、労働時間の一層の短縮を図る目的で提案されたものであります。

その主な内容は、週四十時間労働制を原則として平成六年四月から適用し、猶予対象事業所にあっても平成九年四月からこれを適用すること、変形労働時間制の期間の上限を一年に延長すること、時間外及び休日労働に係る割り増し賃金率を二割五分以上五割の範囲内においてそれぞれ命令で定めること、年次有給休暇の勤続条件を六カ月に短縮すること、中小企業の労働時間の短縮を支援する労働時間短縮支援センターを設置すること等の措置を講



じようとするものであります。

委員会におきましては、二日間にあつて質疑を行うとともに、労使の代表及び学識経験者を参考人として招き、その意見も聴取いたしました。質疑の中では、多くの委員が、週四十時間労働制への移行時期を明確にした本法律案を評価するとともに、労働時間は我が国文化の一つの側面であり、労働基準法の改正は人類の進歩の歴史であるとの認識を踏まえて労働時間法制を考へるべきであるとの所見が示されたのを初めとし、年間総労働時間千八百時間の早期達成、法定労働時間の猶予措置及び特例措置の対象となる事業の範囲の縮小並びにこれら事業の週四十時間労働制への早期移行、変形労働時間制の濫用の防止、時間外・休日労働の抑制及び割り増し賃金率の引き上げ、年次有給休暇の付与日数の引き上げ及び取得促進等の諸問題について活発な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了いたしましたところ、日本共産党の吉川委員より修正案が提出されました。次いで討論に入りましたところ、日本共産党の吉川委員より、原案に反対、修正案に賛成の旨の、続いて民社党・スポーツ・国民連合の足立委員より、原案に賛成、修正案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わり、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定い

たしました。

なお、本法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議、民社党・スポーツ・国民連合、民主改革連合の各会派共同提案による附帯決議を全会一致をもって行いました。

以上、御報告申し上げます。

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案（閣法第六一号）

#### 要旨

本法律案は、短時間労働者について、適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生の実施その他の雇用管理の改善に関する措置等を講ずることにより、短時間労働者が能力を有効に発揮することができるようにし、もってその福祉の増進を図ることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、労働大臣は、政令で定める審議会の意見を聴いて、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進、職業能力の開発及び向上等に関する施策の基本となるべき短時間労働者対策基本方針を定め、これを公表する。

二、労働大臣は、政令で定める審議会の意見を聴いて、事業主が

講すべき雇用管理の改善等のための措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を定め、これを公表する。

三、事業主は、常時労働省令で定める数以上の短時間労働者を雇用する事業所ごとに、短時間雇用管理者を選任するよう努める。

四、労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善等を図るため必要な場合は、事業主に対し、報告を求め、又は助言、指導、勧告をすることができる。

五、国、都道府県、雇用促進事業団は、短時間労働者等の職業能力の開発及び向上を促進するため、啓もう宣伝を行うよう努めるとともに、職業訓練の実施について特別の配慮をする。

六、国は、短時間労働者になろうとする者の職業の選択、職業への適応を容易にするため、雇用情報の提供、職業指導及び職業紹介の充実等必要な措置を講ずるよう努める。

七、労働大臣は、短時間労働者の福祉の増進を図ることを目的とした総合的支援機関として、以下の業務を行う短時間労働援助センターを指定できる。

1 短時間労働者の職業生活に関する調査研究

2 事業主その他の関係者に対する短時間労働者の雇用管理の改善等に関する講習

3 短時間労働者の職業生活に関する情報及び資料の収集、短

時間労働者等に対する情報及び資料の提供

4 労働福祉事業及び雇用福祉事業関係業務（事業主又は事業主団体に対する給付金の支給、相談援助事業、短時間雇用管理者等に対する研修等）

5 その他短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な業務  
八、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、七に関する規定は、平成六年四月一日から施行する。

なお、衆議院において修正が行われ、その主な内容は次のとおりである。

一、目的規定において雇用管理の改善等の内容が適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生の実施その他の雇用管理の改善であることを明確にすること。

二、事業主の責務として、雇用管理の改善等を図るために必要な措置を講ずるに当たり、短時間労働者の就業の実態、通常の労働者との均衡等を考慮すべきことを明確にすること。

三、事業主は、短時間労働者を雇い入れたときは、労働時間その他の労働条件に関する事項を明らかにした文書を交付するよう努める旨の規定を置くこと。

四、事業主は、短時間労働者に係る事項について就業規則を作成、変更するときは、短時間労働者の過半数を代表する者の意

見を聴くよう努める旨の規定を置くこと。

五、労働大臣は、事業主に対し、報告を徴収し、又は勧告を行うことができることとする。

六、法律施行三年後に、この法律の規定について検討する旨の規定を置くこと。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、短時間労働者、すなわち世上言うところのパートタイム労働者の我が国経済社会における役割の重要性にかんがみ、その適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生の充実その他の雇用管理の改善に関する措置等を講ずることにより、その有する能力を有効に発揮することができるようにし、もって短時間労働者の福祉の増進を図ろうとするものであります。

その主な内容は、第一に、労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進等に関する施策の基本となるべき短時間労働者対策基本方針を策定すること、第二に、労働大臣は、事業主がその雇用する短時間労働者について講ずべき雇用管理の改善等のための措置に関し必要な指針を策定するとともに、事業主に対し報告を求め、又は助言、指導、勧告をすることができること、第三

に、事業主等に対する給付金の支給、短時間労働者及び事業主等に対する相談援助等を行う短時間労働援助センターを設置すること等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、短時間労働者には特に女性が多数を占める現況にかんがみ、男女雇用機会均等法の趣旨を踏まえた本法の適正な運用及び実効性の確保、短時間労働者の現状と今後のあり方、指針の内容、通常労働者との均衡の概念、短時間労働援助センターの役割、所定労働時間が通常の労働者とはほとんど同じ労働者の取り扱い、パートタイム労働に関するILO質問書への政府の対応、期間雇用の問題、国・地方公共団体等における非常勤職員の実態等々について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終りましたところ、日本共産党の吉川春子委員より修正案が提出されました。

次いで討論に入りましたところ、日本共産党の吉川春子委員より、原案に反対、修正案に賛成の旨の、続いて民主改革連合の笹野貞子理事より、原案に賛成、修正案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わり、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議、民社党・スポーツ・国民連合、民主改革連合の各党派共同提案による附帯決議を全会一致をもって行いました。

以上、御報告申し上げます。

地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関し承認を求めの件（閣承認第二号）

#### 要旨

本承認案件は、労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、公共職業安定所の出張所三箇所（札幌公共職業安定所北三条出張所、仙台公共職業安定所青葉出張所、名古屋中公共職業安定所名駅出張所）を設置することについて、地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものである。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました承認案件につきまして、労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本件は、労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、札幌、仙台及び名古屋中公共職業安定所に、レディス・ハローワーク事業を専門的に推進する出張所をそれぞれ設置することについて、地方自治法の規定に基づき国会の承認を求めようとするものであります。

委員会におきましては、女性の就労働向、レディス・ハローワークの設置及び運営の状況、組織体制の拡充整備等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。質疑を終了し、採決の結果、本件は全会一致をもって原案どおり承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○建設委員会  
内閣提出法律案（五件）

号 番	件 名	院 議 先	提 出 日 月	参 議 院	衆 議 院	備 考
3 ※	道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案	衆	五、一、二二	委員会 付託 議決	委員会 付託 議決	
1 3 ※	阪神高速道路公団法の一部を改正する法律案	々	二、九	二、九 （予）	四、二五 四、二六	
1 4 ※	土地区画整理法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案	々	二、九	二、一六 （予）	四、二二 四、二六	
1 5 ※	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律案	々	二、九	四、二二 （予）	五、二二 五、二四	衆本会議趣意説明 五、二一、二六
5 4	流通業務市街地の整備に関する法律の一部を改正する法律案	参	三、九	三、九 （予）	四、一八 四、一九	

（注）※は予算関係法律案

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第三号）

要旨

本法律案は、道路を緊急かつ計画的に整備して道路交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善に資するため、平成五年度を初年度とする新たな道路整備五箇年計画の作成等道路の整備に関し必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、平成五年度を初年度とする道路整備五箇年計画を策定することとする。
- 二、道路整備五箇年計画に合わせて、平成五年度を初年度とする奥地等産業開発道路整備計画を策定するため、奥地等産業開発道路整備臨時措置法の有効期限を平成十年三月三十一日まで延長する。
- 三、公共事業に係る補助率等の恒久化に伴い、道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法に規定する補助率等についても見直しを行う。

委員長報告

ただいま議題となりました道路整備緊急措置法及び奥地等産業

開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、道路を緊急かつ計画的に整備して道路交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善に資するため、平成五年度を初年度とする新たな道路整備五カ年計画の作成、奥地等産業開発道路整備臨時措置法の有効期限の延長等、道路の整備に関し必要な措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、第十一次道路整備五カ年計画の実施のための財源措置、五カ年計画における交通安全対策、渋滞対策、高速道路の採算性確保方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より反対する旨の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を付することに決定いたしました。以上、御報告申し上げます。

阪神高速道路公団法の一部を改正する法律案（閣法第一三三号）

## 要旨

本法律案は、自動車交通の円滑化を図り、都市の機能の維持及び増進に資するため、阪神高速道路公団が業務を行う地域として、新たに京都市の区域のうち大阪市及び神戸市の区域と自然的経済的社会的に密接な関係がある地域等を追加するとともに、役員に関する規定等を整備しようとするものである。

## 委員長報告

ただいま議題となりました阪神高速道路公団法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、自動車交通の円滑化を図り、都市の機能の維持及び増進に資するため、阪神高速道路公団が、京都市の区域のうち大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的、社会的に密接な関係がある地域等において業務を行うことができることとするとともに、役員に関する規定等を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、京都市における都市高速道路の必要性、阪神高速道路公団を事業主体とする理由、生活環境及び景観への配慮等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表し

て上田委員より反対する旨の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

土地区画整理法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一四号）

## 要旨

本法律案は、良好な市街地の形成並びに居住環境の良好な住宅及び住宅地の供給を促進するために、土地区画整理事業について、住宅先行建設区制度を創設するとともに、土地区画整理組合に対する資金の貸付けに関する制度を改善し、都市開発資金により貸付けを行うこととする等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、土地区画整理法において、住宅の需要の著しい地域において新たに住宅市街地を造成することを目的とする土地区画整理事業について、住宅を先行して建設すべき土地の区域として住宅先行建設区を事業計画に定め、住宅先行建設区への申出による換地を認めることとする。

二、都市開発資金の貸付けに関する法律において、国は、土地区

画整理事業による健全な住宅市街地の造成を促進し、もって住宅及び住宅地の円滑な供給に資するため、都道府県又は指定都市が土地区画整理組合等に対して土地区画整理事業に関する資金を貸し付ける場合に、当該都道府県又は指定都市に対してその貸付けに必要な資金を貸し付けることができることとする。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました土地区画整理法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、土地区画整理事業を推進して住宅市街地の造成の促進を図るため、住宅先行建設区制度を創設するとともに、土地区画整理組合に対する資金の貸し付けに関する制度を改善する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、住宅先行建設区制度と照応の原則の關係、事業完了地区内の未利用地の有効利用の促進等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より反対する旨の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を付することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律案（閣法第一五号）

#### 要旨

本法律案は、中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、国民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、民間の土地所有者等による優良な賃貸住宅の供給

1 民間の土地所有者等は、中堅所得者等を対象とする賃貸住宅の供給計画を作成し、都道府県知事の認定を申請することができる。

2 都道府県知事は、賃貸住宅が規模、構造に関する基準等に適合するものであるときは、供給計画の認定をすることができる。

3 国及び地方公共団体は、認定を受けた供給計画に係る賃貸



住宅について、建設費に対する助成、家賃の減額のための助成等を行うことができる。

4 都道府県知事は、認定を受けた供給計画に従った適正な賃貸住宅の建設及び管理のため、報告の徴収、改善命令、認定の取消し等を行うことができる。

## 二、地方公共団体による優良な賃貸住宅の供給

地方公共団体は、必要に応じて優良な賃貸住宅の建設を行うこととし、国は当該地方公共団体に対し建設費に対する助成、家賃の減額のための助成等を行うことができる。

## 委員長報告

ただいま議題となりました特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、国民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とするものであって、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、賃貸住宅の建設及び管理をしようとする者は、賃貸住宅の供給計画を作成し、都道府県知事の認定を申請することがで

きることとし、都道府県知事は、賃貸住宅が規模、構造に関する基準等に適合するものであるときは、供給計画の認定をすることができることとしております。

第二に、国及び地方公共団体は、認定を受けた供給計画に係る賃貸住宅について、その建設及び家賃の減額の措置に対して助成等を行うことができることとしております。

第三に、都道府県知事は、認定を受けた供給計画に従った適正な賃貸住宅の建設及び管理のため、報告の徴収、改善命令、認定の取消し等を行うことができることとしております。

第四に、地方公共団体は、優良な賃貸住宅が不足している場合は、その建設に努めなければならないこととし、国は当該地方公共団体に対し建設及び家賃の減額の措置に対して助成等を行うことができることとしております。

委員会におきましては、居住水準向上の目標、家賃対策補助の内容、住宅基本法制定の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を付することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

流通業務市街地の整備に関する法律の一部を改正する法律案  
(閣法第五四号)

要旨

本法律案は、近年の貨物自動車交通の増加、物流関連施設の立地の広域化、物流形態の多様化・高度化等に対応するため、地方都市を含めて、流通業務市街地の整備を推進することにより流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、流通業務市街地の整備の対象都市を拡大することとする。
- 二、主務大臣は、流通業務施設の整備に関する基本指針を策定し、これに基づき、都道府県知事が、流通業務施設の整備に関する基本方針を策定することとする。
- 三、流通業務地区内に建設することができる施設の立地規制を緩和することとする。
- 四、流通業務地区内における流通業務の効率化に資する一定の事業を行う者に対し、産業基盤整備基金による事業資金の借入れに係る債務保証等の助成策を講ずることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました流通業務市街地の整備に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年の貨物自動車交通の増加、物流関連施設の立地の広域化、物流形態の多様化・高度化等に対応するため、地方都市を含めて、流通業務市街地の整備を推進することにより流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、基本方針策定権限の委譲、流通業務効率化基盤整備事業の概要、物流に占める鉄道の果たす役割等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より反対する旨の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を付することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○予算委員会  
・予算（六件）

番号	件名	提出月日	参議院		衆議院		備考		
			委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
1	平成五年度一般会計予算	五 一、二二	五 一、二二 予	五 三、三三 否決	五 三、三三 否決	五 一、二二 付託	五 三、三六 可決	五 三、三六 可決	五、二二、三二 衆へ返付 衆両院協議会請求 三、三二 両院協議会至成案を 得ず
2	平成五年度特別会計予算	一、二二	一、二二 予	三、三三 否決	三、三三 否決	一、二二	三、三六 可決	三、三六 可決	憲法第八〇条第一 項の規定により 衆の議決が国会の 議決となる
3	平成五年度政府関係機関 予算	一、二二	一、二二 予	三、三三 否決	三、三三 否決	一、二二	三、三六 可決	三、三六 可決	衆へ返付 衆両院協議会至請求 六、八 両院協議会成案を 得ず
4	平成五年度一般会計補正 予算（第1号）	五、一四	五、一四 予	六、八 否決	六、八 否決	五、一四	五、二六 可決	五、二六 可決	憲法第八〇条第二 項の規定により 衆の議決が国会の 議決となる
5	平成五年度特別会計補正 予算（特第1号）	五、一四	五、一四 予	六、八 否決	六、八 否決	五、一四	五、二六 可決	五、二六 可決	衆の議決が国会の 議決となる
6	平成五年度政府関係機関 補正予算（機第1号）	五、一四	五、一四 予	六、八 否決	六、八 否決	五、一四	五、二六 可決	五、二六 可決	

予算

平成五年度一般会計予算（閣予第一号）

平成五年度特別会計予算（閣予第二号）

平成五年度政府関係機関予算（閣予第三号）

### 委員長報告

ただいま議題となりました平成五年度予算三案の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

平成五年度予算の内容につきましては、既に林大蔵大臣の財政演説において説明されておりますので、これを省略させていただきます。

平成五年度予算三案は、一月二十二日国会に提出され、一月二十七日に林大蔵大臣から趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付を待って、三月九日から審査に入りました。自來、本日まで審査を行ってまいりましたが、この間、三月二十五日に公聴会を、また二十六日には委嘱審査を、さらに三十日には景気対策及び政治改革に関する集中審議を行うなど、慎重な審査を行ってまいりました。

予算審査は、景気対策と政治不信究明の国民の要望を踏まえ、あくまでも自然成立を回避する方針で臨み、本院の勢力比の現状のもとで、与野党が互譲の姿勢で審議を尽くし、参議院の自主性と権威を高め、議会制民主主義の実を

上げ、文字通り年度内成立の運びとなりました。

以下、質疑のうち主なるもの若干につきその要旨を御報告申し上げます。

まず、政治改革につきまして、「金丸前自民党副総裁の逮捕など相次ぐ金権腐敗事件の発生で、国民の政治不信は極限に達している。宮澤総理は国民の怒りを真摯に受け止め、血の通った言葉で国民に陳謝すべきではないか。もはや政治改革は一刻の猶予もできない。政治倫理の確立、政治資金の規制、政治腐敗の防止等の制度改革の早期実現を期すべきであるが、宮澤総理は政治改革に一身をささげると言いながら、政治に金がかかるのは選挙区制度の問題だと、衆議院の単純小選挙区制の導入にこだわっており、このままでは与野党逆転の参議院を通過するのは困難ではないか」との質疑があり、これに対し宮澤総理から、「相次ぐ不祥事は、政治家の倫理の問題として、政治改革を推進して行かなくてはならない。今回の前議員の脱税容疑に対しては、一人の国会議員の立場として申し訳なく思うというのが偽らざる気持ちであるが、総理大臣の立場では、捜査が厳正に行われるということが大切で、公の立場としては遺憾、残念であるという表現が一番正しいと考えている。政治改革については、緊急改革が先国会で行われたが、抜

本改革については、現在自民党では、政治資金の問題、選挙制度の問題等全般にわたった改革案が固まってきている。政治資金の規制強化の問題は焦眉の急であると考えているが、同時に、これらの問題も詰めて行く選挙制度改革と密接に関係しており、片方だけを切り離して改正することは問題があると考えている。自民党で検討を終え次第、議員立法で一括して提案することになるが、その段階では、各党にも十分議論を願ひ、合意を図っていただき、国民の信頼を回復するためになんとしても今国会で成立を期したいと考えている」との答弁がありました。

経済動向につきましては、「景気は設備投資や個人消費が低迷し不況感が深まっているが、景気の現状をどう見ているか。この際、不況マインドを払拭する意味から景気回復に転じる時期を明言すべきではないか。このままでは平成五年度の政府経済見通し三・三パーセントの達成は難しいのではないか」との質疑があり、これに対し宮澤総理大臣並びに船田経済企画庁長官から、「今回の不況は、在庫循環による不況に加え資産価値の下落が重なったため、家計の消費意欲と企業の投資意欲が失われたばかりではなく、金融、証券等にも大きな影響を及ぼし、融資対応能力の低下等の要因が加わり、景気の見通し、対応が非常に難しく

なっている。こうしたことから、もう少し早く進むと期待していた在庫調整が思うように進んでいない。今後、調整は長期にわたるとは思えないが、まだ在庫調整が完了するという段階には至っていない。政府は、昨年来、予算の前倒し執行十兆七千億円の総合経済対策等の施策を進め、また民間での不良債権の処理も目途が立ち、心配された三月危機を乗り切り、ここで、景気に十分配慮した平成五年度予算の早期成立を図り、切れ目のない公共投資の執行を行うことにしている。平成五年度前半は、公共投資と住宅投資が経済を引っ張り、やがて景気の後退も底を打ち、民間の個人消費や設備投資が徐々に回復に向かうものと見込まれる。年度後半には民間経済活動が堅調となり、持続可能な成長路線に円滑に移行し、巡航速度に乗るものと期待している。平成五年度は年度全体を通じてプラスの成長を見込んでいるが、年度後半において経済の主役である個人消費や設備投資が回復すると、広く一般国民にも景気のリバウンド感が、実感としてははっきりと感じることができるようになると見ている。三・三パーセント成長はこうした回復の推移を見込んで決定したものである」との答弁がありました。

また、「不況で中小企業の経営が深刻化している中で、中小企業向け官公需の割合が低下しているのはなぜか。新

規学卒者の採用内定の取り消しが相次いでおり、何らかの法的処罰を講ずるべきではないか」との質疑に対し、関係各大臣から、「中小企業向け官公需の発注割合を極力引き上げるため分割発注や共同受注に努めているところであるが、同時に、予算の効率的使用と技術的な事情から中小企業への発注が難しい場合もある。近年の中小企業向けの発注割合の低下は、大規模工事の割合が高まったことも一因である。今後、官公需確保法に基づき各省庁に一層の努力要請を行い中小企業の受注機会の増大を図るとともに、中小企業官公需特定品目について、実態調査の上、追加拡充を検討したいと考えている。また、採用内定取り消しは重大なことであり、経済団体に対し採用内定取り消しは行わないようその徹底を要請してきたところであり、その効果もあらわれている。今後は、場合によっては内定取り消しをした企業の公表を含め、企業の社会的責任の自覚を促し、きちっと対処して行く考えである」との答弁がありました。

次に、財政・税制問題につきまして、「宮澤総理は所得税減税の必要性をどう考えているか。減税財源を赤字国債に求める場合、赤字国債償還のための増税を担保する必要があるのではないか。またその際、総理の構想にある税制の抜本改革をどう位置付けるのか」との質疑があり、これ

に対し宮澤総理大臣から、「所得税減税の要望は平成5年度予算編成作業の段階でも十分承知していたところであり、所得税の累進構造の刻みを緩くして重税感を緩和したい気持ちに変わりはない。しかし、所得税減税の景気に対する経済効果、税制の抜本改正との関連における所得税のあり方の問題、減税を実施する場合の財源問題等々を総合判断し、平成5年度予算においては所得税減税を選択しなかった。政府としては、減税に関する与野党の協議機関における検討の推移を見守って行きたいと考えている。赤字国債を発行して、これを打ち切るまでに十五年かかったという過去の経験を踏まえ、また二十一世紀の高齢化社会を考えると、将来に向かって財政負担を残す赤字国債引き当てる減税は問題なしとしない。仮に短期に償還の国債を引き当てにする構想でも、その財源を近い将来何に求めるかがはっきりしないと踏み切れない。税制の抜本改正について、所得税は、イギリス、アメリカでは累進構造が二つとか三つの大きな刻みであるのに対し、我が国は昭和六十二年、六十三年の改正後も5段階で、中所得層の重税感が高い。この累進構造の簡素化は世界の潮流だと考えているが、これを行うと他方で大きな減収を生ずるため、直間比率の是正の問題も含め検討しなくてはならない。それに加え年金

の財政再計算の問題もあり、二十一世紀に向けて国民負担をどのような形でいかに考えるかという観点から、税制を含めて、近い将来大きな改正をしなければならぬ時期が来ると考えている」との答弁がありました。

最後に、外交・防衛問題につきまして、「宮澤総理の訪米が予定されており、クリントン新大統領との初めての首脳会談となるが、その議題は何か。また、予想される新政府の厳しい対日要求をどう認識しているか。国際情勢の変化に伴い、中期防衛力整備計画の修正と併せ、基盤的防衛力に踏み込んだ防衛計画の大綱の見直しを行うべきではないか。E2C導入時に否定していたAWACSを平成5年度予算で購入するのは緊張緩和に逆行で必要性は認められず、理解できない」との質疑があり、これに対し宮澤総理大臣並びに関係各大臣から、「クリントン新政権が誕生したので、国会の了解を得て訪米の日程を固めたいと考えており、会談では、日米両国間の問題、日米が共同して世界に向かって背負うべき課題と責任、さらには東京サミットの問題などを話し合いたいと考えている。クリントン大統領は財政赤字を増税と歳出削減によって縮減するという思い切った提案をされており、こうした内政面の決心の裏側には、日本や各国から求められている課題を米国は思い切

って推進するかわりに、相手国に対しても米国の要求をできるだけ実行してもらいたいという考え方があるものと思う。我が国は日米構造協議の課題解決に誠実に努力しているが、今後より一層の努力を必要とするであろうし、経常黒字の累積問題についても、従来にも増して対処策が急がれると思っている。中期防については、内外の諸情勢の変化を踏まえ、一年早めて見直しを行ったところである。防衛計画の大綱は昭和五十一年に策定され、かなりの年月を経て、国際情勢も大きく変化している。しかし基盤的防衛力は、我が国の最小限の防衛力を明示し整備しているもので、これからのアジア・太平洋地域の平和と安定に今なお重要な意義をもっており、簡単に変えるものではないと考えられる。ただ、世界情勢の変化に照らし、長い目で、時間をかけて基盤的防衛力について考えてみることは大事なことだと思う。AWACSの導入については、昭和五十四年に低空侵入を捕捉する必要からE2Cの導入を行ったが、その後、航空機やミサイルの国際軍事技術、性能が高まり、はるか洋上からの攻撃が可能となったため、その情報を早くキャッチする必要が生じてきた。こうした軍事情勢の変化を考慮して、適切に対応するためにAWACS機能が必要になった」との答弁がありました。

このほか質疑は広範多岐にわたりますが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

かくて、質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲民主連合を代表して角田委員が反対、自由民主党を代表して柳川委員が賛成、公明党・国民会議を代表して荒木委員が反対、日本共産党を代表して吉岡委員が反対、民主改革連合を代表して乾委員が反対の旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、平成五年度予算三案は賛成少数をもっていずれも否決すべきものと決定いたしました。

なお、本委員会です得税減税に関する決議案提出の動きがありました。先づ臨時国会の委員長報告で申し上げた趣旨と同様と考えられますので、協議の結果、決議案の提出は行わず、すでに不況対策に関する各党協議が開始されていることに鑑み、政府は本委員会の経緯を十分承知し、減税を含め、景気対策を進められるように要請しておきます。

以上、御報告申し上げます。

平成五年度一般会計補正予算（第1号）（閣予第四号）

平成五年度特別会計補正予算（特第1号）（閣予第五号）

平成五年度政府関係機関補正予算（機第1号）（閣予第六号）

#### 委員長報告

ただいま議題となりました平成五年度補正予算三案の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回の補正予算は、今後の景気の足どりを一層確実にするため総合的な経済対策を実施することとし、公共事業等の追加を行うほか、対ロシア連邦支援関係等に緊要となつた事項について措置を講ずることとし、歳出の追加総額は二兆四千三百五十一億円となっております。

他方、地方交付税交付金及び予備費の減額で二千四百六十四億円の修正減少を行うこととしておりますので、歳出の純追加額は二兆一千八百八十七億円となっております。歳入につきましては、租税及び印紙収入について住宅取得促進税制の拡充や設備投資減税による内需拡大措置の実施に伴い一千四百六十億円の減収を見込むほか、建設公債の増発二兆二千四百六十億円を行うこととしております。

これらの結果、平成五年度補正後予算の総額は、歳入歳



出とも当初予算に対し二兆一千八百八十七億円増加して、七十四兆五千四百三十五億円となっております。

以上の一般会計予算補正に関連して、国立学校特別会計など十九特別会計と、国民金融公庫など八政府機関について所要の補正が行われております。

補正予算三案は去る五月十四日国会に提出され、五月二十日、林大蔵大臣から趣旨説明を聴取した後、衆議院からの送付を待って、五月二十七日から本日まで、宮澤内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し質疑を行いました。この間五月三十一日には、PKOに関する集中審議を、六月七日には景気・経済に関する集中審議を行うなど、終始濃密な審査を行ってまいりました。

以下、質疑のうち補正予算に直接かわるものとして、「今回政府が、当初予算と同一会期内に、しかも史上最大の巨額の補正を行うやり方は、国会の審議の上からも、また、年間経費の適正計上の予算編成原則からも問題ではないか。政策経費の新規計上や当初予算対比百倍超といった施設費の追加補正等は財政法第二十九条の補正予算編成方針に反するのではないか。さらに政府は、当初予算審査段階において、平成五年度政府経済見通し実質三・三%の達成は容易と答弁していたのに巨額の補正追加は矛盾ではな

いか」との質疑があり、これに対し、宮澤内閣総理大臣及び関係各大臣並びに政府委員から、「景気は回復のきざしが見られるものの、先き行き予断を許さない状況にあり、四月に新たな総合経済対策を決めたが、昨年の補正予算等の措置が遅れぎみであったことに鑑み、対策の実効を確実になものとするため、補正予算は早い方が良いと考え、誠に異例ではあるが、同一国会での審議をお願いすることとした。本補正予算に追加計上した経費の主なものとは当初予算成立後の四月十三日に決定した総合経済対策を実施するためのものであり、また、対ロシア連邦支援等いずれも予算作成後に生じた事由に基き特に緊要となった経費の追加を行うもので、財政法第二十九条を逸脱するとの批判はあたらぬ。平成五年度の三・三%の政府経済見通しについては、当初予算の際、そう無理なことではないと答弁したが、景気回復のきざしが徐々にあらわれているものの、なお、我が国経済をとりまく内外の環境は厳しく、景気回復と経済の成長をより確実なものとするため、総合経済対策を採ることとした。年度を通ずる経済の成長率見通しは、個々の経済変動や成長要因を捨象し、政策努力を加味しての数値で、今回の補正予算も政策努力の一環で、これが直ちに需要項目の数値や成長率の改定に連動するというもので

はない。経済成長率の見直し等の作業は、次年度予算編成との関連で、年末に行うのが慣例である」との答弁がありました。

減税問題として、「平成四年度補正予算審議の委員長報告に述べられ、また、本年度当初予算の衆議院通過の際、自民党幹事長が約束した所得税減税を実行しないのはなぜか」との質疑に対し、宮澤内閣総理大臣から、「所得税減税については、前回の税制改正で、税率きざみのフラット化等が残っており、また、年金財政の再計算を来年には行わなければならないことなど、国民の負担と給付の関係を考慮し、さらに、国会の御論議は十分承知しており、そう遠くない時期に抜本的改革を行う考えである」旨の答弁がありました。

このほか質疑は広範多岐にわたりますが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し討論に入りましたところ、日本社会党・護憲民主連合を代表して三重野委員が反対、自由民主党を代表して柳川委員が賛成、公明党・国民会議を代表して荒木委員が反対、民社党・スポーツ・国民連合を代表して寺崎委員が反対、日本共産党を代表して吉川委員が反対、民主改革連合を代表して乾委員が反対の旨、それぞれ意見を述べ

べられました。

討論を終局し、採決の結果、平成五年度補正予算三案は、賛成少数をもっていずれも否決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○決算委員会  
予備費等承諾を求める件（二件）

件名	院議先	提出月日	参議院		衆議院		備考
			委員会 付託	議決	委員会 付託	議決	
平成二年度一般会計予備費 使用総調書及び各省各庁所 管使用調書（その2）	衆	四、一四 （国第百一十二回 会）	五、二八	五、二二 承諾	五、一四	五、二二 承諾	
平成二年度特別会計予備費使 用総調書及び各省各庁所管使 用調書	〃	一、二四 （国第百一十二回 会）	四、二八	五、二二 承諾	五、一四	一、二二 承諾	
平成二年度特別会計予算総 則第十一条に基づく経費増 額総調書及び各省各庁所管 経費増額調書	〃	一、二四 （国第百一十二回 会）	四、二八	五、二二 承諾	五、一四	一、二二 承諾	
平成二年度特別会計予算総 則第十二条に基づく経費増 額総調書及び各省各庁所管 経費増額調書（その2）	〃	一、二四 （国第百一十二回 会）	四、二八	五、二二 承諾	五、一四	一、二二 承諾	
平成三年度一般会計予備費 使用総調書及び各省各庁所 管使用調書（その1）	〃	三、三三 （国第百一十二回 会）	四、二八	五、二二 承諾	五、一四	一、二二 承諾	
平成三年度特別会計予備費 使用総調書及び各省各庁所 管使用調書（その1）	〃	三、三三 （国第百一十二回 会）	四、二八	五、二二 承諾	五、一四	一、二二 承諾	

件名	院議先	提出月日	参議院		衆議院		備考
			委員会 付託	委員会 議決	委員会 議決	委員会 議決	
平成三年度特別会計予算総則 第十三条に基づく経費増額総 調書及び各省各庁所管経費増 額調書(その1)	衆	四、 三、三二 （第百十二回 国会）	五、 四、二八	五、 五、二二 承諾	五、 五、一四 承諾	五、 一、二二	
平成三年度一般会計予備 費使用総調書及び各省各 庁所管使用調書(その2)	〃	五、 一、三二	四、 二二 （予）	五、 五、二二 承諾	五、 五、一四 承諾	四、 一九	
平成三年度特別会計予算総則 第十三条に基づく経費増額総 調書及び各省各庁所管経費増 額調書(その2)	〃	一、 三二	四、 二二 （予）	五、 五、二二 承諾	五、 五、一四 承諾	四、 一九	
平成四年度一般会計予備 費使用総調書及び各省各 庁所管使用調書(その1)	〃	三、 三〇	四、 二七 （予）	五、 五、二二 承諾	五、 五、一四 承諾	四、 一九	
平成四年度特別会計予算総則 第十四条に基づく経費増額総 調書及び各省各庁所管経費増 額調書(その1)	〃	三、 三〇	四、 二七 （予）	五、 五、二二 承諾	五、 五、一四 承諾	四、 一九	

決算その他（六件）

備考欄記載事項は本院についてのもの

件名	提出月日	参議院			衆議院			備考
		付託	委員会 議決	本会議 議決	付託	委員会 議決	本会議 議決	
平成二年度一般会計歳入歳出決算、平成二年度特別会計歳入歳出決算、平成二年度国税収入歳出決算、平成二年度国債整理資金受払計算書、平成二年度政府関係機関決算書	四 一、二四 （第百二十五回国会）	四 八七	五 六一四		五 一、三二		第百二十三回国会 未了 第百二十四回国会 第百二十五回国会 継続	
平成二年度国有財産増減及び現在額総計算書	一、二四 （第百二十五回国会）	八七	六一四 是認しな いと議決		一、三二			
平成二年度国有財産無償貸付状況総計算書	一、二四 （第百二十五回国会）	八七	六一四 是認しな いと議決		一、三二			
平成三年度一般会計歳入歳出決算、平成三年度特別会計歳入歳出決算、平成三年度国税収入歳出決算、平成三年度国債整理資金受払計算書、平成三年度政府関係機関決算書	五 一、三二	五 六一二			五 二〇		五、六、一一 大蔵大臣報告	

件名	平成三年度国有財産増減及び現在額総計算書		平成三年度国有財産無償貸付状況総計算書	
	提出月日	五、 一、二、三	一、二、三	
参議院	委員会付託	五、 一、二、三	一、二、三	
	委員会議決			
	本会議議決			
衆議院	委員会付託	五、 一、二、三	一、二、三	
	委員会議決			
	本会議議決			
備考				

平成二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（第二百二十三回国会提出）

平成二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第二百二十三回国会提出）

平成二年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第二百二十三回国会提出）

平成二年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（第二百二十三回国会提出）

平成三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第二百二十三回国会提出）

平成三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第二百二十三回国会提出）

平成三年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（第二百二十三回国会提出）

平成三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

平成三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

平成三年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調

書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）

平成四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

平成四年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）

#### 委員長報告

ただいま議題となりました平成二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）外十一件につきまして、決算委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

予備費関係十二件は、憲法及び財政法の規定に基づき、平成三年一月から平成五年一月までの間の予備費の使用等について国会の事後承諾を求めるため提出されたものであります。

それらの主な費目について申し上げますと、まず一般会計の予備費使用は、義務教育費等の国庫負担金の不足を補うために必要な経費、豪雨災害等の復旧事業に必要な経費、湾岸地域における平和と安定の回復を図る活動のために必要な経費、国連カンボジア暫定機構に係る分担金の支出に必要な経費等であります。

次いで、特別会計の予備費使用は、外国為替資金特別会計における売買差損の補てんに必要な経費、農業共済再保険特別会計家

畜勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費、道路整備特別会計における給与改善に必要な経費等であります。

また、特別会計予算総則の規定に基づく経費の増額は、郵政事業特別会計における業績賞与に必要な経費、交付税及び譲与税配付金特別会計交通安全対策特別交付金勘定における交通安全対策特別交付金に必要な経費等であります。

委員会におきましては、これら十二件を一括して議題とし、まず大蔵大臣から説明を聴取した後、予備費による湾岸平和基金への追加拠出、最近のカンボディア情勢とPKO協力活動、三年度における給与改善予備費の計上の趣旨、予備費の国会への提出時期等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲りま

す。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲民主連合の西野理事より平成三年度一般会計予備費（その1）及び平成四年度一般会計予備費（その1）に反対、自由民主党の鈴木理事より予備費関係十二件に賛成、日本共産党の高崎理事より一般会計予備費四件及び平成二年度特別会計予備費に反対、民主改革連合の井上委員より、平成三年度一般会計予備費（その1）及び平成四年度一般会計予備費（その1）に反対の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わり、採決の結果、平成二年度一般会計予備費（その

2）外一般会計予備費三件並びに平成二年度特別会計予備費はいずれも多数をもって、その他の特別会計予備費関係七件はいずれも全会一致をもってそれぞれ承諾を与えるべきものと議決されました。

以上、御報告申し上げます。



○議院運営委員会

・本院議員提出法律案（二件）

号番	件名	提出者 (月日)	予備送 付月日	衆へ 提出	参議院	衆議院	備考
3	議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案	小川仁一君 外四名 四二、二四		五 三、二二	四 一、二四 五 三、二二	五 三、二二 五 三、二二	
4	議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案	橋本 敦君 四二、二五			四 一、二五	五 三、二二 五 三、二二	

・衆議院議員提出法律案（四件）

号番	件名	提出者 (月日)	予備送 付月日	本院へ 提出	参議院	衆議院	備考
5	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 五三、一五	五 三、二五	五 三、二五	五 三、二五 五 三、二五 五 三、二五	五 三、二五 五 三、二五 五 三、二五	

規程案（一件）

1	25	号 番	件 名	提出者	提出月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
1	25		参議院政治倫理審査会規程の一部を改正する規程案	石井 二君 外四名	四 二、一〇	四 二、一〇	五 三、二	五 三、二	参議院政治倫理審査会規程の一部を改正する規程案 (五、三、二)

26	17	16	号 番	件 名	提出者 (月 日)	予備送付月日	本院へ提出	参議院	衆議院	備考
26	17	16		国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	小川国彦君 外三名 (六、一五)	四、二二	四、二二	四、二二	四、二二	四、二二
26	17	16		国会法の一部を改正する法律案	議院運営委員長 (五、四、二二)	五、四、二二	五、四、二二	五、四、二二	五、四、二二	五、四、二二
26	17	16		国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 (四、二二)	四、二二	四、二二	四、二二	四、二二	四、二二
26	17	16		国会法の一部を改正する法律案	議院運営委員長 (五、四、二二)	五、四、二二	五、四、二二	五、四、二二	五、四、二二	五、四、二二

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第五号）

要旨

本法律案は、国会議員の職務の遂行に資するため、議長、副議長及び議員に支給される文書通信交通費を文書通信交通滞在費に改めるとともに、その額を月額百万円（現行七十五万円）に改定するものである。

委員長報告

ただいま議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国会議員に支給される文書通信交通費の名称を文書通信交通滞在費に改め、その額を月額七十五万円から百万円にするほか、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、審査の結果、多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

国会法の一部を改正する法律案（衆第一六号）

要旨

本法律案の内容は、次のとおりである。

一、議員の職務の遂行を補佐する秘書二人のほか、新たに主として議員の政策立案及び立法活動を補佐する秘書一人を付することができるとする。

二、文書通信交通滞在費並びに裁判官訴追委員長及び裁判官弾劾裁判長が受ける職務雑費に関して、所要の規定の整備を行うこととする。

三、本法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして御報告申し上げます。

まず、国会法の一部を改正する法律案は、国会議員の職務の遂行を補佐するため付されている秘書二人に加え、新たに主として議員の政策立案及び立法活動を補佐する秘書一人を付することができることとするほか、所定の規定の整備を行おうとするものであります。

次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する

法律案は、国会法の一部改正によって新たに付することができることとなる秘書の給料月額、採用の要件等について定めようとするものであります。

委員会におきましては、審査の結果、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。  
以上、御報告申し上げます。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一七号）

要旨

本法律案の内容は、次のとおりである。

一、国会法第三百三十二条第二項に規定する主として議員の政策立案及び立法活動を補佐する議員秘書の給料月額は、別表第一による額とする。

二、一の議員秘書は、試験等により当該議員秘書に必要な知識及び能力を有すると判定された者のうちから採用するものとし、試験に関する事項その他当該議員秘書の採用に関し必要な事項は、両院議長が協議して定めることとする。

三、本法律は、平成六年一月一日から施行する。ただし、一の議員秘書の資格試験等に関する規定については、公布の日から施

行する。

委員長報告

前ページ参照

## 参議院政治倫理審査会規程案

### 委員長報告

ただいま議題となりました両案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

まず、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会または両議院の合同審査会における証人に対する尋問中の撮影を許可することができるようにするとともに、証人が宣誓書を朗読し、またはこれに署名押印することができない場合の宣誓に関する規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、まず、発議者の志苦理事から趣旨説明を聴取した後、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して中曽根理事より反対の旨の、民主改革連合の高井理事より賛成の旨の意見が述べられました。討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。次に、参議院政治倫理審査会規程の一部を改正する規程案につきまして御報告申し上げます。

本案は、政治倫理審査会の構成に関し、委員数を十五人に増員するとともに、運営について協議する数人の幹事を置くこと、審査対象を拡大し、行為規範のほかに政治倫理の確立に資するもの

として議長が定める法令の規定に著しく違反した場合を新たに審査対象に含めること、審査開始要件を緩和すること、傍聴に關し、審査会は原則として非公開とし、審査会の決議により議員その他の者の傍聴を許すことができることとする、会議録の閲覧に關し、議員その他の者の傍聴を許すものとされた審査会の会議録を除き原則として閲覧することができないものとし、審査会の決議によりその閲覧を許すことができるようにすること等の改正を行うとともに、新たに、議員の申し出に基づく審査制度の創設及び申し立てをされた議員等の名誉回復措置について定めようとするものであります。

委員会におきましては、まず、発議者の石井理事から趣旨説明を聴取した後、永田理事より、本規程の施行日を議決の日とする修正案が提出されました。

次いで討論に入りましたところ、日本共産党を代表して橋本理事より反対の旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、永田理事提出の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本規程案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○科学技術特別委員会  
・内閣提出法律案（一件）

5 ※	号 番		
新技術事業団法の 一部を 改正する法律案	件 名		
衆	院 議 先		
五、 二、 二	提 出 月 日		
五、 二、 一〇 予	委 員 会 付 託	参 議 院	衆 議 院
五、 三、 二五 可 決	委 員 会 議 決		
五、 三、 二五 可 決	本 会 議 議 決		
五、 一、 二 科 学 技 術	委 員 会 付 託	参 議 院	衆 議 院
五、 三、 一五 可 決	委 員 会 議 決		
五、 三、 一五 可 決	本 会 議 議 決		
	備 考		

(注) ※は予算関係法律案

## 新技術事業団法の一部を改正する法律案（閣法第五号）

### 要旨

本法律案は、新技術事業団が産学官の研究者を結集し、基礎的研究の実施等を行ってきた実績にかんがみ、同事業団に研究者の交流の促進に関する業務等を追加し、研究交流を総合的に促進する体制の整備を図るとともに、主たる事務所の所在地に関する規定の改正を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、研究交流の促進に関する業務の追加

新技術事業団の目的に研究交流の促進に関する業務を行うことを追加するとともに、業務の範囲に国内及び国外の試験研究機関への研究者の派遣、研究集会の開催、国の試験研究機関と政府以外の者との間の共同研究のあっせん、研究交流に関する情報の提供等の業務を追加する。

#### 二、新技術審議会の審議事項の追加

新技術事業団に設置されている新技術審議会の審議事項に、研究交流に関する重要事項を追加する。

#### 三、主たる事務所の所在地に関する規定の改正

国の行政機関等の移転に関する閣議決定に基づき同事業団の移転に伴い、主たる事務所の所在地に関する規定を改正する。

### 委員長報告

ただいま議題となりました新技術事業団法の一部を改正する法律案につきまして、科学技術特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、新技術事業団に研究者の交流の促進に関する業務等を追加し、研究交流を総合的に促進する体制の整備を図るとともに、同事業団の移転に伴う主たる事務所の所在地に関する規定の改正等を行うものであります。

委員会におきましては、本案提出の背景、趣旨、国際研究交流の現状、科学技術特別研究員事業における身分、研究条件等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉岡委員から本法律案に対し反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、三項目から成る附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○環境特別委員会  
・内閣提出法律案(四件)

番号	件名	先議院	提出月日	委員会付託	委員会議決	本院議決	衆議院付託	衆議院委員会議決	衆議院本院議決	備考
20※	公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	五、二二 二、二二	五、二二 二、二五 ⑤	五、三二 三、二九 可決	五、三二 三、二九 可決	五、二二 二、二二	五、三二 三、二九 可決	五、三二 三、二二 可決	
21※	環境事業団法の一部を改正する法律案	〃	二、二二	二、二二 ⑤	四、二二 可決	四、二二 可決	二、二二	四、二二 可決	四、二二 可決	
62	環境基本法案	〃	三、二二	五、二四	六、二四 修正	未了	四、二〇	五、一八 修正	五、二〇 修正	五、四、二〇 衆議院議趣旨説明 五、一四 参事院議趣旨説明
63	環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	〃	三、二二	五、二四	六、二四 修正	未了	四、二〇	五、一八 修正	五、二〇 修正	

(注) ※は予算関係法律案



・本院議員提出法律案（一件）

7	番号	7	件名	環境影響評価法案
	提出者	提出者 (月日)	提出者 (月日)	提出者 (月日)
	予備送	予備送	予備送	予備送
	衆議院へ	衆議院へ	衆議院へ	衆議院へ
	参議院	参議院	参議院	参議院
	衆議院	衆議院	衆議院	衆議院
	衆議院	衆議院	衆議院	衆議院
	備考	備考	備考	備考

・衆議院議員提出法律案（二件）

21	4	番号	21	4	番号
		件名	環境基本法案	環境基本法案	件名
		提出者	提出者 (月日)	提出者 (月日)	提出者
		予備送	予備送	予備送	予備送
		本院へ	本院へ	本院へ	本院へ
		参議院	参議院	参議院	参議院
		衆議院	衆議院	衆議院	衆議院
		衆議院	衆議院	衆議院	衆議院
		備考	備考	備考	備考

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案  
(閣法第二〇号)

要旨

本法律案は、大気汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用の一部に充てるため、平成五年度から平成九年度までの五年間、政府は、引き続き、大気汚染の原因である物質を排出する自動車に係る費用負担分として自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を公害健康被害補償予防協会に交付するものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、大気汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用の一部に充てるため、平成五年度から平成九年度までの五年間、政府は、引き続き、大気汚染の原因である物質を排出する自動車に係る費用負担分として、自動車重量税の収入見込み額の一部に相当する金額を公害健康被害補償予防協会に交付することとするものであります。

委員会におきましては、大気汚染とぜんそく等との関係、健康

被害予防事業への取り組み、地方自治体の健康被害救済策、自動車排出ガス対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決をいたしましたところ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し全会一致をもって附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

環境事業団法の一部を改正する法律案(閣法第二一号)

要旨

本法律案は、内外の民間団体が行う環境の保全に関する活動の一層の振興を図るため、環境事業団(以下「事業団」という。)に、国及び民間の拠出による「地球環境基金」を設け、民間団体が行う活動に対し、助成その他の支援を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、目的規定の改正

事業団の目的に、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援に必要な業務を行うことを追加すること。

二、新規業務の追加

事業団の業務として、新たに次の業務を加えること。

① 環境の保全を通じて人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する活動であつて次に掲げるものに対し、助成を行うこと。

イ 本邦の民間団体による開発途上地域の環境保全活動

ロ 本邦以外の民間団体による開発途上地域の環境保全活動

ハ 本邦の民間団体による本邦内での環境保全活動

② ①に掲げる民間団体の活動の振興に必要な調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うこと。

### 三、地球環境基金の新設

事業団は、二の業務に必要な経費の財源をその運用によって得るために地球環境基金を設け、政府の出資金及び政府以外の者の出えん金をもってこれに充てるものとする。

### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

今日の環境問題、とりわけ地球環境保全のためには、国、地方公共団体にとどまらず、民間の役割が不可欠となっております。

このようなことから、本法律案は、環境事業団に地球環境基金を設け、その運用益によって民間団体の環境保全活動に対する助成

その他の支援を行わせることにより、内外の民間団体が行う環境保全活動の一層の振興を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、地球環境基金創設の目的、基金制度の適正な運営、助成対象事業の要件等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決を行いましたところ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し全会一致をもって附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。



衆議院議員提出法律案（二二件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送 付月日	本院へ 提出	参議院			衆議院			備考
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
11	衆議院議員小選挙区 画定等審議会設置法 案	佐藤観樹君 外二十四名 四二	四二二					政治改 革特委 四一四	未了		
10	公職選挙法の一部を 改正する法律案	佐藤観樹君 外二十四名 四二	四二二					政治改 革特委 四一四	未了		
9	政党助成法案	梶山静六君 外二十二名 四二	四八					政治改 革特委 四一四	未了		
8	政治資金規正法の一 部を改正する法律案	梶山静六君 外二十二名 四二	四八					政治改 革特委 四一四	未了		五、四、二三 一四
7	衆議院議員選挙区 画定委員会設置法案	梶山静六君 外二十二名 四二	四八					政治改 革特委 四一四	未了		
6	公職選挙法の一部を 改正する法律案	梶山静六君 外二十二名 五、四、二	五 四八					五、 四、一四 政治改 革特委	未了		
											備考

衆本会議趣旨説明

五、四、二三  
一四

2 4	1 8	1 5	1 4	1 3	1 2	号 番			
個人信用情報機関が保有する個人信用情報の保護等に関する法律案	住宅基本法案	国会法の一部を改正する法律案	政治倫理法案	政党交付金の交付に関する法律案	政治資金規正法の一部を改正する法律案	件 名			
日笠勝之君 外四名 （六、一四）	木間 章君 外六名 （六、一）	佐藤観樹君 外十八名 （四、一八）	佐藤観樹君 外十八名 （四、一八）	佐藤観樹君 外二十四名 （四、二四）	佐藤観樹君 外二十四名 （五、四、八）	提出者 （月日）			
六、六	六、三	四、二	四、二	四、二	四、五 四、二	予備送 付月日			
						本院へ 提出			
						付託	参 議 院		
						議決	衆 議 院		
						議決	衆 議 院		
未  了	建設 六一七	議院 運 四 四一四	議院 運 四 四一四	政治改 革特委 四一四	政治改 革特委 四一四	付託	衆 議 院		
	未 了	未 了	未 了	未 了	未 了	議決	衆 議 院		
						議決	衆 議 院		
		衆本会議趣旨説明				備 考			
				五、四、二 一四					

4 本会議決議

4	3	2	1	号 番
内閣総理大臣宮澤喜一君問責決議案	地方分権の推進に関する決議案	佐川急便・金丸事件に関わる政治的、道義的責任追及に関する決議案	政治の信頼確立と政治改革の推進に関する決議案	件 名
矢田部理君 外五名	佐藤三五君 外八名	上田耕一郎君	前田勲男君 外八名	提出者
六、一七	六、三	四、八	五、 四、八	提出月日
未		未		委員会付託
				委員会議決
了	可 六、四 決	了	可 五、 四、九 決	本会議議決
				備考

### 政治の信頼確立と政治改革の推進に関する決議

佐川急便事件等最近における相次ぐ一連の不祥事は、国民の政治に対する不振を増幅し、まさに憂慮すべき事態に至っている。

政治は、国民の信頼なくして成り立つものではなく、このまま事態を放置すれば、我が国の議会制民主主義は重大な危機に陥ることは明らかである。今こそ、このような事件の再発を防止し、政治に対する国民の信頼を回復することが急務である。

そのためには、国民の政治に対する厳しい批判を厳粛に受け止め、相次ぐ不祥事の根源を徹底的に究明するとともに、政治倫理の確立、選挙制度の改革等国民が納得できる抜本的政治改革に不退転の決意で取り組み、国民の信頼と負託に応えることが国会の責務である。

本院は、前国会以来、これらの課題実現のために鋭意努力を続けてきたところであるが、今国会においても、国民の政治に対する信頼をさらに向上させるため、実効をあげうる必要な措置を含め、抜本的な政治改革を断行し、もって政治への不信を払拭するよう努めるものとする。

なお、政府に対しても抜本的な政治改革の実現に積極的に努力するよう、強く要求するものである。

右決議する。

### 地方分権の推進に関する決議

今日、さまざまな問題を発生させている東京への一極集中を排除し、国土の均衡ある発展を図るとともに、国民が等しくゆとりと豊かさを実感できる社会を実現していくために、地方公共団体の果たすべき役割に国民の強い期待が寄せられており、中央集権的行政のあり方を問い直し、地方分権のより一層の推進を望む声は大きな流れとなっている。

このような国民の期待に応え、国と地方の役割を見直し、国から地方への権限移譲、地方税財源の充実強化等地方公共団体の自主性、自律性の強化を図り、二十一世紀にふさわしい地方自治を確立することが現下の急務である。

したがって、地方分権を積極的に推進するための法制定をはじめ、抜本的な施策を総力をあげて断行していくべきである。

右決議する。





# 五、委員会別国政調査概要

○内閣委員会

平成五年

二月 十八日 木曜日

今期国会における本委員会関係の内閣提出予定法律案に関する件、総理府関係の施策に関する件及び平成五年度内閣、総理府関係予算に関する件について河野内閣官房長官から、総務庁の基本方針に関する件及び平成五年度総務庁関係予算に関する件について鹿野総務庁長官から、防衛庁の基本方針に関する件について中山防衛庁長官から、平成五年度防衛庁関係予算に関する件及び平成五年度皇室費に関する件について政府委員からそれぞれ説明を聴いた。  
中期防衛力整備計画の修正に関する件について中山防衛庁長官から報告を聴いた。

四月二十七日 火曜日

陸上自衛隊調査学校の教育訓練に関する件、モザンビーク国際平和協力業務実施に関する件、カンボディアの現状と国際平和協力隊員等の安全対策に関する件、行政手続法案の提出時期等に関する件等について中山防衛庁長官、河野内閣官房長官、鹿野総務庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○地方行政委員会

平成五年

二月 十二日 金曜日

(暴力団員不当行為防止法及び

暴対法施行後の暴力団対策の成果と課題、シートベルトの装着状況とその成果と課題及び最近における風俗営業の現状と課題について政府委員から説明を聴いた後、政府委員に対し質疑を

風俗営業等に関する小委員会

二月 十八日 木曜日

行った。

地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について村田国務大臣から所信を聴いた。

平成五年度自治省関係予算及び警察庁関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

四月 八日 木曜日

地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について村田国務大臣、政府委員、厚生省、農林水産省、運輸省、法務省及び建設省当局に対し質疑を行った。

五月 十三日 木曜日

平成五年度の地方財政計画に関する件について村田自治大臣から概要説明を聴いた後、政府委員から補足説明を聴いた。

六月 一日 火曜日

地方行財政の拡充強化に関する決議を行った。

六月 三日 木曜日

地方自治法の一部を改正する法律案の草案について提案者久世公堯君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することに決定した。  
地方分権の推進に関する決議を行った。

○法務委員会

平成五年

二月二十三日 火曜日

法務行政の基本方針について後藤田法務大臣から所信を聴いた。  
平成五年度法務省及び裁判所関係予算について政府委員及び最高裁判所当局から説明を聴いた。

三月二十九日 月曜日

法務行政の基本方針に関する件について後藤田法務大臣、政府委員、総務庁、最高裁判所、警察庁及び文部省当局に対し質疑を行った。

四月二十二日 木曜日

政治改革への展望に関する件、ゼネコンの政治献金に関する件、企業の使途不明金に関する件、金丸事件の中間報告に関する件、皇太子殿下御成婚に伴う恩赦に関する件、国会議員の収賄罪に関する件、死刑確定者の信書の発受に関する件、北方領土旧島民の戸籍事務等に関する件、いじめ問題に関する件等について後藤田法務大臣、政府委員、建設省、国税庁、公正取引委員会、総務庁及び文部省当局に対し質疑を行った。

○外務委員会

平成五年

五月 十三日 木曜日

気候変動に関する国際連合枠組条約及び生物の多様性に関する条約に関する決議を行った。

○大蔵委員会

平成五年

二月 九日 火曜日

四月二十二日 木曜日

六月 八日 火曜日

財政及び金融等の基本施策に関する件について林大蔵大臣から所信を聴いた。

当面の財政及び金融施策に関する件について林大蔵大臣、政府委員、自治省、法務省、外務省、通商産業省及び経済企画庁当局に対し質疑を行った。

民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律案の草案について提案者竹山裕君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することに決定した。

○文教委員会

平成五年

二月 十八日 木曜日

二月二十三日 火曜日

文教行政の基本施策に関する件について森山文部大臣から所信を聴いた。

平成五年度文部省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

文教行政の基本施策に関する件について森山文部大臣、政府委員、厚生省、大蔵省、人事院、国税庁及び公正取引委員会当局に対し質疑を行った。

○厚生委員会

平成五年

二月 十八日 木曜日

厚生行政の基本施策に関する件について丹羽厚生大臣から所信を聴いた。  
平成五年度厚生省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

三月 二日 火曜日

厚生行政の基本施策に関する件について丹羽厚生大臣、政府委員、経済企画庁、国土庁、建設省、通商産業省、環境庁、農林水産省及び労働省当局に対し質疑を行った。

六月 三日 木曜日

歯科保健対策に関する件、診療報酬改定に関する件、水道水の水質基準と水道水源対策に関する件、保育所と措置制度に関する件、厚生省関係の審議会のあり方に関する件等について丹羽厚生大臣、政府委員、労働省及び文部省当局に対し質疑を行った。

○農林水産委員会

平成五年

二月二十三日 火曜日

平成五年度の農林水産行政の基本施策に関する件について田名部農林水産大臣から所信を聴いた。

三月二十五日 木曜日

畜産物等の価格安定等に関する件について政府委員、農林水産省及び厚生省当局に対し質疑を行った。  
畜産物価格及び繭糸価格に関する決議を行った。

三月二十九日 月曜日

平成五年度の農林水産行政の基本施策に関する件について田名部農林水産大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った。

五月十一日 火曜日

当面の農林水産行政に関する件について田名部農林水産大臣、政府委員、厚生省、環境庁、外務省及び通商産業省当局に対し質疑を行った。

六月一日 火曜日

派遣委員から報告を聴いた。

○商工委員会

平成五年

二月十八日 木曜日

経済計画等の基本施策に関する件について船田経済企画庁長官から所信を聴いた。  
通商産業行政の基本施策に関する件について森通商産業大臣から所信を聴いた。  
平成四年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について小粥公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

三月二十五日 木曜日

通商産業行政の基本施策に関する件及び経済計画等の基本施策に関する件等について森通商産業大臣、船田経済企画庁長官、小粥公正取引委員会委員長、政府委員、運輸省及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

四月二十七日 火曜日

新たな日米間協議等に関する件、公正取引委員会の機能強化に関する件、総合経済対策に関する

る件、ロシアの放射性廃棄物の海洋投棄に関する件、人形峠のウラン残土に関する件、円高に  
関する件、製造物責任法の導入問題に関する件、日本の貿易黒字是正の方策に関する件、対E  
C貿易に関する件等について森通商産業大臣、船田経済企画厅长官、小粥公正取引委員会委員  
長、政府委員、外務省、科学技術庁、大蔵省当局及び参考人動力炉・核燃料開発事業団理事竹  
之内一哲君に対し質疑を行った。

○運輸委員会

平成五年

二月 十八日 木曜日

四月 八日 木曜日

六月 三日 木曜日

運輸行政の基本施策に関する件について越智運輸大臣から所信を聴いた。  
平成五年度運輸省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

運輸行政の基本施策に関する件について越智運輸大臣、政府委員、警察庁及び建設省当局に対  
し質疑を行った。

伊豆東方沖火山群発地震の観測体制に関する件、佐川急便の特別監査に関する件、公共交通機  
関の小児運賃割引制度に関する件、関西国際空港開港に関する件、空港へのアクセスに関する  
件、成田空港問題のシンポジウムに関する件、「のぞみ」のトラブル多発に関する件、旅行に  
係る苦情処理に関する件、駅舎の障害者利用施設に関する件等について越智運輸大臣、政府委  
員、建設省、労働省、総務庁、消防庁及び運輸省当局に対し質疑を行った。



○通信委員会

平成五年

二月 十八日 木曜日

郵政行政の基本施策に関する件について小泉郵政大臣から所信を聴いた。

二月二十三日 火曜日

郵政行政の基本施策に関する件について小泉郵政大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

二月二十五日 木曜日

郵政行政の基本施策に関する件について小泉郵政大臣、政府委員、外務省当局、参考人日本放送協会会長川口幹夫君、同協会理事堀井良殷君、社団法人日本民間放送連盟専務理事松澤經人君及び日本電信電話株式会社取締役サービス開発本部長三輪佳生君に対し質疑を行った。

○労働委員会

平成五年

二月 十八日 木曜日

労働行政の基本施策に関する件について村上労働大臣から所信を聴いた。

平成五年度労働省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

三月二十五日 木曜日

労働行政の基本施策に関する件について村上労働大臣、政府委員、厚生省、経済企画庁及び警察庁当局に対し質疑を行った。

○建設委員会

平成五年

二月 十八日 木曜日

建設行政、国土行政及び北海道総合開発の基本施策に関する件について中村建設大臣、井上国土庁長官及び北北海道開発庁長官から所信を聴いた。

二月二十三日 火曜日

道路整備に関する件、建設工事の安全対策に関する件、北海道総合開発に関する件、住宅対策に関する件、リゾート整備に関する件等について中村建設大臣、井上国土庁長官、北北海道開発庁長官、政府委員、労働省、環境庁、運輸省当局、参考人住宅・都市整備公団理事立石真君、同公団理事斎藤衛君及び同公団総裁豊蔵一君に対し質疑を行った。

四月二十二日 木曜日

談合と独占禁止法運用に関する件、公共工事入札制度の適正化に関する件、建設業界の使途不明金に関する件、諸外国の入札制度に関する件等について中村建設大臣、政府委員、公正取引委員会、会計検査院、通商産業省、国税庁及び建設省当局に対し質疑を行った。

六月 四日 金曜日

建設産業における入札制度等の在り方に関する件について参考人富士大学経済学部教授前田邦夫君、東京大学工学部教授國島正彦君及び社団法人日本建設業団体連合会専務理事伊藤晴朗君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○予算委員会

平成五年

四月 一日 木曜日

予算の執行状況に関する件に関し東京佐川問題等について、参考人日本債券信用銀行頭取松岡誠司君に対し、質疑を行い、証人岡景俊君及び田代一正君から証言を聴いた。

四月 二日 金曜日

予算の執行状況に関する件に関し政治不祥事の解明と国政調査機能のあり方について、参考人弁護士堀田力君、関東学園大学法学部教授浅野一郎君及び北海道大学法学部助教授山口二郎君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。  
金丸前衆議院議員等の所得税法違反事件等の捜査処理等について後藤田法務大臣及び政府委員から報告を聴いた。

○決算委員会

平成五年

四月 五日 月曜日

派遣委員から報告を聴いた。

○科学技術特別委員会

平成五年

二月 十七日 水曜日

科学技術振興のための基本施策に関する件について中島科学技術庁長官から所信を聴いた。

<p>二月二十六日 金曜日</p>	<p>平成五年度科学技術庁関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。</p> <p>科学技術振興のための基本施策に関する件について中島科学技術庁長官、政府委員、文部省、厚生省、科学技術庁及び外務省当局に対し質疑を行った。</p> <p>派遣委員から報告を聴いた。</p>
-------------------	--

○環境特別委員会

<p>平成五年 二月二十二日 月曜日</p>	<p>公害対策及び環境保全の基本施策について林環境庁長官から所信を聴いた。</p> <p>平成五年度環境庁関係予算について政府委員から説明を聴いた。</p> <p>平成五年度各省庁の環境保全関係予算について政府委員から説明を聴いた。</p> <p>公害等調整委員会の事務概要等について政府委員から説明を聴いた。</p>
<p>四月 七日 水曜日</p>	<p>公害対策及び環境保全の基本施策について林環境庁長官、政府委員、林野庁、通商産業省、建設省、運輸省、郵政省、厚生省及び農林水産省当局に対し質疑を行った。</p>

○災害対策特別委員会

<p>平成五年 二月 九日 火曜日</p>	<p>平成五年釧路沖地震災害及び能登半島沖の地震災害について政府委員から報告を聴いた。</p>
---------------------------	---

二月二十二日 月曜日

災害対策の基本施策に関する件について井上国土庁長官から所信を聴いた。  
平成五年度防災関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

平成五年釧路沖地震災害被害状況及び復旧状況の实情について派遣委員から報告を聴いた。

平成五年釧路沖地震災害に関する件、平成三年雲仙・普賢岳噴火災害に関する件、震災対策に関する件等について井上国土庁長官、政府委員、運輸省、資源エネルギー庁、建設省、農林水産省、中小企業庁、厚生省、消防庁、総理府、気象庁及び外務省当局に対し質疑を行った。

四月 十六日 金曜日

地震予知に関する件、雲仙・普賢岳噴火災害対策に関する件、震災時応急医療に関する件、急傾斜地崩壊対策に関する件等について井上国土庁長官、政府委員、文部省、科学技術庁、建設省、気象庁、厚生省、中小企業庁、防衛庁、外務省及び林野庁当局に対し質疑を行った。

五月 十四日 金曜日

平成五年雲仙・普賢岳土石流災害について政府委員から報告を聴いた。

六月 二日 水曜日

平成五年雲仙・普賢岳土石流による被害の实情について派遣委員から報告を聴いた。  
雲仙・普賢岳噴火災害対策に関する件、伊豆半島東方沖群発地震に関する件、桜島の火山活動による被害対策に関する件、地球環境破壊と災害との関係に関する件等について井上国土庁長官、政府委員、気象庁、建設省、消防庁、運輸省、農林水産省、厚生省、文部省、資源エネルギー庁、環境庁、林野庁及び外務省当局に対し質疑を行った。

○沖縄及び北方問題に関する特別委員会

平成五年

三月二十六日 金曜日

平成五年度沖縄及び北方問題に関しての施策について渡辺外務大臣、鹿野総務庁長官及び北沖縄開発庁長官から所信を聴いた。

六月 二日 水曜日

八重山地域におけるマラリア問題に関する件、東シナ海における沖縄の漁船等への発砲事件に関する件、北方領土隣接地域振興に関する件、北方領土とのビザなし相互交流に関する件、厚生年金格差是正問題に関する件、米軍嘉手納弾薬庫隣接の残地補償に関する件、つぶれ地問題に関する件、沖縄の農業振興に関する件、県道一〇四号越え射撃訓練に関する件等について北国務大臣、政府委員、海上保安庁、運輸省、厚生省及び防衛施設庁当局に対し質疑を行った。

○土地問題等に関する特別委員会

平成五年

二月二十四日 水曜日

土地対策の基本方針及び当面の諸施策に関する件について井上国務大臣から所信を聴いた。

四月二十一日 水曜日

地価対策の目標に関する件、土地関連融資に関する件、土地税制に関する件、土地利用に関する件、土地情報整備に関する件、東京一極集中是正に関する件等について井上国務大臣、政府委員、大蔵省、国税庁、建設省、自治省、林野庁、文化庁及び厚生省当局に対し質疑を行った。

五月 十九日 水曜日

土地利用計画と土地税制に関する件、地価動向と土地政策に関する件、今後の都市整備のあり方に関する件等について参考人明海大学不動産学部長・財団法人土地総合研究所理事長石原舜介君、財団法人建設経済研究所常務理事長谷川徳之輔君及び東海大学開発技術研究所教授秋山政敬君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○国際問題に関する調査会

平成五年

二月二十六日 金曜日

二十一世紀に向けた日本の責務について東京大学教授渡辺昭夫君及び日本国際交流センター理事長山本正君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。  
中東和平問題等について海外派遣議員から概要報告を聴いた。

四月 十二日 月曜日

二十一世紀に向けた日本の責務について上智大学教授川田侃君及び国際日本文化研究センター教授飯田経夫君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

四月二十六日 月曜日

外交・総合安全保障に関する調査会調査報告書「九〇年代の日本の役割―環境と安全保障のあり方―」に関する政府の対応について政府委員、通商産業省、経済企画庁、文部省、建設省及び厚生省当局から説明を聴いた後、政府委員、外務省及び経済企画庁当局に対し質疑を行った。

六月 十四日 月曜日

国際問題に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

○国民生活に関する調査会

平成五年

二月 十九日 金曜日

本格的高齢社会への対応に関する件について参考人国立医療・病院管理研究所施設計画研究部地域医療施設計画研究室長外山義君、日本放送協会解説委員行天良雄君及び全国社会福祉協議会高年福祉部長和田敏明君から説明を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

四月 十六日 金曜日

本格的高齢社会への対応に関する件について総務庁、厚生省及び経済企画庁当局から説明を聴いた後、政府委員に対し質疑を行った。  
派遣委員から報告を聴いた。

四月二十三日 金曜日

本格的高齢社会への対応に関する件について文部省、通商産業省、労働省、農林水産省、運輸省及び建設省当局から説明を聴いた後、政府委員、文部省、厚生省及び通商産業省当局に対し質疑を行った。

五月二十一日 金曜日

本格的高齢社会への対応に関する件について参考人慶應義塾大学経済学部教授島田晴雄君及び日本大学経済学部教授・同人口研究所研究部長小川直宏君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

五月三十一日 月曜日

本格的高齢社会への対応に関する件について意見の交換を行った。



○産業・資源エネルギーに関する調査会

平成五年

二月 三日 水曜日

二十一世紀に向けての労働力事情の展望と課題に関する件、労働時間短縮の推進上の課題に関する件、二十一世紀に向けた労働力事情の変化に伴う労働者への影響に関する件及び二十一世紀に向けた労働力事情の変化と産業経済への影響に関する件について参考人日本労働研究機構研究所長・信州大学経済学部教授高梨昌君、日本労働組合総連合会副事務局長河口博行君及び日本経営者団体連盟専務理事小川泰一君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

二月 五日 金曜日

二十一世紀に向けたエネルギー長期需給動向に関する件、二十一世紀に向けた地球環境問題とエネルギーに関する件及び省エネルギーの現状と二十一世紀に向けた課題に関する件について参考人財団法人日本エネルギー経済研究所理事藤目和哉君、財団法人世界エネルギー会議東京大会組織委員会専務理事横堀恵一君及び財団法人省エネルギーセンター専務理事石田寛君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

二月二十四日 水曜日

高齢者の雇用問題に関する件、女性の雇用問題に関する件及び中小企業分野における雇用・労働時間短縮問題に関する件について参考人財団法人高齢者雇用開発協会理事長守屋孝一君、弁護士若菜允子君及び全国中小企業団体中央会常務理事錦織璋君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

二月二十六日 金曜日

二十一世紀に向けた地球環境問題とエネルギーに関する件及び省エネルギーと社会システムのあり方に関する件について参考人東京大学工学部教授茅陽一君、京都大学経済研究所所長佐和隆光君及び株式会社住環境計画研究所代表取締役中上英俊君から意見を聴いた後、各参考人に

対し質疑を行った。

四月 十四日 水曜日

労働力不足・労働時間短縮の産業経済に与える影響と課題に関する件、二十一世紀に向けての労働力不足問題への対応策に関する件及び日本型雇用システムと労働力不足・労働時間短縮問題に関する件について参考人中央大学総合政策学部教授水野朝夫君、上智大学国際関係研究所教授八代尚宏君及び東京大学法学部教授菅野和夫君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

派遣委員から報告を聴いた。

四月二十一日 水曜日

二十一世紀に向けた地球環境問題とエネルギーに関する件及び二十一世紀に向けた省エネルギーと社会システムのあり方に関する件について参考人芝浦工業大学システム工学部教授・東京大学名誉教授平田賢君、東京農工大学工学部教授柏木孝夫君及び東京大学工学部教授月尾嘉男君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

五月 十二日 水曜日

エネルギー対策の現状と課題に関する件について政府委員から説明を聴いた後、政府委員及び文部省当局に対し質疑を行った。

エネルギー需給の見通しと省エネルギー対策に関する件について意見の交換を行った。

五月二十六日 水曜日

二十一世紀型産業経済構造への課題―労働力問題を中心として―に関する件について意見の交換を行った。

六月 十四日 月曜日

産業・資源エネルギーに関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

(付) I 参議院役員一覧

役 員		召 集 日	会 期 中 選 任
議 長	原 文兵衛君		
副 議 長	赤 桐 操君		
常 任 委 員 長	内 閣	守 住 有 信君	
	地 方 行 政	佐 藤 三 吾君	
	法 務	片 上 公 人君	
	外 務	野 沢 太 三君	
	大 蔵	野 末 陳 平君	
	文 教	松 浦 功君	
	厚 生	細 谷 昭 雄君	
	農 林 水 産	吉 川 芳 男君	
	商 工	斎 藤 文 夫君	
	運 輸	高 桑 栄 松君	
	通 信	野 別 隆 俊君	
	労 働	田 辺 哲 夫君	
	建 設	梶 原 敬 義君	
	予 算	遠 藤 要君	
	決 算	大 淵 絹 子君	
	議 院 運 営	高 木 正 明君	前 田 勲 男 君 (5. 3. 12)
懲 罰	矢 田 部 理君		
特 別 委 員 長	科 学 技 術	刈 田 貞 子君	
	環 境	松 前 達 郎君	
	災 害 対 策	稲 村 稔 夫君	
	(選挙制度) 政 治 改 革	鎌 田 要 人君	坂 野 重 信君 (5. 4. 28)
	沖 縄 ・ 北 方	大 浜 方 栄君	
	土 地 問 題	青 木 薪 次君	
	国 会 移 転	高 木 正 明君	前 田 勲 男 君 (5. 3. 29)
調 査 会 長	国 際 問 題	佐々木 満君	
	国 民 生 活	鈴 木 省 吾君	
	産 業 ・ 資 源	浜 本 万 三君	
事 務 総 長	戸 張 正 雄君		
※ 5.4.28 選挙制度に関する特別委員会を政治改革に関する特別委員会に変更			

## (付) II 参議院会派別所属議員数表

(会期終了日 平5・6・18現在)

会 派	議員数	①平7・7・22任期満了			②平10・7・25任期満了		
		比例	選挙	計	比例	選挙	計
自由民主党	105 (6)	16 (2)	22 (1)	38 (3)	18 (1)	49 (2)	67 (3)
日本社会党・護憲民主連合	72(18)	19 (6)	30 (7)	49(13)	10 (2)	13 (3)	23 (5)
公明党・国民会議	24 (5)	6 (2)	4	10 (2)	8 (2)	6 (1)	14 (3)
民社党・スプーツ・国民連合	11	3	3	6	4	1	5
日本共産党	11 (4)	4 (2)	1 (1)	5 (3)	4	2 (1)	6 (1)
民主改革連合	11 (2)	0	11 (2)	11 (2)	0	0	0
二院クラブ	5	1	1	2	1	2	3
日本新党	4 (1)	0	0	0	4 (1)	0	4 (1)
各派に属しない議員	7 (1)	1	4 (1)	5 (1)	0	2	2
欠 員	2	0	0	0	1	1	2
合 計	252(37)	50(12)	76(12)	126(24)	50 (6)	76 (7)	126(13)

※ ( ) 内は女性議員数